

平成27年度

包括外部監査結果報告書

使用料及び手数料について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 坂下清司

金沢市議会議長 福田 太郎 様
金沢市長 山野 之義 様
金沢市監査委員 西村 賢了 様
金沢市監査委員 中島 秀雄 様
金沢市監査委員 田中 展郎 様
金沢市監査委員 松井 純一 様

平成 28 年 3 月 29 日

金沢市包括外部監査人

坂 下 清 司

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、平成 27 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

| | |
|---|----|
| 第1 外部監査の概要..... | 1 |
| 1 外部監査の種類 | 1 |
| 2 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由 | 1 |
| 4 外部監査の方法 | 1 |
| (1) 監査要点 | 1 |
| (2) 主な監査手続 | 1 |
| 5 外部監査の対象期間 | 1 |
| 6 外部監査の実施期間 | 1 |
| 7 監査人補助者 | 2 |
| 8 利害関係 | 2 |
| 第2 監査対象の概要..... | 3 |
| 1 使用料及び手数料の概要 | 3 |
| (1) 使用料 | 3 |
| (2) 手数料 | 4 |
| 2 金沢市の概要 | 5 |
| (1) 金沢市の概況 | 5 |
| (2) 金沢市の財政をめぐる概況 | 5 |
| (3) 監査対象の抽出 | 7 |
| 3 県庁所在地の中核市の平成26年度一般会計決算における使用料及び手数料等の状況..... | 9 |
| 第3 外部監査の結果..... | 10 |
| 1 使用料 | 10 |
| (1) 金沢市近江町交流プラザ | 10 |
| (2) I T ビジネスプラザ武蔵 | 19 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| (3) キゴ山周辺施設 | 28 |
| (3-1) 金沢市キゴ山ふれあいの里研修館 | 28 |
| (3-2) 金沢市キゴ山少年自然の家 | 31 |
| (3-3) 金沢市キゴ山天体観察センター | 33 |
| (4) 体育施設 | 36 |
| (5) 金沢市芸術文化ホール | 46 |
| (6) 文化施設 | 56 |
| (7) 観光駐車場 | 71 |
| (8) 駅前広場 | 86 |
| 2 手数料 | 95 |
| (1) 建設発生土受入手数料 | 95 |
| (2) 建築確認申請手数料、完了検査申請手数料 | 99 |
| (3) 廃棄物処理手数料 | 104 |
| (3-1) 廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分） | 104 |
| (3-2) 廃棄物処理手数料（家庭系） | 109 |
| (3-3) 廃棄物処理手数料（処理業許可等） | 114 |
| (4) 住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料 | 120 |
| 第4 総括 | 124 |
| 1 使用料及び手数料の設定の現状 | 124 |
| 2 使用料及び手数料の設定の方向性 | 124 |
| (1) 合理的かつ適正な受益者負担の検討・設定 | 125 |
| (2) 定期的な検証と記録 | 125 |
| (3) 行政コストの削減 | 125 |
| (4) 市民への説明と理解 | 125 |

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

使用料及び手数料について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など、厳しい財政状況が続く中で、今後とも健全な財政運営を堅持していくためには、事務事業の見直し等による歳出の削減と合わせて、歳入の確保に向けた取組が重要となる。

金沢市の平成27年度一般会計当初予算においては、使用料及び手数料が約33億6千万円となっており、貴重な自主財源となっていることに加え、社会環境が変化する中で、受益者負担の水準の妥当性や、適正かつ効率的な事務の執行がなされているかについて検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 使用料及び手数料が適切な設定・水準になっているか。
- ② 使用料及び手数料の徴収・収納事務が関係法令及び条例等に基づき適正に執行されているか。
- ③ 使用料及び手数料に関する事務が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成26年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成27年7月3日から平成28年3月16日まで

7 監査人補助者

塙 崎 俊 博（公認会計士）
窪 田 隆 之（公認会計士）
佐 藤 裕美子（公認会計士）
細 見 孝 次（公認会計士、弁護士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 使用料及び手数料の概要

使用料及び手数料については、地方自治法により徴収することができる旨規定されたものである。

(1) 使用料

地方自治法では、使用料について、以下のとおり規定している。

地方自治法（抜粋）

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

金沢市では、地方自治法に基づき、各施設の設置条例において、使用料に関する事項を定めており、行政財産の目的外使用については、金沢市市有財産条例第5条及び第5条の2において、以下のとおり規定している。

金沢市市有財産条例（抜粋）

(使用料)

第5条 行政財産を用途及び目的以外に使用させる場合は、市長が定める使用料を納付させるものとする。

第5条の2 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(2) 手数料

地方自治法では、手数料について、以下のとおり規定している。

地方自治法（抜粋）

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

金沢市では、地方自治法に基づき、金沢市手数料条例又は個別の条例において、手数料に関する事項を定めており、手数料条例においては、以下のとおり規定している。

金沢市手数料条例（抜粋）

第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの
- (3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

2 金沢市の概要

(1) 金沢市の概況

金沢市は、明治22年4月1日に市制が施行され、太平洋戦争でも戦災を受けず、城下町の町並み、文化や伝統などを温存し、石川県の県庁所在地として発展を続けた。

平成8年4月1日、中核市に指定され、歴史や伝統、学術・文化を大切にしながらも、絶えず革新の営みを続けてきたこれまでのまちづくりは、平成21年に「歴史都市」、「創造都市」として認められるまでになり、平成25年には世界の「交流拠点都市金沢」の実現という新たな都市像を策定した。

平成27年4月1日現在における世帯数及び人口等の状況は、以下のとおりである。

表1 世帯数及び人口等の状況（平成27年4月1日現在）

| | |
|-------------------------|---------|
| 世帯数（世帯） | 199,174 |
| 人口（人） | 464,237 |
| 男（人） | 225,443 |
| 女（人） | 238,794 |
| 1世帯当たりの人口（人） | 2.33 |
| 人口密度（人／m ² ） | 990.6 |
| 面積（km ² ） | 468.64 |

（注）世帯数及び人口は推計である。

(2) 金沢市の財政をめぐる概況

過去5年間の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおりである。

使用料及び手数料は、31億円～33億円であり、歳入に占める割合は1.8%～1.9%となっており、大きな変化は見られない。また、人口1人当たりの使用料及び手数料も6.8千円～7.1千円となっており、大きな変化は見られない。

表2 一般会計歳入決算額の推移

(単位：千円)

| 款別 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市税 | 77,190,286 | 77,317,296 | 76,708,744 | 77,843,545 | 79,280,714 |
| 地方譲与税 | 1,353,620 | 1,328,784 | 1,251,395 | 1,196,383 | 1,141,081 |
| 利子割交付金 | 299,717 | 264,050 | 260,476 | 198,096 | 184,251 |
| 配当割交付金 | 92,617 | 111,285 | 115,908 | 236,137 | 445,667 |
| 株主等譲渡所得割交付金 | 36,874 | 32,909 | 37,282 | 406,075 | 272,653 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 49,238 | 49,068 | 46,783 | 47,223 | 49,747 |
| 地方消費税交付金 | 4,918,548 | 4,939,613 | 4,973,604 | 4,931,215 | 5,902,613 |
| 特別地方消費税交付金 | 130 | 100 | — | — | — |
| 自動車取得税交付金 | 383,619 | 328,222 | 374,125 | 401,490 | 178,847 |
| 国有提供施設等所在市助成交付金 | 15,431 | 15,615 | 15,656 | 15,665 | 15,321 |
| 地方特例交付金 | 735,310 | 645,962 | 287,852 | 282,221 | 268,097 |
| 地方交付税 | 18,168,654 | 18,468,944 | 18,253,903 | 16,835,466 | 16,097,886 |
| 交通安全対策特別交付金 | 101,477 | 97,702 | 94,772 | 89,735 | 78,712 |
| 分担金及び負担金 | 3,229,824 | 3,299,285 | 3,353,823 | 3,423,212 | 3,472,395 |
| 使用料及び手数料 | 3,167,742 | 3,202,138 | 3,158,921 | 3,203,683 | 3,313,977 |
| 国庫支出金 | 25,618,468 | 26,675,379 | 22,822,804 | 25,725,839 | 28,207,795 |
| 県支出金 | 7,971,817 | 8,401,461 | 7,660,748 | 8,796,485 | 8,601,460 |
| 財産収入 | 1,082,087 | 666,136 | 503,833 | 463,183 | 478,033 |
| 寄附金 | 53,637 | 64,308 | 48,224 | 14,715 | 196,708 |
| 繰入金 | 1,110,959 | 391,908 | 879,847 | 336,588 | 1,558,588 |
| 繰越金 | 2,501,340 | 2,808,233 | 2,356,287 | 2,685,740 | 3,097,868 |
| 諸収入 | 3,276,934 | 3,304,399 | 3,031,714 | 2,566,627 | 5,621,968 |
| 市債 | 22,851,400 | 20,182,300 | 19,619,800 | 19,048,800 | 23,225,000 |
| 計 | 174,209,729 | 172,595,097 | 165,856,501 | 168,748,123 | 181,689,381 |
| 歳入に占める使用料及び手数料の割合 (%) | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.8 |
| 人口1人当たりの使用料及び手数料 | 6.9 | 6.9 | 6.8 | 6.9 | 7.1 |

また、過去5年間の自主財源、自主財源比率及び人口1人当たりの自主財源額の推移は、以下のとおりである。

自主財源比率は過去5年間で52%～54%で推移しており、大きな変化は見られない。人口1人当たりの自主財源額については、平成26年度で前年度より13.5千円増加しているが、諸収入が約30億円、市税が約14億円及び繰入金が約12億円前年度より増加したことなどによるものである。

表3 自主財源及び自主財源比率等の推移

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自主財源（千円） | 91,612,809 | 91,053,703 | 90,041,393 | 90,537,293 | 97,020,251 |
| 自主財源比率（%） | 52.6 | 52.8 | 54.3 | 53.7 | 53.4 |
| 人口1人当たりの 自主財源額（千円） | 198.4 | 197.1 | 194.7 | 195.5 | 209.0 |

(注) 自主財源は市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計である。

(3) 監査対象の抽出

① 使用料の抽出基準

原則、以下の条件を満たす施設の使用料を監査対象とした。

- 一般的に不特定多数の者に利用されている施設であること
- 取扱金額が比較的多額（平成26年度決算が概ね5,000千円以上）であること
- 国及び県等の使用料に準拠していないこと

表4 監査対象施設

| 所管課 | 施設名 |
|------------|--|
| 市民協働推進課 | 金沢市近江町交流プラザ |
| ものづくり産業支援課 | I T ビジネスプラザ武蔵 |
| 生涯学習課 | 金沢市キゴ山ふれあいの里研修館、金沢市キゴ山少年自然の家、金沢市キゴ山天体観察センター |
| 市民スポーツ課 | 金沢市総合体育館、市民体育館（9施設）、金沢市額谷ふれあい体育館、プール（3施設）、テニスコート（6施設）、金沢市営陸上競技場、金沢市営球技場、金沢市安原スポーツ広場、金沢市営専光寺ソフトボール場、金沢市営医王山スキー場、金沢市内川スポーツ広場、金沢市戸室スポーツ広場、金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、ジュニアスポーツコート、金沢市営浅野運動広場など18施設 |
| 文化政策課 | 金沢歌劇座、金沢市文化ホール、金沢市アートホール、金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢市老舗記念館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、金沢21世紀美術館、徳田秋聲記念館、金沢文芸館、金沢能楽美術館、金沢市民芸術村、金沢市おしがはら工房、金沢市牧山ガラス工房、金沢湯涌創作の森 |
| 企画調整課 | 鈴木大拙館 |
| 歴史建造物整備課 | 金沢湯涌江戸村 |
| 観光交流課 | 長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山河畔観光駐車場、東山観光バス駐車場、東山北観光駐車場、にし茶屋観光駐車場 |
| 道路管理課 | 金沢駅東広場、金沢駅西広場 |

②手数料の抽出基準

原則、以下の条件を満たす手数料を監査対象とした。

- ・取扱金額が比較的多額（平成26年度決算が概ね5,000千円以上）であること
- ・自治事務であること

表5 監査対象手数料

| 所管課 | 手数料名 |
|------------------------------|------------------------------|
| 道路建設課 | 建設発生土受入手数料 |
| 建築指導課 | 建築確認申請手数料、完了検査申請手数料 |
| 環境政策課、 リサイクル推進課、 環境指導課 | 廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分、家庭系、処理業許可等） |
| 市民課 | 住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料 |

3 県庁所在地の中核市の平成26年度一般会計決算における使用料及び手数料等の状況

県庁所在地の中核市の平成26年度一般会計決算における使用料及び手数料等の状況は、以下のとおりである。

金沢市は、使用料及び手数料の収入金額は、中核市平均より多いものの、歳入に占める割合は、中核市平均を若干下回っている。また、自主財源及び自主財源比率をみると、中核市平均を上回っている。

表6 平成26年度一般会計決算の使用料及び手数料等の状況

| 中核市名 | 歳入金額 (千円) | 使用料及び手数料 | | 自主財源 (千円) | 自主財源 比率 (%) |
|------|---------------|-------------|------------------|---------------|----------------|
| | | 金額 (千円) | 歳入に占める 割合 (%) | | |
| 青森市 | 130, 177, 788 | 1, 818, 892 | 1. 4 | 50, 876, 551 | 39. 1 |
| 盛岡市 | 112, 415, 002 | 1, 808, 700 | 1. 6 | 51, 486, 071 | 45. 8 |
| 秋田市 | 127, 675, 869 | 2, 342, 154 | 1. 8 | 57, 804, 821 | 45. 3 |
| 宇都宮市 | 195, 872, 687 | 3, 380, 751 | 1. 7 | 130, 121, 305 | 66. 4 |
| 前橋市 | 143, 882, 689 | 3, 357, 483 | 2. 3 | 78, 641, 553 | 54. 7 |
| 富山市 | 167, 465, 570 | 2, 517, 215 | 1. 5 | 86, 741, 555 | 51. 8 |
| 金沢市 | 181, 689, 381 | 3, 313, 977 | 1. 8 | 97, 020, 251 | 53. 4 |
| 長野市 | 170, 584, 272 | 2, 691, 357 | 1. 6 | 83, 260, 271 | 48. 8 |
| 岐阜市 | 162, 705, 789 | 3, 248, 281 | 2. 0 | 96, 918, 560 | 59. 6 |
| 大津市 | 117, 781, 610 | 3, 249, 551 | 2. 8 | 61, 498, 445 | 52. 2 |
| 奈良市 | 126, 662, 495 | 2, 111, 834 | 1. 7 | 61, 554, 559 | 48. 6 |
| 和歌山市 | 145, 607, 075 | 2, 532, 765 | 1. 7 | 70, 969, 812 | 48. 7 |
| 高松市 | 157, 920, 654 | 3, 496, 890 | 2. 2 | 80, 105, 717 | 50. 7 |
| 松山市 | 185, 905, 935 | 3, 003, 302 | 1. 6 | 83, 432, 941 | 44. 9 |
| 高知市 | 152, 425, 136 | 2, 879, 501 | 1. 9 | 57, 019, 188 | 37. 4 |
| 長崎市 | 215, 045, 023 | 4, 447, 835 | 2. 1 | 74, 347, 684 | 34. 6 |
| 大分市 | 166, 465, 175 | 3, 163, 094 | 1. 9 | 90, 871, 697 | 54. 6 |
| 宮崎市 | 159, 614, 147 | 1, 897, 425 | 1. 2 | 67, 752, 208 | 42. 4 |
| 鹿児島市 | 254, 148, 489 | 6, 179, 819 | 2. 4 | 113, 827, 657 | 44. 8 |
| 那覇市 | 139, 934, 899 | 2, 999, 998 | 2. 1 | 58, 141, 173 | 41. 5 |
| 平均 | 160, 698, 984 | 3, 022, 041 | 1. 9 | 77, 619, 601 | 48. 3 |

(注) 1. 金沢市以外の網掛けは、当該項目で最も高い数値を示している。

2. 宇都宮市の自主財源には、諸収入として中小企業事業資金貸付金返済収入200億円が含まれている。

第3 外部監査の結果

1 使用料

(1) 金沢市近江町交流プラザ

①施設の概要

金沢市は、まちなかにおける市民の学習活動の場、親子の集いの場及び食育の推進に関する活動の場として広く市民の利用に供し、もって多様な世代の交流の促進とまちのにぎわいの創出に資するため、近江町交流プラザを設置している。

| | |
|-------|---|
| 開館 | 平成21年4月4日 |
| 所在地 | 金沢市青草町88番地 近江町いちば館3・4階 |
| 施設の規模 | 延床面積 2,205.54m ² (3階1,102.77m ² 、4階1,102.77m ²) |
| 主な施設 | 3階 ちびっこ広場、食育広場 (キッチンスタジオなど) 4階 まなびい広場 (集会室、研修室など) |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時 ・ちびっこ広場：午前10時～午後6時 ・食育広場：午前10時～午後9時 |
| 休館日 | 水曜日 (その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日)、年末年始 (12月29日～翌年1月3日) |

②使用料

ア 使用料の推移

| 部屋名 | 床面積 (m ²) | 使用区分 | 平成26年3月31日までの使用料 (円) | 平成26年4月1日以降の使用料 (円) |
|------|-----------------------|------|----------------------|---------------------|
| 研修室1 | 75.13 | 午前 | 1,560 | 1,600 |
| | | 午後 | 2,080 | 2,140 |
| | | 夜間 | 1,560 | 1,600 |
| | | 全日 | 5,200 | 5,340 |
| 研修室2 | 63.37 | 午前 | 1,320 | 1,360 |
| | | 午後 | 1,750 | 1,790 |
| | | 夜間 | 1,320 | 1,360 |
| | | 全日 | 4,390 | 4,510 |
| 研修室3 | 31.44 | 午前 | 650 | 670 |
| | | 午後 | 880 | 900 |
| | | 夜間 | 650 | 670 |
| | | 全日 | 2,180 | 2,240 |
| 集会室 | 134.95 | 午前 | 2,800 | 2,880 |
| | | 午後 | 3,740 | 3,840 |
| | | 夜間 | 2,800 | 2,880 |
| | | 全日 | 9,340 | 9,600 |

| 部屋名 | 床面積 (m ²) | 使用区分 | 平成26年3月31日 までの使用料(円) | 平成26年4月1日 以降の使用料(円) |
|----------|--------------------------|------|-------------------------|------------------------|
| プレイルーム | 144.56 | 午前 | 3,000 | 3,080 |
| | | 午後 | 4,000 | 4,120 |
| | | 夜間 | 3,000 | 3,080 |
| | | 全日 | 10,000 | 10,280 |
| 和室 | 56.92 | 午前 | 1,180 | 1,210 |
| | | 午後 | 1,580 | 1,630 |
| | | 夜間 | 1,180 | 1,210 |
| | | 全日 | 3,940 | 4,050 |
| キッチンスタジオ | 160.39 | 午前 | 3,700 | 3,800 |
| | | 午後 | 3,700 | 3,800 |
| | | 夜間 | 3,700 | 3,800 |
| | | 全日 | 11,100 | 11,400 |

(注) 使用区分の「午前」は午前9時から正午(キッチンスタジオは午前10時から午後1時)、「午後」は午後1時から午後5時(キッチンスタジオは午後2時から午後5時)、「夜間」は午後6時から午後9時、「全日」は午前9時から午後9時(キッチンスタジオは午前10時から午後9時)までである。

イ 使用料の算出方法

上記の使用料は、金沢市近江町交流プラザ条例によって定められている。

当該条例で上記の額と定められた根拠は、年間の光熱水費、管理運営費及び地代の合計額をもとに日額m²単価を求め、各部屋の面積を乗じて使用料を設定したものであり、具体的には以下のとおりである。

表7 金沢市近江町交流プラザ条例制定時の必要経費見込み (単位:円)

| 区分 | | 平成21年度開設時の検討 |
|-------|----------------|--------------|
| 光熱水費 | 直接執行分:都市ガス | 4,320,000 |
| | 負担金:上水道・電気(ガス) | 9,120,000 |
| | 負担金:共用部 | 3,312,000 |
| 管理運営費 | 負担金(共益費) | 12,942,000 |
| | 委託料(清掃、空調保守) | 7,145,000 |
| 地代 | | 10,140,000 |
| 合計(A) | | 46,979,000 |

なお、上記管理運営費のうち負担金については近江町いちば館管理組合へ管理費等負担金として支出され、委託料については金沢市から業者に発注されるものである。

- ⑦ 総床面積 2,205.54m²
- ① 年度開所日数 308日
- ④ 日額m²単価 (A/⑦/①) 69.2円

日額m²単価に各部屋の床面積を乗じて、以下のとおり全日の使用料が算出される。

表8 平成26年3月31日までの使用料

| 区分 | 床面積 (m ²) ① | 日額m ² 単価 (円) ② | 算出使用料 (円) ①×② | 平成26年3月31日 までの使用料(円) |
|----------|----------------------------|---------------------------------|---------------------|-------------------------|
| 研修室1 | 75.13 | 69.2 | 5,198 | 5,200 |
| 研修室2 | 63.37 | 69.2 | 4,385 | 4,390 |
| 研修室3 | 31.44 | 69.2 | 2,175 | 2,180 |
| 集会室 | 134.95 | 69.2 | 9,338 | 9,340 |
| プレイルーム | 144.56 | 69.2 | 10,003 | 10,000 |
| 和室 | 56.92 | 69.2 | 3,938 | 3,940 |
| キッチンスタジオ | 160.39 | 69.2 | 11,098 | 11,100 |

なお、平成26年4月1日に使用料が改定されているが、これは消費税増税に伴うものである。すなわち、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増税相当額を使用料に加算し、新使用料を算出した。具体的な算出方法は以下のとおりである。

i 原則として、「旧使用料÷1.05×1.08=新使用料」という計算式により算出している。
ただし、以下のとおり端数の調整を行っている。

ii キッチンスタジオ以外の部屋

午前（3時間）・午後（4時間）・夜間（3時間）・全日（10時間）の各時間帯の使用料を上記計算式で算出し（10円未満切捨て）、午前+午後+夜間の合計額と全日の使用料との差額が10円の場合は、午後の使用料に10円を加算し、20円の場合は午後と夜間の使用料に10円ずつを加算している。

iii キッチンスタジオ

午前（3時間）・午後（3時間）・夜間（3時間）の各時間帯について、上記計算式で新使用料を算出し（10円未満切捨て）、これを合計したものを全日の新使用料としている。

キッチンスタジオについては、午前・午後・夜間で使用時間の長さが同じであるため、異なる算出方法を採用している。

ウ 使用料の見直しの検討

使用料については、上記の消費税増税時を除けば、平成23年度において、次年度の予算要求に合わせて見直しが検討されている。

平成20年の金沢市近江町交流プラザ条例制定時と同様の算出方法により、平成23年度の見直し検討時の金額をベースに算出すると、以下のとおりとなる。

表9 平成23年度の見直し検討時

(単位：円)

| 区分 | | 平成23年度見直し検討 |
|-------|----------------|-------------|
| 光熱水費 | 直接執行分：都市ガス | — |
| | 負担金：上水道・電気（ガス） | 4,997,200 |
| | 負担金：共用部 | 2,675,000 |
| 管理運営費 | 負担金（共益費） | 11,594,440 |
| | 委託料（清掃、空調保守） | 4,679,000 |
| 地代 | | 10,140,000 |
| | 合計（A） | 34,085,640 |

⑦ 総床面積 2,205.54m²

① 年度開所日数 308日

⑧ 日額m²単価（A／⑦／①） 50.2円

表10 平成23年度見直し検討時の算出使用料

| 区分 | 床面積（m ² ） ⑨ | 日額m ² 単価 (円) ⑩ | 算出使用料 (円) ⑨×⑩ | 当時の使用料 (円) | 差額（円） |
|----------|---------------------------|---------------------------------|---------------------|---------------|--------|
| 研修室1 | 75.13 | 50.2 | 3,771 | 5,200 | △1,429 |
| 研修室2 | 63.37 | 50.2 | 3,181 | 4,390 | △1,209 |
| 研修室3 | 31.44 | 50.2 | 1,578 | 2,180 | △ 602 |
| 集会室 | 134.95 | 50.2 | 6,774 | 9,340 | △2,566 |
| プレイルーム | 144.56 | 50.2 | 7,256 | 10,000 | △2,744 |
| 和室 | 56.92 | 50.2 | 2,857 | 3,940 | △1,083 |
| キッチンスタジオ | 160.39 | 50.2 | 8,051 | 11,100 | △3,049 |

金沢市近江町交流プラザ条例制定時と平成23年度の見直し検討時では、使用料算出のもととなった光熱水費や管理運営費に大きな差がある。

これは、当該条例制定時、つまり使用料を設定した平成20年度は、近江町いちば館のビルは建設中で、組織や施設の運用方法が確定していないため、類似施設の経費を参考に、光熱水費や管理運営費を見込み、使用料を算出しているのに対し、平成23年度の見直し検討時は開館後の実績値をもとに算出しているためである。

平成23年度の見直し検討時の数値をベースに使用料を算出すると、約27.5%の引下げとなるが、改定しなかった理由については、検討過程の記録がないため不明確である。開館直後であり、引き下げる必要性に乏しいと考えられたことや、周辺の貸館施設とのバランス等も考慮したものと思われる。

なお、平成26年度の実績値で同様に算出するとすれば、以下のとおり、日額m²単価は51.3円となり、現在も金沢市近江町交流プラザ条例制定時の算出根拠となった推定値と実績が乖離した状態が続いている。

表11 平成26年度実績値

(単位：円)

| 区分 | | 平成26年度実績値 |
|-------|----------------|------------|
| 光熱水費 | 直接執行分：都市ガス | — |
| | 負担金：上水道・電気（ガス） | 5,834,055 |
| | 負担金：共用部 | — |
| 管理運営費 | 負担金（共益費） | 14,635,224 |
| | 委託料（清掃、空調保守） | 4,274,492 |
| 地代 | | 10,110,756 |
| | 合計（A） | 34,854,527 |

⑦ 総床面積 2,205.54m²

① 年度開所日数 308日

② 日額m²単価（A／⑦／①） 51.3円

③歳入歳出実績及び稼働率等の推移

ア 過去5年間の歳入歳出実績の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入 | 3,688 | 4,066 | 4,844 | 5,431 | 5,748 |
| 歳出 | 40,893 | 38,889 | 39,804 | 39,989 | 40,483 |
| 委託料 | 5,027 | 4,725 | 4,779 | 4,924 | 4,777 |
| 負担金（注） | 29,417 | 28,284 | 29,621 | 29,704 | 30,580 |
| その他 | 6,449 | 5,880 | 5,404 | 5,361 | 5,126 |
| 収支 | △37,205 | △34,823 | △34,960 | △34,558 | △34,735 |

(注) 主として、入居する近江町いちば館管理組合負担金である。

イ 過去5年間の利用回数及び稼働率の推移（まなびい広場・食育広場）

| 年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
|----------------------------|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|------|
| 開館日数（日） | | 308 | | 308 | | 308 | | 308 | | 308 | | |
| 区分 | | 利用回数（回） | 稼働率（%） | |
| ま な び い 広 場 | 研修室1 | 午前 | 96 | 31.2 | 83 | 26.9 | 82 | 26.6 | 107 | 34.7 | 130 | 42.2 |
| | | 午後 | 195 | 63.3 | 166 | 53.9 | 154 | 50.0 | 188 | 61.0 | 242 | 78.6 |
| | | 夜間 | 105 | 34.1 | 135 | 43.8 | 193 | 62.7 | 185 | 60.1 | 168 | 54.5 |
| | | 合計 | 396 | 42.9 | 384 | 41.6 | 429 | 46.4 | 480 | 51.9 | 540 | 58.4 |
| | 研修室2 | 午前 | 102 | 33.1 | 109 | 35.4 | 104 | 33.8 | 146 | 47.4 | 133 | 43.2 |
| | | 午後 | 197 | 64.0 | 193 | 62.7 | 225 | 73.1 | 205 | 66.6 | 240 | 77.9 |
| | | 夜間 | 134 | 43.5 | 182 | 59.1 | 193 | 62.7 | 199 | 64.6 | 167 | 54.2 |
| | | 合計 | 433 | 46.9 | 484 | 52.4 | 522 | 56.5 | 550 | 59.5 | 540 | 58.4 |

| 年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
|---------|--------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------|
| 開館日数(日) | | 308 | | 308 | | 308 | | 308 | | 308 | | |
| 区分 | | 利用回数 (回) | 稼働率 (%) | |
| まなびい広場 | 研修室3 | 午前 | 127 | 41.2 | 168 | 54.5 | 152 | 49.4 | 167 | 54.2 | 194 | 63.0 |
| | | 午後 | 207 | 67.2 | 254 | 82.5 | 247 | 80.2 | 263 | 85.4 | 273 | 88.6 |
| | | 夜間 | 142 | 46.1 | 177 | 57.5 | 204 | 66.2 | 197 | 64.0 | 183 | 59.4 |
| | | 合計 | 476 | 51.5 | 599 | 64.8 | 603 | 65.3 | 627 | 67.9 | 650 | 70.3 |
| | 集会室 | 午前 | 128 | 41.6 | 129 | 41.9 | 134 | 43.5 | 127 | 41.2 | 123 | 39.9 |
| | | 午後 | 147 | 47.7 | 148 | 48.1 | 173 | 56.2 | 159 | 51.6 | 173 | 56.2 |
| | | 夜間 | 108 | 35.1 | 117 | 38.0 | 147 | 47.7 | 164 | 53.2 | 130 | 42.2 |
| | | 合計 | 383 | 41.5 | 394 | 42.6 | 454 | 49.1 | 450 | 48.7 | 426 | 46.1 |
| | プレイ | 午前 | 97 | 31.5 | 133 | 43.2 | 166 | 53.9 | 186 | 60.4 | 216 | 70.1 |
| | | 午後 | 54 | 17.5 | 80 | 26.0 | 124 | 40.3 | 133 | 43.2 | 106 | 34.4 |
| | | 夜間 | 115 | 37.3 | 111 | 36.0 | 148 | 48.1 | 175 | 56.8 | 164 | 53.2 |
| | | 合計 | 266 | 28.8 | 324 | 35.1 | 438 | 47.4 | 494 | 53.5 | 486 | 52.6 |
| | 和室 | 午前 | 43 | 14.0 | 48 | 15.6 | 59 | 19.2 | 66 | 21.4 | 106 | 34.4 |
| | | 午後 | 95 | 30.8 | 117 | 38.0 | 97 | 31.5 | 125 | 40.6 | 139 | 45.1 |
| | | 夜間 | 39 | 12.7 | 87 | 28.2 | 117 | 38.0 | 132 | 42.9 | 124 | 40.3 |
| | | 合計 | 177 | 19.2 | 252 | 27.3 | 273 | 29.5 | 323 | 35.0 | 369 | 39.9 |
| | 合計 | 午前 | 593 | 32.1 | 670 | 36.3 | 697 | 37.7 | 799 | 43.2 | 902 | 48.8 |
| | | 午後 | 895 | 48.4 | 958 | 51.8 | 1,020 | 55.2 | 1,073 | 58.1 | 1,173 | 63.5 |
| | | 夜間 | 643 | 34.8 | 809 | 43.8 | 1,002 | 54.2 | 1,052 | 56.9 | 936 | 50.6 |
| | | 合計 | 2,131 | 38.4 | 2,437 | 44.0 | 2,719 | 49.0 | 2,924 | 52.7 | 3,011 | 54.3 |
| 食育広場 | キッズチーン | 午前 | 75 | 24.4 | 81 | 26.3 | 87 | 28.2 | 88 | 28.6 | 93 | 30.2 |
| | | 午後 | 63 | 20.5 | 74 | 24.0 | 78 | 25.3 | 79 | 25.6 | 75 | 24.4 |
| | | 夜間 | 7 | 2.3 | 5 | 1.6 | 8 | 2.6 | 8 | 2.6 | 9 | 2.9 |
| | | 合計 | 145 | 15.7 | 160 | 17.3 | 173 | 18.7 | 175 | 18.9 | 177 | 19.2 |
| 総合計 | | 午前 | 668 | 31.0 | 751 | 34.8 | 784 | 36.4 | 887 | 41.1 | 995 | 46.2 |
| | | 午後 | 958 | 44.4 | 1,032 | 47.9 | 1,098 | 50.9 | 1,152 | 53.4 | 1,248 | 57.9 |
| | | 夜間 | 650 | 30.1 | 814 | 37.8 | 1,010 | 46.8 | 1,060 | 49.2 | 945 | 43.8 |
| | | 合計 | 2,276 | 35.2 | 2,597 | 40.2 | 2,892 | 44.7 | 3,099 | 47.9 | 3,188 | 49.3 |

(注) 稼働率は「利用回数÷稼働日数」で算出している。また、小数点第2位を四捨五入して表示している。

ウ 過去5年間の利用者数の推移（ちびっこ広場）

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用 広場 | 大人（人） | 22,127 | 21,861 | 23,535 | 22,076 | 23,048 |
| | 子供（人） | 21,802 | 21,946 | 24,174 | 22,320 | 22,797 |
| | 合計（人） | 43,929 | 43,807 | 47,709 | 44,396 | 45,845 |
| 一時 預か り | 親子組数（組） | 16,853 | 17,108 | 18,947 | 17,475 | 18,204 |
| | 市内（人） | 1,105 | 1,483 | 1,955 | 1,941 | 2,179 |
| | 市外・県外（人） | 176 | 240 | 279 | 213 | 181 |
| 合計（人） | | 1,281 | 1,723 | 2,234 | 2,154 | 2,360 |

(注) 上記のうち、広場利用者数は、利用に当たって利用者が記入する用紙への記入人数により集計しているが、記入せずに利用している利用者もいる可能性があるため、実際の利用者数は上記を上回っている可能性がある。

④利用申込み・予約等

ア 手続

- i 利用日の3か月前から予約の受付を開始する（前日まで予約可）。
- ii 利用希望者は、電話又は訪問して、空き状況を確認する。
- iii 利用希望者は、利用日時について仮押さえが可能である（電話でも仮押さえ可）。
- iv 利用希望者は、仮押さえから2週間以内に、近江町交流プラザ窓口で、使用申請書を提出し、使用料を現金で納付する。

使用料が納付された時点で予約が確定し、仮押さえから2週間の期限が経過すると、仮押さえはその効力を失う。

イ 利用目的

- i 営利目的、宗教の勧誘目的での利用はできない。
- ii 営利行為につながる商品説明会、体験会、資格取得研修会等での利用もできない。
- iii 参加費等を徴収する場合は、営利目的でないこと（収益がないこと）を確認するため、収支の概算が分かる資料の提出を要する。

ウ 使用料納付後の事務手続等

- i 利用希望者は、使用申請書とともに使用料を納付する。
使用料の納付は全て現金で行われている。
- ii 受領した現金は所定の場所に保管の上、担当職員が翌日の午後2時までに指定口座に入金する。
- iii 担当職員は、上記使用申請書と使用承認書（書式）を添付して決裁伺書を提出する（館長専決）。
- iv 使用が承認されれば使用承認書を発行する。
- v 釣銭準備金として、一定額を保有している。

⑤使用料の減免

近江町交流プラザの使用料は、金沢市近江町交流プラザ条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市近江町交流プラザの使用料の減免に関する要綱」に定められている。

当該要綱において、減免の対象となるのは、「金沢市又は金沢市教育委員会が主催又は共催する事業等（第2条第1号及び第2号）」であり、個別の使用目的に着目した減免は行っていない。また、同条第3号には、「市長が特に必要があると認めるとき」に減免することができると定められているが、この規定に基づく減免の実績はない。

平成26年度の減免実績は40件、298,770円である。その主な内容は、金沢市介護保険課主催の「すこやか筋力トレーニング教室」と、元町福祉健康センターの特定保健指導である。

（監査手続）

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、納付された使用料の金額が使用申請書と一致していることを確認の上、指定口座に入金する手続に立ち会って入金状況を観察し、また、釣銭準備金の保管状況及び金額について実査を行った。
- ③減免について、申請から承認までの手續が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：登記簿謄本、売買契約書、減免申請書、使用申請書、使用承認書、決裁伺書等

（監査結果）

①使用料の徴収事務について

納付された使用料の金額は使用申請書と一致しており、釣銭準備金の金額は所定の金額と一致していることを確認した。また、釣銭準備金の保管状況や指定口座に入金する手續も確認したが、これらの事務において、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

「金沢市近江町交流プラザの使用料の減免に関する要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手續も検証したが適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

近江町交流プラザの開設のために、金沢市は9億円を拠出しているが、使用料は、先述のとおり、1年間に要する光熱水費・管理運営費・地代をもとに算出されており、開設に要した費

用や職員の人物費は含まれていないため、後述のＩＴビジネスプラザ武蔵よりもかなり低額に設定されている。

これは、近江町交流プラザが、学習・子育て・食育の活動を行い、多様な世代の交流を図ることを目的とした施設であることによるものであるが、実績値に基づいて算出すれば、使用料は25%～27%程度低く設定される可能性が高い。

すなわち、近江町交流プラザの使用料は、「光熱水費・管理運営費・地代」に基づいて算出するとしながら、実績値と大きく乖離しており、また、平成23年度の見直し検討時において、実績値に基づく使用料の算出を行っているものの、結果、使用料を改定しなかった経緯や理由等に係る一連の記録が十分に整理されていないため、それ以降の見直し等の過程に生かすことができない状況にある。

このため、現行の使用料の設定根拠となっている経費が、実績値と大きく乖離していることを踏まえ、算出方法の見直しや使用料改定の必要性について、十分な協議検討を行うとともに、こうした検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として活用していく必要がある。

【意見】

近江町交流プラザ使用料の設定根拠となっている「光熱水費・管理運営費・地代」に係る経費が、実績値と大きく乖離していることを踏まえ、使用料の算出方法の見直しや使用料改定の必要性について、十分な協議検討を行うとともに、こうした検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として活用していく必要がある。

④使用料収入の確保について

施設使用料を適切に設定する一方で、施設の利用を促進することにより、使用料収入を確保していくことが必要である。

近江町交流プラザの利用申込みについては、利用目的の確認の必要性や特定の人や団体が一度に多数の部屋を押さえることのないよう、現状ではインターネットでの利用申込みができない。しかし、インターネットでの利用申込みができないのは現代の社会情勢にはそぐわない。実際、金沢市や石川県が運営する施設でもインターネットでの利用申込みが可能な施設は多数存在しており、近江町交流プラザにおいて対応できないというのは市民には理解しがたい。

利用目的の確認等は、インターネットを利用しても申込書の書式等を整備することにより対応可能であり、特定の人や団体が一度に多数の部屋を押さえてしまわないようにするために、一定の利用制限を設けるなど工夫することが可能と思われる。

近江町交流プラザ使用料の収入確保につなげるため、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。

【意見】

近江町交流プラザにあっては、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。

(2) I T ビジネスプラザ武蔵

①施設の概要

金沢市は、独創的なアイデア又は独自の技術を基にして創造的な事業を新たに行う者を支援し、及び映像、デザイン等に関する事業に携わる人材を育成することにより、地域の文化を基盤とする新たな産業の創出を図り、もって産業の振興に資するため、I T ビジネスプラザ武蔵を設置している。

| | |
|-------|---|
| 開館 | 平成16年 7月17日 |
| 所在地 | 金沢市武蔵町14番31号 めいてつエムザ 4階～6階 |
| 施設の規模 | 延床面積 1,999.79m ² (4階664.97m ² 、5階666.74m ² 、6階668.08m ²) |
| 主な施設 | 4階 事務室、情報化研修室、マルチメディアスタジオ、編集室、 サロンスペース、ライブラリーコーナー、 インキュベーション施設（ブース6区画、ルーム2室） 5階 研修室1・2・3、会議室1・2、 インキュベーション施設（ブース4区画、ルーム2室） 6階 交流室1・2、控室1・2 |
| 開館時間 | インキュベーション施設以外 午前10時～午後10時 |
| 休館日 | インキュベーション施設以外 年末年始（12月29日～翌年1月3日） |
| 利用条件 | インキュベーション施設（ブース・ルーム）の使用は、情報の処理又は提供、映像情報又はデザインの制作に関するものその他これらに類する事業を行っている者に限る。 ブースは創業3年未満の者のみ使用可。 使用期間は最長で3年間。 |

②使用料

ア ビジネスブース及びビジネスルームの使用料

| 区分 | 月額使用料（円） | |
|-----------------------------|----------|--------|
| ビジネスブース（約8m ² ） | 1年目 | 19,860 |
| | 2年目 | 22,340 |
| | 3年目 | 24,830 |
| ビジネスルーム1（23m ² ） | | 62,360 |
| ビジネスルーム2（15m ² ） | | 44,970 |
| ビジネスルーム3（17m ² ） | | 47,730 |
| ビジネスルーム4（25m ² ） | | 69,810 |

イ 各部屋の使用料及び推移

| 区分 | 床面積 (m ²) | 収容 人数 (人) | 使用 区分 | 平成16年度から 平成20年度まで の使用料 (円) | 平成21年度から 平成25年度まで の使用料 (円) | 平成26年度以降 の使用料 (円) |
|------------------|--------------------------|-----------------|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| マルチメディア アスタジオ | 95 | — | 午前 | 2,390 (4,780) | 2,470 (4,940) | |
| | | | 午後 | 4,790 (9,580) | 4,920 (9,840) | |
| | | | 夜間 | 4,790 (9,580) | 4,920 (9,840) | |
| | | | 全日 | 11,970 (23,940) | 12,310 (24,620) | |
| 編集室 | 14 | — | 午前 | 360 (720) | 370 (740) | |
| | | | 午後 | 700 (1,400) | 720 (1,440) | |
| | | | 夜間 | 700 (1,400) | 720 (1,440) | |
| | | | 全日 | 1,760 (3,520) | 1,810 (3,620) | |
| 情報化研修室 | 55 | 22 | 午前 | 1,390 | 1,420 | |
| | | | 午後 | 2,770 | 2,850 | |
| | | | 夜間 | 2,770 | 2,850 | |
| | | | 全日 | 6,930 | 7,120 | |
| 研修室 1 | 105 | 50 | 午前 | — | 2,640 | 2,720 |
| | | | 午後 | — | 5,280 | 5,430 |
| | | | 夜間 | — | 5,280 | 5,430 |
| | | | 全日 | — | 13,200 | 13,580 |
| 研修室 2 | 66 | 32 | 午前 | — | 1,670 | 1,720 |
| | | | 午後 | — | 3,350 | 3,440 |
| | | | 夜間 | — | 3,350 | 3,440 |
| | | | 全日 | — | 8,370 | 8,600 |
| 研修室 3 | 61 | 26 | 午前 | — | 1,540 | 1,570 |
| | | | 午後 | — | 3,070 | 3,160 |
| | | | 夜間 | — | 3,070 | 3,160 |
| | | | 全日 | — | 7,680 | 7,890 |
| 会議室 1 | 28 | 12 | 午前 | — | 700 | 720 |
| | | | 午後 | — | 1,410 | 1,450 |
| | | | 夜間 | — | 1,410 | 1,450 |
| | | | 全日 | — | 3,520 | 3,620 |

| 区分 | 床面積 (m ²) | 収容 人数 (人) | 使用 区分 | 平成16年度から 平成20年度まで の使用料 (円) | 平成21年度から 平成25年度まで の使用料 (円) | 平成26年度以 降の使用料 (円) |
|-------|--------------------------|-----------------|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 会議室 2 | 28 | 12 | 午前 | | 700 | 720 |
| | | | 午後 | | 1,410 | 1,450 |
| | | | 夜間 | | 1,410 | 1,450 |
| | | | 全日 | | 3,520 | 3,620 |
| 交流室 1 | 183 | 82 | 午前 | | 4,610 | 4,750 |
| | | | 午後 | | 9,220 | 9,480 |
| | | | 夜間 | | 9,220 | 9,480 |
| | | | 全日 | | 23,050 | 23,710 |
| 交流室 2 | 135 | 62 | 午前 | | 3,410 | 3,490 |
| | | | 午後 | | 6,800 | 7,000 |
| | | | 夜間 | | 6,800 | 7,000 |
| | | | 全日 | | 17,010 | 17,490 |
| 控室 1 | 13 | 4 | 午前 | | 330 | 340 |
| | | | 午後 | | 650 | 670 |
| | | | 夜間 | | 650 | 670 |
| | | | 全日 | | 1,630 | 1,680 |
| 控室 2 | 16 | 4 | 午前 | | 410 | 410 |
| | | | 午後 | | 800 | 830 |
| | | | 夜間 | | 800 | 830 |
| | | | 全日 | | 2,010 | 2,070 |

(注) 1. 使用区分の「午前」は午前10時から正午、「午後」は午後1時から午後5時、「夜間」は午後6時から午後10時、「全日」は午前10時から午後10時までである。

2. 冷暖房を使用する場合は、25%増となる。
3. () 内の使用料は、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料である。

ウ 使用料の算出方法

上記の使用料は、ITビジネスプラザ武蔵条例によって定められている。

当該条例で上記の額と定められた根拠は、施設の減価償却費相当額及び維持管理費等とともに日額m²単価を求め、各部屋の面積を乗じて使用料を設定したものであり、具体的には以下のとおりである。

i 減価償却費相当額

(単位：千円)

| 区分 | 金額等 | 備考 |
|----------|---------|------------|
| 建設費⑦ | 329,008 | 契約額 |
| 実施設計 | 6,825 | |
| 監理委託 | 6,000 | |
| 工事 | 302,190 | |
| 解体工事 | 2,993 | |
| 初度備品 | 11,000 | |
| 交付税相当額① | 70,875 | 75%×30%（注） |
| 償却基礎額⑦ | 258,133 | ⑦-① |
| 償却期間⑨ | 38年 | |
| 減価償却費相当額 | 6,114 | ⑦×90%／⑨ |

(注) 当該施設の建設に当たり、金融機関から借り入れた市債の償還に合わせて地方交付税が交付（算入）されており、建設費（実施設計、監理委託、工事）に対する市債の充当率が75%、その30%に交付税が算入される。

ii 市債利子

(単位：千円)

| 区分 | 金額等 | 備考 |
|-------------------|--------|------------------------------------|
| 市債利子総額の70% (⑦) | 30,295 | 30%は地方交付税が交付される ので金沢市の負担は70%となる |
| 償却期間（⑨） | 38年 | |
| 利子算入額 | 797 | ⑦／⑨ |

iii 維持管理費

(単位：千円)

| 区分 | 金額 |
|-------|--------|
| 人件費 | 1,855 |
| 光熱水費 | 6,700 |
| 管理費 | 8,080 |
| 組合負担金 | 9,021 |
| 合計 | 25,656 |

iv 日額m²単価

(単位：千円)

| 区分 | 金額 |
|----------|--------|
| 減価償却費相当額 | 6,114 |
| 利子算入額 | 797 |
| 維持管理費 | 25,656 |
| 合計 (A) | 32,567 |

営業面積 (B) 1,011m²

営業日数 (C) 255日

日額m²単価 (A／B／C) 126円

日額m²単価に各部屋の床面積を乗じて、全日の使用料が算出される。

インキュベーション施設（ビジネスベース及びビジネスルーム）については、365日利用可能であるため、以下の計算方法により、日額m²単価を算出し、インキュベーション施設の床面積を乗じて使用料が算出されている。

$$32,567\text{千円} \text{ (上記A)} / 1,011\text{m}^2 \text{ (上記B)} / 365\text{日} = 88\text{円} / \text{m}^2$$

エ 使用料の見直し

i 平成21年度に研修室1・2、インキュベーションベース7～10、インキュベーションルーム3・4を追加整備した。

これらの施設の使用料については、開設時の社会情勢と大きな変化はないと考えられたことから、上記の日額m²単価を利用し、設定をした。

ii 平成26年度に消費税増税に伴い使用料の改定を行った。

各使用料の税抜価格に8%を加算し、1円単位を切り捨てて使用料を算出している。

ただし、算出の結果、全日の使用料と、各時間帯の使用料の合計額に差額が出た場合は端数を調整し、10円の差が出た場合は午前中の使用料に加算し、20円の差が出た場合は午後及び夜間の使用料を10円ずつ加算している。

③過去5年間の歳入歳出実績の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入（使用料収入） | 18,835 | 17,514 | 17,180 | 16,788 | 16,506 |
| 入居系 | 3,958 | 3,099 | 1,441 | 790 | 1,495 |
| 研修室等 | 14,426 | 13,929 | 15,171 | 15,514 | 14,731 |
| 附属設備等 | 451 | 486 | 568 | 484 | 280 |
| 歳出 | 39,972 | 40,564 | 35,571 | 40,265 | 44,713 |
| 人件費 | 12,112 | 12,180 | 6,932 | 6,647 | 6,602 |
| 需用費 | 4,383 | 4,033 | 4,959 | 4,467 | 4,908 |
| 委託料 | 7,858 | 7,682 | 7,628 | 7,327 | 7,868 |
| 使用料及び賃借料 | 5,778 | 5,882 | 5,899 | 6,029 | 2,574 |
| 負担金 | 8,639 | 9,937 | 9,428 | 14,665 | 21,609 |
| その他 | 1,202 | 850 | 725 | 1,130 | 1,152 |
| 収支 | △21,137 | △23,050 | △18,391 | △23,477 | △28,207 |

(注) 1. 平成25年度の入居系の収入が790千円と落ち込んでいるのは3年間の期間満了となる利用者の退去時期が重なったことによる。また、平成22年度は全室入居の時期もあったため、多額になっている。

2. 人件費は、平成22年度及び平成23年度が非常勤職員4名分（館長1名、ディレクター1名、アシスタントディレクター2名）であるのに対し、平成24年度以降は、非常勤職員2名分（アシスタントディレクター2名）と臨時職員1名分である。
3. 負担金が、平成25年度及び平成26年度において高額になっているのは、金沢ニュースカイビルの各設備更新工事等に伴うものである。

④過去5年間の稼働率の推移

過去5年間の稼働率の推移は以下のとおりである。なお、時間帯ごとの稼働率については、把握することができなかった。

表12 過去5年間の稼働率の推移

(単位：%)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| マルチメディアスタジオ | 24.4 | 32.0 | 35.4 | 35.4 | 33.6 |
| 編集室 | 8.8 | 12.3 | 11.2 | 11.2 | 12.5 |
| 情報化研修室 | 33.3 | 38.3 | 32.0 | 32.0 | 32.7 |
| 研修室1 | 25.6 | 30.5 | 31.2 | 31.2 | 27.0 |
| 研修室2 | 34.4 | 34.3 | 44.3 | 44.3 | 43.1 |
| 研修室3 | 45.4 | 37.6 | 41.2 | 41.2 | 38.4 |
| 会議室1 | 47.0 | 46.9 | 45.5 | 45.5 | 42.2 |
| 会議室2 | 40.1 | 37.0 | 40.7 | 40.7 | 39.4 |
| 交流室1 | 17.9 | 14.2 | 20.8 | 20.8 | 15.1 |
| 交流室2 | 14.3 | 12.9 | 20.2 | 20.2 | 13.7 |

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交流室1・2 | 14.4 | 13.9 | 12.4 | 12.4 | 14.9 |
| 控室1 | 14.7 | 13.9 | 16.5 | 16.5 | 14.9 |
| 控室2 | 11.8 | 12.7 | 14.5 | 14.5 | 12.1 |
| 平均 | 25.5 | 25.9 | 28.2 | 28.2 | 26.1 |

(注) 1. 稼働率は、午前、午後及び夜間の区分で「利用回数÷（開館日数×3区分）」で算出している。

2. 「交流室1・2」は、交流室1と交流室2を合わせて使用する場合であり、交流室1の稼働率は、上記「交流室1」の稼働率に上記「交流室1・2」の稼働率を足したものになる（例えば、平成26年度の交流室1の稼働率は $15.1\% + 14.9\% = 30.0\%$ ）。

⑤利用申込み・予約等

ア 手続

- i 利用者から利用申込みがあると予約として受け付けられる（予約確定。インターネットでの申込みも可）。
- ii 予約者には納付書が送付される。
- iii 納付書による納付期限は、納付書発送日を含めて15日間に設定されている。
- iv 前日予約の場合は、当日に現金で納付する。

イ 利用目的

営利目的で使用する場合は許可を得ることが必要であるが（ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則第11条）、施設の開設趣旨に鑑み、基本的には許可を得ることができる。

ウ 使用料納付後の事務手続等

- i 納付された金額を確認の上、公金払込書兼領収証書、領収現金・入処理一覧表に記載の上、金庫に保管する。
- ii 受領した当日又は翌日（金融機関が休みのときは翌営業日）に指定口座に入金する。
- iii 毎日、業務終了時に、公金払込書兼領収証書と領収現金・入処理一覧表を元に、金庫の金額を確認する。

⑥使用料の減免

ITビジネスプラザ武蔵は起業者の支援を目的としていることから、「クリエイティブベンチャーシティ金沢ビジネスプランアワード」の採択者には、ビジネスブースの使用料を半年間無料にする支援を行っており、同採択者からの減免申請を受けて使用料を全額免除している。

「クリエイティブベンチャーシティ金沢ビジネスプランアワード」とは、起業や新分野進出を目指す個人・グループ・中小企業者から広くビジネスプランを募集し、優秀なプランについて事業化に向けた支援を行う金沢市の事業であり、採択者には、資金面での支援（奨励金）と環境面での支援（ビジネスブースの無償提供）を行っている。

平成26年度の減免実績は4件、2,000千円となっており、これらは全て採択者に対するものである。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を観察し、納付された使用料の金額が書類と一致していることを確認の上、指定口座に入金する手続に立ち会って入金状況を観察し、また、釣銭準備金及び納付された使用料について実査を行った。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：パンフレット、入居者募集要項、「クリエイティブベンチャーシティ金沢ビジネスプランアワード」要項、減免申請書、決裁伺書、ITビジネスプラザ武蔵使用承認書、領収現金・入処理一覧表等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について
納付された使用料の金額は関係資料（領収現金・入処理一覧表）と一致しており、釣銭準備金の金額は所定の金額と一致していることを確認した。また、釣銭準備金の保管状況や指定口座に入金する手續も確認したが、これらの事務において問題点は検出されなかった。
- ②使用料の減免について
減免の申請から承認までの手続を検証したが、金沢市事務決裁規則に基づき適切に行われており、指摘すべき事項はない。
- ③使用料の設定について
ITビジネスプラザ武蔵と、近隣にある近江町交流プラザの同規模の研修室の稼働率を比較すると、以下のとおりである。

表13 稼働率の比較

| 施設名 | 室名 | 床面積 | 稼働率 |
|-------------|------|---------------------|-------|
| ITビジネスプラザ武蔵 | 研修室3 | 61.00m ² | 38.4% |
| 近江町交流プラザ | 研修室2 | 63.37m ² | 58.4% |

両施設は目的や利用形態が異なるため、単純に比較することは難しいが、稼働率の差の最も大きな要因は、使用料の相違であると考えられる。

近江町交流プラザの研修室2を全日使用する場合の使用料は4,510円、ITビジネスプラザ武蔵の研修室3を全日使用する場合の使用料は7,890円（冷暖房を利用すると9,860円）となっており、ITビジネスプラザ武蔵の研修室の方が割高となっている。

これは、使用料設定の際の計算方法として、減価償却費相当額や市債利子など建設に係る費用が算定の基礎になっているか否かという点で、大きな差が生じているものである。

このため、ITビジネスプラザ武蔵の使用料については、稼働率が低迷している状況も踏まえ、他の類似施設との統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など、施設の特殊性等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

【意見】

ITビジネスプラザ武蔵の使用料については、稼働率が低迷している状況も踏まえ、他の類似施設との統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など、施設の特殊性等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

(3) キゴ山周辺施設

(3-1) 金沢市キゴ山ふれあいの里研修館

金沢市は、医王山山麓キゴ山の豊かな自然環境の中で、人と人、人と自然とのふれあいの場を通して、心身ともに健全な青年の育成を図り、かつ、市民の農林漁業についての理解を深めるとともに、社会教育の振興及び周辺地域の活性化に資するため、キゴ山ふれあいの里を設置し、キゴ山ふれあいの里研修館及び野外自然活用施設を置いている。

なお、キゴ山ふれあいの里研修館と、後述するキゴ山少年自然の家及びキゴ山天体観察センターについては、平成28年4月に「金沢市キゴ山ふれあい研修センター」として統合することが予定されているが、今監査は原則、平成26年度を対象期間とし、平成27年度中に実施しているものであることから、報告書中の記載については、現行の施設名称や使用料等としている。

①施設の概要

| | |
|-------|---|
| 開館 | 昭和63年4月 |
| 所在地 | 金沢市小豆沢町ヲ4番地 |
| 施設の規模 | 本館 鉄筋コンクリート造3階建 (延床面積 3,017.89m ²) 体育館 鉄筋コンクリート造平屋建 (延床面積 914.96m ²) |
| 主な施設 | 宿泊室20室(定員152人)、研修室9室 食堂、浴室、体育館等 |
| 休館日 | 月曜日(その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日) |
| 使用者 | 自主的な研修計画をもつ青少年又は一般の団体 |
| その他 | 周辺にあけぼの広場、体験農園、緑地広場、わんぱく広場、芝そりゲレンデ、クロスカントリーコース、あやめ園等が設置されている。 |

②使用料

| 区分 | | 金額(円) | 備考 |
|-----------------------|------------|--------|--------|
| 宿泊使用料 (1泊) | 青少年(30歳以下) | 540 | |
| | 一般(31歳以上) | 1,080 | |
| 各施設日帰り 使用料 (全日) | 体育館(全面) | 14,040 | |
| | 研修集会室 | 10,800 | 100名収容 |
| | 第1研修室 | 5,400 | 45名収容 |
| | 視聴覚室 | 8,100 | 45名収容 |
| | 工芸実習室 | 8,100 | 35名収容 |
| | 和室研修室 | 2,700 | 15畳 |

(注) 1. 宿泊を伴う場合、各施設の使用料は無料となる。

2. 各施設日帰り使用料は、使用時間により異なるが、例として全日利用の場合を記載している。

③過去5年間の使用料収入及び宿泊者数の推移

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 使用料収入（千円） | 5,795 | 5,984 | 5,625 | 6,228 | 5,656 |
| 宿泊者数（人） | 8,327 | 8,799 | 8,613 | 8,944 | 7,388 |
| 社会教育関係（人） | 2,296 | 1,950 | 2,661 | 2,328 | 2,001 |
| 学校関係（人） | 4,046 | 4,246 | 3,052 | 3,610 | 3,125 |
| 職域事業所（人） | 732 | 932 | 1,024 | 1,621 | 939 |
| その他（人） | 1,253 | 1,671 | 1,876 | 1,385 | 1,323 |

④使用料の減免

キゴ山ふれあいの里研修館の使用料は、金沢市キゴ山ふれあいの里条例第10条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「申請に対する処分の審査基準」に定められている。

当該審査基準では、「少年自然の家を宿泊を伴って利用しようとする団体が少年自然の家の利用定員を超えるため、少年自然の家と併せてふれあいの里研修館を使用する場合。」に減免できるとしている。

平成26年度の減免実績は1件、4,320円である。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、担当者に使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

- ④使用料の算定資料入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山ふれあいの里条例、同条例施行規則、申請に関する処分の審査基準、
使用申請書、使用料減免申請書、減免決定通知書、使用料積算内訳、ふれあいの里宿泊実績、領収証書受払管理簿、歳入調定簿兼収入原簿、使用料見直しの検討資料、他都市の類似施設の使用料の現状調査資料、決算附属資料等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について

歳入調定簿兼収入原簿と公金振替書を突合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。収納の面において、問題点は検出されなかったが、利用者の年齢確認と利用者区分の特定を行う際の事務手続については改善が必要である。

当該施設の宿泊使用料は、30歳以下540円、31歳以上1,080円と、年齢により異なる使用料を設定しているが、利用者の自己申告により年齢を確認し、利用者区分を特定している状況にあ

る。今後は適正な利用者負担を求めるため、運転免許証などの身分証を提示させ、年齢を確実に確認することにより、利用者区分を特定し、使用料を徴収すべきである。

【指摘事項】

キゴ山ふれあいの里研修館にあっては、利用者の年齢により使用料が異なることから、身分証を提示させるなど、年齢を確実に確認することにより、利用者区分を特定し、適正な使用料を徴収すべきである。

②使用料の減免について

「申請に対する処分の審査基準」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

毎年、所管課において、使用料改定の検討は行われるが、他の類似施設の使用料と比較し、高額な施設に分類されるとのことから、昭和63年の開館以来、使用料は据置きとしている。

表14 北陸三県の市立の類似施設との使用料比較

| 施設名 | 設置者 | 団体所在 | 宿泊使用料（円） | | |
|-----------------|-----|------|----------|---------|-------|
| | | | 小・中学生 | 高校生・大学生 | 一般 |
| キゴ山ふれあいの里研修館（注） | 金沢市 | 一律 | 540 | 540 | 1,080 |
| 里山自然学校大杉みどりの里 | 小松市 | 市内 | 200 | 800 | 1,200 |
| | | 市外 | 600 | 800 | 1,200 |
| 富山市野外教育活動センター | 富山市 | 一律 | 280 | 840 | 840 |
| 福井市少年自然の家 | 福井市 | 市内 | 100 | 320 | 540 |
| | | 市外 | 210 | 640 | 1,080 |

（注）青少年（30歳以下）540円。一般（31歳以上）1,080円。

青年の育成や社会教育の振興等を目的とする施設であるため、頻繁に改定を行わなくとも問題はないと考えるが、金沢市の公共施設として設置している以上、市民又は金沢市に拠点を置く団体の便益に資することが必要である。

表14では、北陸三県の市立施設において、市内外の団体区分を設け、使用料を設定している施設があることが分かる。また、後述するキゴ山少年自然の家においても、使用者を市内外に区分し、異なる使用料を設定していることを踏まえると、キゴ山ふれあいの里研修館の宿泊使用料の体系については、十分に検討に値するものと考える。

(3－2) 金沢市キゴ山少年自然の家

金沢市は、自然環境の中で、心身ともに健全な少年の育成を図るため、キゴ山少年自然の家を設置している。

①施設の概要

| | |
|-------|--|
| 開館 | 昭和51年6月 |
| 所在地 | 金沢市平等本町力13番地1 |
| 施設の規模 | 管理棟 鉄筋コンクリート造一部2階建 (延床面積1,064.35m ²) 宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 (延床面積1,402.10m ²) プレールーム 鉄筋コンクリート造平屋建 (延床面積 528.33m ²) |
| 主な施設 | 宿泊室24室(定員192人)、指導員室4室(定員10人)、多目的室、研修室、食堂、浴室、プレールーム |
| 休館日 | 月曜日(その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日) |
| 使用者 | 以下のいずれかに該当する者で構成する概ね8人以上の団体 ・義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者 ・少年団体の構成員及びその指導者 ・その他教育委員会が適当と認める者 |
| その他 | 周辺に、野外自然活用施設として、どんぐり広場、日本海広場、野外炊飯場3棟、きもだめしコース、戸室キャンプ場が設置されている。 |

②使用料

| 区分 | | 金額(円) |
|---------------|------------------------------|-------|
| 宿泊使用料 (1泊) | 市内の義務教育諸学校の児童・生徒等(引率者・指導者含む) | 無料 |
| | 市外の義務教育諸学校の児童・生徒等(引率者・指導者含む) | 300 |

③過去5年間の使用料収入及び宿泊者数の推移

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 使用料収入(千円) | 2,726 | 2,799 | 2,607 | 2,412 | 2,434 |
| 宿泊者数(人) | 8,136 | 8,410 | 7,895 | 7,006 | 7,526 |
| 有料者(人) | 2,849 | 2,603 | 2,375 | 2,436 | 2,091 |
| 無料者(人) | 5,287 | 5,807 | 5,520 | 4,570 | 5,435 |
| 宿泊延べ人数(人) | 18,068 | 17,828 | 17,459 | 16,055 | 16,339 |

④使用料の減免

キゴ山少年自然の家の使用料は、金沢市キゴ山少年自然の家条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市キゴ山少年自然の家使用料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。

- ア 石川県立の特殊教育諸学校での義務教育において、その利用者が本市内在住者で多数を占める場合の学校授業又は学校行事として児童及び生徒並びにその引率者が使用する場合
 - イ 少年自然の家又は青年の家の職員により構成される団体が職員の研修を目的として使用する場合
 - ウ キゴ山少年自然の家又はキゴ山天体観察センターが主催する行事で使用する場合
- なお、平成26年度に減免した実績はない。

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②施設を視察し、担当者に使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山少年自然の家条例、同条例施行規則、使用料積算内訳、宿泊実績、領収証書受払管理簿、歳入調定簿兼収入原簿、使用料見直しの検討資料、他都市の類似施設の使用料の現状調査資料、決算附属資料等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について
歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書を突合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。これらの手続において、問題点は検出されなかった。
- ②使用料の設定について
毎年、所管課において、使用料改定の検討は行われている。開館以来、当施設は市内団体のみに利用許可しており、宿泊料は無料としていたが、平成10年度に天体観察センターを併設したことにより、市外団体にも利用させることとし、市外団体については、1人300円の使用料とした。それ以降は、他の市立の類似施設使用料と比較しても妥当な水準と考えており、使用料は据置きとしている。
また、少年の育成を目的とする施設であるため、キゴ山ふれあいの里研修館使用料と同様に、頻繁に改定を行わなくとも問題はないと考える。

(3－3) 金沢市キゴ山天体観察センター

金沢市は、子どもたちが天体観察、科学実験等の学習活動を通して、宇宙についての理解を深めることにより、創造性豊かな子どもの育成を図るとともに、広く市民の生涯学習の振興に資するため、キゴ山天体観察センターを設置している。

多人数で天体観察ができる天体ドームをはじめ、講義や実験ができる宇宙科学工房、雨天時にも星空を見ることができるプラネタリウム室等、体験型の活動を重視した施設となっている。

①施設の概要

| | |
|-------|--|
| 開館 | 平成10年10月 |
| 所在地 | 金沢市平等本町カ13番地1 |
| 施設の規模 | 鉄筋コンクリート造4階建（延床面積1,601.99m ² ） |
| 主な施設 | 天体観察室（ドーム）、プラネタリウム室、展示ホール、休憩スペース、宇宙科学工房（レクチャールーム）、実験コーナー、屋外観察デッキ |
| 開館時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 休館日 | 月曜日（その日が休日に当たるときはその直後の休日以外の日） 年末年始（12月29日～翌年1月3日） |

市内中心部から距離を置き、街の光から離れたキゴ山に位置することから、プラネタリウム観覧のみならず、実際の星空を体験してもらうイベントも開催している。

②観覧料

キゴ山天体観察センターのプラネタリウム観覧料は、以下のとおりである。

なお、金沢市内の義務教育諸学校の学校授業又は学校行事として観覧しようとする児童及び生徒並びにその引率者については、無料としている。

| 区分 | | 金額（円） |
|----|-------|-------|
| 個人 | 一般 | 510 |
| | 中学生以下 | 300 |
| 団体 | 一般 | 410 |
| | 中学生以下 | 200 |

(注) 団体とは、代表者・責任者を有する20人以上の集まりをいう。

③過去5年間の観覧料収入及び観覧者数の推移

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観覧料収入（千円） | 2,277 | 3,290 | 3,311 | 2,091 | 2,045 |
| プラネタリウム観覧者数(人) | 11,761 | 16,887 | 15,303 | 10,661 | 10,638 |
| 有料観覧者(人) | 6,791 | 9,387 | 9,253 | 6,188 | 5,655 |
| 無料観覧者(人) | 4,970 | 7,500 | 6,050 | 4,473 | 4,983 |

(注) 平成25年度は、11月から1月までの3ヶ月間、改修工事のため休館。

④観覧料の減免

キゴ山天体観察センターの観覧料は、金沢市キゴ山天体観察センター条例第11条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「キゴ山天体観察センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。

- ア 本市の宇宙に関する研修を行っている少年団体で天体観察センターを活動拠点としている団体が観覧する場合
- イ 石川県立の特殊教育諸学校での義務教育において、本市内在住者を多く含む場合の学校授業又は学校行事として児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- ウ 本市内の保育所又は幼稚園の園児及びその引率者が当該保育所又は幼稚園の授業又は行事で観覧する場合
- エ キゴ山天体観察センター又は金沢市キゴ山少年自然の家が主催する行事で観覧する場合
- オ 中学生以下の児童、生徒等が国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日（5月5日）に観覧する場合
- カ 宇宙の日（9月12日）に観覧する場合

なお、エ、オ及びカは減免申請を不要としている。

平成26年度の減免実績は、29件、538,710円である。

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②施設を視察し、担当者に観覧料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④観覧料の算定資料入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：金沢市キゴ山天体観察センター条例、同条例施行規則、キゴ山天体観察センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱、観覧料積算資料、観覧料見直し検討資料、他都市の類似施設の料金一覧、減免一覧、減免申請書、観覧料改正時の決裁伺書、決算附属資料等

(監査結果)

①観覧料の徴収事務について

歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書を窓口し、観覧料が適正に収納されていることを確かめた。これらの手続において、問題点は検出されなかった。

②観覧料の減免について

「キゴ山天体観察センタープラネタリウム観覧料減免取扱要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③観覧料の設定について

他の類似施設等を参考に平成10年度の開館時より、個人一般500円、個人中学生以下300円、団体一般400円及び団体中学生以下200円としてきたが、平成26年度の消費税増税に伴い、一般的の料金をそれぞれ10円値上げした。また、毎年、所管課において観覧料改定の検討は行われるが、他の類似施設の観覧料と比較し高額な施設に分類されるとのことから、観覧料は据置きとしている。

表15 北陸三県の類似施設のプラネタリウム観覧料 (単位：円)

| 施設名 | 設置者 | 団体観覧料 | | 個人観覧料 | |
|---------------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | | 中学生 以下 | 一般 | 中学生 以下 | 一般 |
| キゴ山天体観察センター | 金沢市 | 200 | 410 | 300 | 510 |
| いしかわ子ども交流センター | 石川県 | 80 | 350 | 100 | 400 |
| コスモアイル羽咋 | 羽咋市 | 320 | 640 | 400 | 800 |
| 柳田星の観察館「満天星」 | 能登町 | 200 | 400 | 300 | 500 |
| 富山市科学博物館 | 富山市 | 100 | 410 | 210 | 520 |
| 福井県児童科学館・エンゼルランドふくい | 福井県 | 200 | 400 | 250 | 500 |
| 平均 | | 183 | 435 | 260 | 538 |

子どもの育成と市民の生涯学習の振興を目的とする施設であるため、キゴ山ふれあいの里研修館及びキゴ山少年自然の家の使用料と同様に、頻繁に改定を行わなくとも、問題はないと考える。

また、北陸三県の類似施設と比較しても、観覧料については、団体及び個人とも概ね妥当な水準である。

(4) 体育施設

①施設の概要

金沢市では、平成27年3月に策定した金沢市スポーツ推進計画において、「スポーツで人とまちを元気にするまちづくり」を進めることとしている。また、平成27年度当初予算の重点項目の一つに、スポーツの振興を掲げるなど、スポーツに関する施策の推進に積極的に取り組む姿勢を明らかにしている。

そうした金沢市にあっては、数多くの体育施設を設置しており、その主な施設と平成26年度の利用者数は以下のとおりである。

| 区分 | 施設名 | 主な設備など | 利用者数 (人) |
|--------|------------|---|-------------|
| 体育館 | 総合体育館 | 第1・2・3競技場、卓球室、多目的室、トレーニングルーム | 299,566 |
| | 西部市民体育館 | 競技場 | 45,724 |
| | 城北市民体育館 | 競技場 | 31,175 |
| | 城南市民体育館 | 競技場 | 31,867 |
| | 城東市民体育館 | 競技場 | 39,200 |
| | 城西市民体育館 | 競技場 | 44,709 |
| | 森本市民体育館 | 競技場 | 26,003 |
| | 浅野川市民体育館 | 競技場 | 35,905 |
| | 中央市民体育館 | 競技場、多目的ホール、簡易卓球場 | 95,198 |
| | 額谷ふれあい体育館 | 競技場、多目的室 | 66,002 |
| プール | 鳴和台市民体育館 | 競技場 | 64,115 |
| | 体育館 計 | | 779,464 |
| | 西部市民プール | 屋内 25mプール、幼児プール | 40,359 |
| | 総合プール | 屋外 50mプール、飛込プール、25mプール 屋内 25mプール、幼児プール | 57,777 |
| | 鳴和台市民プール | 屋内 25mプール、幼児プール ジャグジー、ウォータースライダー | 86,241 |
| テニスコート | プール 計 | | 184,377 |
| | 東金沢スポーツ広場 | 照明付き全天候型コート（砂入り人工芝）5面、壁打ちコート1面 | 43,725 |
| | 城北市民テニスコート | 照明付き全天候型コート（砂入り人工芝）12面、壁打ちコート2面 | 71,245 |
| | 西金沢テニスコート | 照明付き全天候型コート（砂入り人工芝）4面 | 23,681 |
| | 大徳テニスコート | 照明付き全天候型コート（砂入り人工芝）4面 | 24,245 |
| | 城東テニスコート | 照明付き全天候型コート（砂入り人工芝）2面 | 10,568 |
| | 浅野テニスコート | 全天候型コート（アスファルトカラー）2面（無料）、壁打ちコート | 8,610 |
| | テニスコート 計 | | 182,074 |

| 区分 | 施設名 | 主な設備など | 利用者数 (人) |
|------------|-------------|----------------------------|------------------|
| 屋外スポーツ施設 | 陸上競技場 | 第2種公認トラック（全天候型合成ゴム） | 94,389 |
| | 球技場 | サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール | 10,536 |
| | 安原スポーツ広場 | 野球場 1面、多目的グラウンド、多目的室、室内練習場 | 46,018 |
| | 専光寺ソフトボール場 | ソフトボール場 4面 | 27,163 |
| | 医王山スキー場 | 第1リフト、第2リフト、ソリあそびコース | 39,221 |
| | 内川スポーツ広場 | 少年野球場 2面、芝生広場、モノレール | 119,346 |
| | 戸室スポーツ広場 | 少年野球場 1面、芝生広場 | 68,864 |
| | 市民野球場 | 野球場 | 107,414 |
| | 市民サッカー場 | サッカー場 1面 | 27,355 |
| | ジュニアスポーツコート | 少年サッカー 人工芝 | 14,180 |
| | その他施設 | 浅野運動広場など18施設 | 282,392 |
| 屋外スポーツ施設 計 | | | 836,878 |
| | | | 利用者数合計 1,982,793 |

なお、上記の施設を条例ごとに区分すると以下のとおりである。

| 条例名 | 施設名 |
|----------------|--|
| 金沢市体育施設条例 | 総合体育館、西部市民体育館、城北市民体育館、城南市民体育館、城東市民体育館、城西市民体育館、森本市民体育館、浅野川市民体育館、中央市民体育館、西部市民プール、総合プール、東金沢スポーツ広場、城北市民テニスコート、西金沢テニスコート、大徳テニスコート、城東テニスコート、浅野テニスコート、陸上競技場、球技場、安原スポーツ広場、専光寺ソフトボール場、医王山スキー場 |
| 金沢市スポーツ広場条例 | 内川スポーツ広場、戸室スポーツ広場 |
| 金沢市額谷ふれあい体育館条例 | 額谷ふれあい体育館 |
| 金沢市公園条例 | 鳴和台市民体育館、鳴和台市民プール、市民野球場、市民サッカー場、ジュニアスポーツコート |

②使用料

体育館、プール及びテニスコートの主な使用料は以下のとおりである。なお、屋外スポーツ施設については、多様な施設があり、一律の記載が困難であるため省略する。

表16 体育館使用料

| 施設名 | 利用区分 | 使用料(円) | 備考 |
|--------------|-----------------------|--------|-----------|
| 総合体育館 | 個人使用 一般 | 200 | 1回3時間使用料 |
| | 〃 高校生以下 | 100 | 〃 |
| | 団体利用 第一競技場 全面 | 2,700 | 1時間当たり使用料 |
| | 〃 第一競技場 1／2面 | 1,620 | 〃 |
| | 〃 第一競技場 1／3面 | 1,080 | 〃 |
| | 〃 第一競技場 1／6面 | 540 | 〃 |
| | 照明料 全灯 | 2,370 | 〃 |
| | 〃 半灯 | 1,180 | 〃 |
| | 〃 1／3灯 | 750 | 〃 |
| | 高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50% | | |
| 中央市民体育館 | 個人使用 一般 | 100 | 1回3時間使用料 |
| | 〃 高校生以下 | 50 | 〃 |
| | 団体利用 半面 | 810 | 1時間当たり使用料 |
| | 〃 1／4面 | 410 | 〃 |
| | 照明料 全面 | 1,080 | 〃 |
| | 高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50% | | |
| 地区体育館 (注) | 個人使用 一般 | 100 | 1回3時間使用料 |
| | 〃 高校生以下 | 50 | 〃 |
| | 団体利用 半面 | 640 | 1時間当たり使用料 |
| | 高齢者・中学生以下団体は基本使用料×50% | | |

(注) 地区体育館は、城北、城東、城南、城西、森本、浅野川、西部、鳴和台の各市民体育館をいう。

表17 プール使用料

| 施設名 | 利用区分 | 使用料(円) | 備考 |
|-------|------------------|--------|-----------|
| 総合プール | 温水プール 個人 一般65歳以上 | 200 | 1回当たり使用料 |
| | 〃 〃 一般65歳未満 | 360 | 〃 |
| | 〃 〃 高校生以下 | 150 | 〃 |
| | 〃 団体 屋内25m 全面 | 5,400 | 1時間当たり使用料 |
| | 〃 〃 〃 1コース | 1,080 | 〃 |
| | 平水プール 個人 一般 | 200 | 1回当たり使用料 |
| | 〃 〃 高校生以下 | 100 | 〃 |
| | 〃 団体 50m 全面 | 1,620 | 1時間当たり使用料 |
| | 〃 団体 25m 全面 | 860 | 〃 |

| 施設名 | 利用区分 | | 使用料（円） | 備考 |
|-------------|------------------|--|--------|-----------|
| 総合プール | 高齢者団体は基本使用料×50% | | | |
| 西部・鳴和台市民プール | 室内プール 個人 一般65歳以上 | | 200 | 1回当たり使用料 |
| | 〃 〃 一般65歳未満 | | 360 | 〃 |
| | 〃 〃 高校生以下 | | 150 | 〃 |
| | 〃 団体 25m 全面 | | 5,400 | 1時間当たり使用料 |
| | 〃 〃 〃 1コース | | 1,080 | 〃 |
| | 高齢者団体は基本使用料×50% | | | |

表18 テニスコート使用料

| 利用区分 | | 使用料（円） | 備考 |
|-----------------|-------|--------|-------------|
| 1面当たり | 一般 | 610 | 1面1時間当たり使用料 |
| | 高校生以下 | 300 | 〃 |
| 照明料 | | 300 | 〃 |
| 壁打ちコート（個人利用） | | 100 | 1回2時間までの使用料 |
| 高齢者団体は基本使用料×50% | | | |

③過去5年間の使用料収入及び利用者数の推移

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 体育館 | 使用料収入（千円） | 60,677 | 58,389 | 61,171 | 62,751 | 66,122 |
| | 利用者数（千人） | 704 | 688 | 733 | 733 | 780 |
| プール | 使用料収入（千円） | 33,943 | 32,318 | 38,536 | 38,832 | 39,796 |
| | 利用者数（千人） | 164 | 173 | 180 | 183 | 184 |
| テニスコート | 使用料収入（千円） | 28,754 | 28,270 | 24,913 | 28,194 | 31,774 |
| | 利用者数（千人） | 147 | 146 | 138 | 153 | 182 |
| 屋外スポーツ | 使用料収入（千円） | 36,512 | 38,348 | 38,252 | 38,751 | 41,003 |
| | 利用者数（千人） | 705 | 713 | 743 | 808 | 837 |
| 使用料収入合計（千円） | | 159,886 | 157,325 | 162,872 | 168,528 | 178,695 |
| 利用者数合計（千人） | | 1,720 | 1,720 | 1,794 | 1,877 | 1,983 |

④使用料の減免

体育施設の使用料は、金沢市体育施設条例第6条、金沢市スポーツ広場条例第10条、金沢市額谷ふれあい体育館条例第10条及び金沢市公園条例第10条において、「市長は、特別の事由があると認めたときは、これを減免することができる。」旨の規定があり、減免に関する取扱いについては、「金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条では、全額免除する規定を以下のとおり設けている。

- ア 金沢市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- イ 金沢市民体育大会に使用する場合
- ウ 金沢市中学校春季・夏季・秋季・冬季の各体育大会及び長距離継走大会に使用する場合
- エ 金沢市小学校連合体育大会に使用する場合

- オ 金沢市内の小中学校が学校体育行事に使用する場合
 カ 10月の第2月曜日（体育の日）に一般開放して使用する場合 等
 平成26年度の減免実績は、670件、11,962千円である。

⑤指定管理者による管理

体育施設の管理は、個々の条例の規定により指定管理者が行っている。

指定管理者の選定については、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、住民サービスの向上及び運営の効率化を図ることができる団体を公募のうえ選定している。

| 施設区分 | 指定管理者 | 平成26年度指定 管理料（千円） | 指定期間 |
|-----------|----------------------|---------------------|--------------------------|
| 体育館等 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 164,723 | 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日 |
| プール等 | 株式会社エイム | 194,722 | |
| テニスコート等 | 公益財団法人金沢市スポーツ事業団 | 56,871 | |
| 屋外スポーツ施設等 | 金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体 | 199,784 | |

（監査手続）

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
 ②総合体育館、総合プール及び城北市民テニスコートを視察し、現地担当者に使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

- ④使用料の算定資料入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

なお、屋外スポーツ施設については、多様な施設があり、一律の比較が困難なため、この手続は省略した。

閲覧資料：金沢市体育施設条例及び同条例施行規則、金沢市スポーツ広場条例及び同条例施行規則、金沢市額谷ふれあい体育館条例及び同条例施行規則、金沢市公園条例及び同条例施行規則、金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱、施設概要資料、県内公共スポーツ施設一覧、体育施設使用料の中核市比較資料、指定管理者の選定資料、指定管理者からの決算資料、体育施設使用料改定経緯資料、平成16年度テニスコート使用料見直し時の検討資料、平成18年度体育施設使用料等検討懇話会資料、使用料減免の明細、減免申請書、体育施設等使用申請書等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について

総合体育館及び城北市民テニスコートの各施設については、利用状況兼歳入調定資料と公金払込書兼領収証書を突合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。また、総合プールについては、歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書兼領収証書を突合し、使用料が適正に収納されていることを確かめた。収納面においては、問題点は検出されなかった。

しかし、総合プールにおいて領収証書受払簿及び領収証書の管理状況を確認した結果、一部の領収証書が受払簿に受入記入がなされているが、実際には存在しないものがあった。

平成24年7月の受入れ時に、「平水・個人一般の200円券領収証書受払簿」と「温水・65歳以上200円券領収証書受払簿」に、二重記載された蓋然性が高い。

領収証書は、現金に準じて厳正に取り扱うべきところ、現物（領収証書）と記帳（受払管理簿）の照合を行うという基本的な管理がなされていなかったと言える。

また、記載誤りに修正テープを用いられているものがあったが、これについても、修正箇所の明示という基本的な事項が、徹底されていないと言える。

体育施設については、指定管理者制度を導入しており、使用料の徴収事務は指定管理者に委託されている。今回、見受けられた事項については、基本的な事務の誤りであるため、指定管理者に対し、管理すべき対象が公金であることを改めて認識させるとともに、体育施設使用料徴収事務取扱要領等に基づく事務の執行管理を適宜行うなど、指定管理者への指導を一層徹底すべきである。

【指摘事項】

指定管理者に対し、管理すべき対象が公金であることを改めて認識させるとともに、体育施設使用料徴収事務取扱要領等に基づく事務の執行管理を適宜行うなど、指定管理者への指導を一層徹底すべきである。

②使用料の減免について

「金沢市体育施設使用料減免取扱要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の水準について

ア 体育館の類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしているが、比較資料は作成されていない。

表19 体育館の類似施設との比較表（平成20年9月現在） (単位：円)

| 使用区分 | | | 金沢市 | 中核市平均値 (39市) |
|------|-----------|-------|-------|-----------------|
| 個人 | 総合体育館と同規模 | 一般 | 200 | 234 |
| | | 小人 | 100 | 119 |
| | 地区体育館と同規模 | 一般 | 100 | 186 |
| | | 高校生以下 | 50 | 101 |
| 団体 | 総合体育館と同規模 | | 875 | 849 |
| | 地区体育館と同規模 | | 630 | 714 |
| 照明料 | 総合体育館と同規模 | | 2,310 | 2,788 |

(注) 団体使用料は便宜的にバレー・ボールコート1面当たりで換算して比較している。

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、同程度あるいは低価格の使用料となっている。市民がよりスポーツに親しみやすい環境を整えるため、低廉な使用料を設定しているものであり、概ね妥当な水準と考えられる。

イ プールの類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしているが、比較資料は作成されていない。

表20 プールの類似施設との比較表（平成20年9月現在） (単位：円)

| 使用区分 | | | 金沢市 | 中核市平均値 (39市) |
|------|--------|-------|-------|-----------------|
| 個人 | 温水 25m | 一般 | 350 | 355 |
| | | 高校生以下 | 150 | 195 |
| | 平水 50m | 一般 | 200 | 265 |
| | | 高校生以下 | 100 | 130 |
| 団体 | 温水 25m | | 5,250 | 4,988 |
| | 平水 50m | | 1,575 | 6,127 |

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、同程度あるいは低価格の使用料となっており、体育館同様に、概ね妥当な水準と考えられる。

ウ テニスコートの類似施設との比較

平成20年9月における他の中核市の類似施設と比較し、使用料の妥当性を検討している。これ以降は、各中核市の傾向に大幅な変更がないとして、使用料改定の要否の検討はしているが、比較資料は作成されていない。

表21 テニスコートの類似施設との比較表（平成20年9月現在）

(単位：円)

| 使用区分 | 金沢市 | 中核市平均 (39市) | 備考 |
|--------|-----|----------------|---------|
| 1面当たり | 600 | 476 | 1時間の使用料 |
| 照明料 | 300 | 492 | 1時間の使用料 |
| 壁打ちコート | 100 | — | 2時間の使用料 |

比較資料より、金沢市は中核市平均値と比較して、1面当たりの使用料は高いが、照明料は低く、総じて妥当な水準と考えられる。

④使用料の見直しについて

ア 体育館の使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。

近年の改定履歴は以下のとおりである。

i 総合体育館一個人使用（1回当たり）

平成元年度にそれまでの「一般100円（高校生以下50円）」であったものを、「一般200円（高校生以下100円）」に値上げした。

改定理由は、消費税の導入と見直しによるものと思われるが、当時の資料がないため不明である。

ii 総合体育館－第1競技場（全面・1時間当たり）

平成13年度に他都市の類似施設の使用料と比較し、低料金となっていたことから、これまでの「2,100円（税込）」から「2,625円（税込）」に改定した。

また、平成26年度には消費税増税に伴い、「2,625円（税込）」から「2,700円（税込）」に改定した。

なお、平成19年度から、総合体育館においては、第1競技場の1／6面利用という新しい利用形態を設けるなど、施設の有効活用も図られている。

イ プールの使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。近年の改定履歴は以下のとおりである。

表22 プールの使用料改定履歴

(単位：円)

| 使用区分 | 平成13年3月以前 | 平成13年4月以降 | 平成16年4月以降 | 平成26年4月以降 |
|--------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 変更点の主な内容 | | (注) 1 | (注) 2 | (注) 3 |
| 温水プール個人65歳以上 | — | (新設) 200 | 200 | 200 |
| 〃 個人64歳以下 | 350 | 350 | 350 | 360 |
| 〃 高校生以下 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 〃 団体25m全面 | 4,200 | 5,250 | 5,250 | 5,400 |
| 〃 団体25m 1コース | — | — | (新設) 1,050 | 1,080 |
| 平水プール個人一般 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 〃 個人高校生以下 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 〃 団体50m | 1,575 | 1,575 | 1,575 | 1,620 |
| 〃 団体25m | 840 | 840 | 840 | 860 |

- (注) 1. 平成13年4月に温水プールの個人65歳以上使用料区分を新設したほか、25mプールの団体使用料を増額した。
2. 平成16年4月に温水プールにおける団体利用の利便性向上を図るため、1コース当たりの団体使用料を設定した。
3. 平成26年4月消費税増税に伴い改定した。

ウ テニスコートの使用料改定

毎年、所管課において、昨今の経済情勢、各施設の歳出及び他都市の使用料の水準などを踏まえた改定の検討がなされている。近年の改定履歴は以下のとおりである。

表23 テニスコートの使用料改定履歴

(単位：円)

| 使用区分 | 平成13年3月以前 | 平成13年4月以降 | 平成16年4月以降 | 平成16年10月以降 | 平成26年4月以降 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 変更点の内容 | (注) 1 | (注) 2 | (注) 3 | (注) 4 | (注) 5 |
| 1面当たり コート | 個人・大人 | 200 | 200 | 廃止 | — |
| | 個人・高校生以下 | 100 | 100 | 廃止 | — |
| | 団体・大人 | 840 | 1,050 | 1,050 | 600 |
| | 団体・高校生以下 | — | — | — | (新設) 300 |
| | 全日料金 | 4,200 | 5,250 | 廃止 | — |
| 壁打ちコート（個人利用） | — | — | — | (新設) 100 | 100 |
| 照明料 | 個人・大人 | 100 | 100 | 廃止 | — |
| | 個人・高校生以下 | 50 | 50 | 廃止 | — |
| | 団体・大人 | 630 | 630 | 630 | 300 |
| | 団体・高校生以下 | 310 | 310 | 310 | 300 |

- (注) 1. 平成13年3月以前の個人使用の区分は2時間当たり使用料であったため、1時間当たりの使用料に換算して表示した。
2. 団体使用料が他都市の類似施設の使用料と比較し、低料金となっていたことから、改定した。
3. 個人利用については、一時的に1面のコートに多くの利用者が入ることになり、トラブルの原因となっていたため、廃止し、団体によるコート専用使用のみに見直したほか、全日料金制度を廃止した。
4. 個人利用廃止による影響を最小限に抑え、団体利用を促進するため、団体利用による1面当たりのコート利用料金及び照明料を減額したほか、高校生以下の団体使用料及び壁打ちコート使用料（個人利用）を新設した。
5. 消費税増税に伴い、団体利用による一面当たりのコート利用料金を改定した。

以上のように、各区分の使用料については、利用状況、効率的利用及び他都市の状況を踏まえ、これまでも適正に使用料の改定が行われている。

しかし、改定時以外の年も、使用料の妥当性の検証が行われているが、その内容を示す記録が、改定時に比べ、十分に整理されていないため、一連の経過が明確に把握しづらく、今後の改定等の検討に生かすことができない状況にある。

このため、検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

【意見】

体育施設使用料に関する検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

(5) 金沢市芸術文化ホール

①施設の概要

金沢市は、広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため、金沢歌劇座、金沢市文化ホール及び金沢市アートホールの3つの芸術文化ホールを設置している。

金沢歌劇座

| | |
|-------|---|
| 開館 | 本館：昭和37年5月 別館：昭和45年4月 |
| 所在地 | 金沢市下本多町6番丁27番地 |
| 施設の規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階（一部2階・3階） 敷地面積 9,805.42m ² 延床面積 10,308.86m ² 収容人員 ホール 1,919席 |
| 開館時間 | 午前9時～午後10時 ただし、屋外広場の使用時間は、午前0時～午後12時 |
| 休館日 | 第1水曜日及び第3水曜日（これらの日が休日に当たる場合はその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日） |

金沢市文化ホール

| | |
|-------|---|
| 開館 | 昭和57年11月 |
| 所在地 | 金沢市高岡町15番1号 |
| 施設の規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 敷地面積 8,393m ² 延床面積 10,032.79m ² 収容人員 ホール 899席 |
| 開館時間 | 午前9時～午後10時 |
| 休館日 | 第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たる場合はその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日） |

金沢市アートホール

| | |
|-------|--|
| 開館 | 平成6年4月 |
| 所在地 | 金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢6階 |
| 施設の規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 1,033.68m ² 収容人員 ホール 308席 |
| 開館時間 | 午前9時～午後10時 |
| 休館日 | 第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たる場合はその直後の休日以外の日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日） |

②使用料

ア 現行の使用料

施設使用料は、金沢市芸術文化ホール条例において、施設ごとに定められており、附属設備

使用料については、金沢市芸術文化ホール条例施行規則にて定められている。

金沢歌劇座、金沢市文化ホール及び金沢市アートホールの基本使用料は、以下のとおりである。

表24 金沢歌劇座の基本使用料

(単位：円)

| 区分／使用時間区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-----------|--------------------|--|------------------------------|-------------|------------|
| | | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～22:00 |
| ホ ル | 平日 | 24,840 | 47,520 | 62,640 | 118,800 |
| | 日曜日、土曜日及び休日 | 33,480 | 61,560 | 77,760 | 154,440 |
| 樂屋 | 第1樂屋 | 648 | 1,296 | 1,404 | 3,024 |
| | 第2樂屋 | 648 | 1,296 | 1,404 | 3,024 |
| | 第3樂屋 | 432 | 972 | 1,080 | 2,268 |
| | 第4樂屋 | 864 | 1,728 | 2,052 | 4,212 |
| | 樂屋A | 864 | 1,836 | 2,052 | 4,320 |
| | 樂屋B | 972 | 1,944 | 2,160 | 4,536 |
| | 樂屋C | 648 | 1,296 | 1,404 | 3,024 |
| | 樂屋D | 648 | 1,296 | 1,404 | 3,024 |
| 大集会室 | 全室を使用する場合 | 18,360 | 30,240 | 33,480 | 69,120 |
| | 区分して 使用する 場合 | 第1区画 | 11,340 | 18,360 | 20,520 |
| | | 第2区画 | 5,184 | 8,424 | 9,396 |
| 會議室 | 第1會議室 | 1,728 | 2,700 | 3,024 | 6,372 |
| | 第2會議室 | 1,620 | 2,592 | 3,024 | 6,156 |
| | 第3會議室 | 2,484 | 3,888 | 4,320 | 9,072 |
| | 第4會議室 | 2,700 | 4,212 | 4,752 | 9,936 |
| | 第5會議室 | 2,700 | 4,212 | 4,752 | 9,828 |
| | 第6會議室 | 2,592 | 3,996 | 4,536 | 9,396 |
| | 第7會議室 | 2,700 | 4,212 | 4,860 | 10,044 |
| | 第8會議室 | 1,296 | 1,944 | 2,268 | 4,644 |
| | 第9會議室 | 6,156 | 9,720 | 10,908 | 22,788 |
| | 第10會議室 | 3,780 | 5,940 | 6,696 | 14,040 |
| 談話室 | | 3,888 | 5,940 | 6,696 | 14,040 |
| 練習室 | | 1,080 | 2,160 | 2,484 | 5,076 |
| 大練習室 | | 3,780 | 7,668 | 8,748 | 17,928 |
| 屋外広場 | 面積単位で使用する場合 | 午前8時から午後10時まで 午後10時から翌日の午前8時まで | 1区画につき1,080円 1区画につき1,080円 | | |
| | 車単位で使用する場合 | 1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につき150円とする。ただし、午後10時から翌日の午前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超えるときは、その間の使用料の額については、1,000円とする。 | | | |

表25 金沢市文化ホールの基本使用料

(単位：円)

| 区分／使用時間区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|
| | | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～22:00 |
| ホ ル | 平日 | 16,956 | 32,400 | 36,720 | 77,760 |
| | 日曜日、土曜日及び休日 | 21,168 | 40,608 | 45,900 | 97,200 |
| 樂 屋 | 第1樂屋 | 864 | 1,728 | 1,944 | 4,212 |
| | 第2樂屋 | 864 | 1,836 | 2,052 | 4,428 |
| | 第3樂屋 | 1,188 | 2,376 | 2,700 | 5,832 |
| | 第4樂屋 | 756 | 1,512 | 1,728 | 3,780 |
| | 第5樂屋 | 756 | 1,620 | 1,836 | 3,888 |
| | 第6樂屋 | 756 | 1,620 | 1,836 | 3,888 |
| | 第7樂屋 | 864 | 1,728 | 1,944 | 4,212 |
| 練 習 室 | 第1練習室 | 2,592 | 4,968 | 5,616 | 11,880 |
| | 第2練習室 | 1,188 | 2,376 | 2,700 | 5,832 |
| | 第3練習室 | 1,080 | 2,268 | 2,592 | 5,400 |
| | 第4練習室 | 1,296 | 2,484 | 2,808 | 6,156 |
| 会 議 室 | 第1会議室 | 2,808 | 4,320 | 4,860 | 10,368 |
| | 第2会議室 | 3,348 | 5,184 | 5,832 | 12,528 |
| | 第3会議室 | 2,808 | 4,320 | 4,860 | 10,368 |
| | 第4会議室 | 5,616 | 8,640 | 9,720 | 20,736 |
| | 第5会議室 | 4,104 | 6,264 | 7,128 | 15,120 |
| | 第6会議室 | 4,104 | 6,264 | 7,128 | 15,120 |
| 談話室 | | 2,052 | 3,240 | 3,672 | 7,776 |
| 大集会室 | | 1時間につき10,800円 | | | |
| 大会議室（控室を含む） | | 16,308 | 25,056 | 28,296 | 59,940 |
| 茶室 | | 2,690 | 3,580 | 4,480 | 9,250 |
| 展示ギャラリー | | 1日につき21,168円 | | | |

表26 金沢市アートホールの基本使用料

(単位：円)

| 区分／使用時間区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-----------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～22:00 |
| ホ ル | 平日 | 14,796 | 28,404 | 32,184 | 68,040 |
| | 日曜日、土曜日及び休日 | 19,332 | 37,044 | 41,904 | 88,560 |
| 樂 屋 | 第1樂屋 | 756 | 1,512 | 1,728 | 3,564 |
| | 第2樂屋 | 756 | 1,512 | 1,728 | 3,564 |

(注) 基本使用料には消費税及び地方消費税を含んでいる。

イ 使用料の徴収時期及び徴収方法

芸術文化ホールを使用しようとする者は、まず使用申請書を提出し、あらかじめ使用の承認を受けなければならない。使用承認後、使用承認書の交付を受け、その際に使用料を前納

する。ただし、金沢歌劇座の屋外広場を駐車のため使用する場合や市長が相当の理由があると認める場合には後納が認められる。

③使用料の減免

芸術文化ホールの使用料は、金沢市芸術文化ホール条例第12条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市公共ホール使用料減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第3条及び第4条では、以下のとおり規定している。

表27 減免する場合

| | |
|---|--|
| ア | 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が主として、幼児、児童又は生徒を対象とし、芸術文化に関する行事に公共ホールを使用するとき。 |
| イ | 市内の社会教育団体が、社会教育に関する事業に公共ホールを使用する場合であって、当該事業に対し、金沢市又は金沢市教育委員会が共催するとき。 |
| ウ | 市内の社会福祉団体その他社会福祉事業を行うことを主たる目的とする団体が、市民の福祉増進に資する事業に公共ホールを使用する場合であって、当該事業に対し金沢市が共催するとき。 |
| エ | 市民がその構成員である芸術文化に関する団体が、その芸術文化活動により市民の教養の向上に寄与することを目的とする事業に公共ホール等を使用する場合であって、当該事業に対し金沢市又は金沢市教育委員会が共催するとき。 |

ただし、2,000円を超える額の入場料を徴収する場合や、国又は金沢市その他の公共団体が、事業の費用の一部を負担し、又は助成する場合には、減免適用外とする。

表28 減免額

| 入場料徴収の有無 | | 減免する額 |
|----------|----------------------|---------------|
| なし | 基本使用料額の50%相当額 | |
| | 入場が会員制の場合 | 基本使用料額の30%相当額 |
| あり | 入場料割増料金を加算した額の50%相当額 | |

なお、平成26年度における減免実績は、以下のとおりである。

| 施設名 | 件数(件) | 金額(千円) |
|-----------|-------|--------|
| 金沢歌劇座 | 12 | 1,824 |
| 金沢市文化ホール | 38 | 924 |
| 金沢市アートホール | 1 | 27 |

④指定管理者による管理

芸術文化ホールの管理は、金沢市芸術文化ホール条例の規定により指定管理者が行っている。

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 |
|-----------|-----------------|--------------------------|
| 金沢歌劇座 | 公益財団法人 金沢芸術創造財団 | 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日 |
| 金沢市文化ホール | | |
| 金沢市アートホール | | |

指定管理者の選定については、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、公募とせず特定の団体を選定している。芸術文化ホールは、芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設として、公益財団法人金沢芸術創造財団に管理を委ねている。

指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針（抜粋）

（1）公募せずに選定するケース

施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、管理運営を委ねるにふさわしい団体を公募せずに選定することとする。

②芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設

新しい文化の創造や工芸作家・職人の人材育成を行う事業を主体とする次の施設については、それら事業がなければ公の施設として円滑に機能しないことから、当該事業を実施するために本市が設置した団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。

③寄附等の文化資産の展示と事業展開を主体とする施設

寄附・寄託された金沢ゆかりの文化資産の展示と事業展開を主体とする次の施設については、それらをお譲りいただいた方々の意向、心情や文化振興事業の質的向上に配慮し、本市が設置した団体に管理を委ねるものとする。なお、これに類する文化振興事業の向上に寄与する施設についても、一体的管理の必要性から、同様の取り扱いをする。

表29 過去5年間の使用料収入及び指定管理料の推移

（上段：使用料収入、下段：指定管理料）（単位：千円）

| 施設名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 金沢歌劇座 | 35,444 | 92,440 | 96,294 | 95,611 | 100,131 |
| | 78,262 | 130,908 | 146,872 | 145,520 | 149,322 |
| 金沢市文化ホール | 82,785 | 72,925 | 71,070 | 69,255 | 69,716 |
| | 128,382 | 128,049 | 133,649 | 134,699 | 139,862 |
| 金沢市アートホール | 18,906 | 19,564 | 20,480 | 18,955 | 19,924 |
| | 53,000 | 49,473 | 56,528 | 54,556 | 57,724 |

（注）金沢歌劇座は平成21年12月から平成22年11月まで改修のため休館。

表30 過去5年間の施設利用者数の推移

(単位：人)

| 施設名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 金沢歌劇座 | 113,331 | 316,504 | 329,452 | 332,115 | 341,538 |
| 金沢市文化ホール | 268,399 | 248,340 | 235,658 | 216,349 | 185,563 |
| 金沢市アートホール | 35,388 | 35,313 | 42,681 | 32,952 | 32,205 |

表31 過去5年間の稼働率の推移（稼働率＝利用日数／利用可能日数）

(単位：%)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 金沢歌劇座 | ホール | 55.0 | 71.8 | 53.2 | 66.4 |
| | 大集会室 | 36.7 | 53.3 | 97.5 | 50.0 |
| | 会議室 | 65.1 | 66.7 | 74.3 | 76.5 |
| | 談話室 | 6.4 | 15.2 | 32.3 | 11.1 |
| 金沢市文化ホール | ホール | 71.4 | 62.9 | 68.8 | 59.3 |
| | 大集会室 | 59.0 | 53.7 | 45.3 | 51.0 |
| | 大会議室 | 25.1 | 22.8 | 20.2 | 18.7 |
| | 会議室・談話室 | 89.2 | 84.5 | 84.1 | 88.4 |
| 金沢市アートホール | ホール | 54.3 | 58.0 | 63.0 | 55.7 |

(監査手続)

- ①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。
- ②金沢歌劇座を視察し、現地担当者に施設の利用申請から使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。
- ③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。
- ④使用料の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：施設概要パンフレット、歳入調定簿兼収入原簿、使用料月計調定内訳書、指定管理者選定関係資料、指定管理者收支報告書、料金改定設定関係資料等

(監査結果)

- ①使用料の徴収事務について
現地視察を行った金沢歌劇座の利用申請から収納までの業務について、関係書類を確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

「金沢市公共ホール減免取扱要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の設定について

芸術文化ホールの使用料については、統一的な算定基準はなく、他の金沢市立施設や全国の公共類似施設の使用料等を参考のうえ、民間の貸出施設を圧迫しないことなどを総合的に判断し、設定している。近年の主な改定履歴は以下のとおりである。

表32 金沢歌劇座使用料の主な改定履歴

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 平成元年4月1日 | 消費税の導入に伴い消費税率3%を乗じた使用料に改定 |
| 平成9年4月1日 | 消費税率変更に伴い消費税率5%を乗じた使用料に改定 |
| 平成11年4月1日 | ホール以外の集会室等改修工事に伴い使用料を改定 |
| 平成19年10月1日 | 旧中央公民館本多町館を歌劇座別館会議室とすることに伴い使用料を設定 |
| 平成22年4月1日 | 改修工事に伴い会議室等の使用料を改定 |
| 平成26年4月1日 | 消費税率変更に伴い消費税率8%を乗じた使用料に改定 |

表33 金沢市文化ホール使用料の主な改定履歴

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 平成元年4月1日 | 消費税の導入に伴い消費税率3%を乗じた使用料に改定 |
| 平成9年4月1日 | 消費税率変更に伴い消費税率5%を乗じた使用料に改定 |
| 平成16年4月1日 | 展示ギャラリーの追加により使用料を設定 |
| 平成17年4月1日 | 他施設の茶室との均衡を図るため、茶室使用料を改定 |
| 平成22年4月1日 | 金沢歌劇座の改修工事に合わせた条例の統合により、会議室等の使用料を改定 |
| 平成26年4月1日 | 消費税率変更に伴い消費税率8%を乗じた使用料に改定 |

金沢歌劇座では、平成11年、平成19年及び平成22年に施設の改修に伴い使用料を改定しているが、直近の平成22年における会議室等の新たな使用料についても、既存の会議室の1m²当たりの平均単価、また、既存の施設等がない場合には、市の文化ホール等の類似施設の1m²当たり単価を基礎に計算されており、改修に要した費用等は考慮されていない。

北陸三県の主な芸術文化ホールは、以下のとおりである。

表34 北陸三県の主な芸術文化ホール

| 施設名 | 設置者 | 運営 | 開設 | ホール 観客数 (席) | 使用料 (全日 利用／土日 祝) (円) |
|------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 金沢歌劇座 | 金沢市 | (公財) 金沢芸術創造財団 | 昭和37年5月 | 1,919 | 154,440 |
| 金沢市文化ホール | 金沢市 | (公財) 金沢芸術創造財団 | 昭和57年11月 | 899 | 97,200 |
| 金沢市アートホール | 金沢市 | (公財) 金沢芸術創造財団 | 平成6年4月 | 308 | 88,560 |
| 石川県立音楽堂 | 石川県 | (公財) 石川県音楽文化振興事業団 | 平成13年8月 | 1,560 (注) 1 | 169,710 |
| 富山県民会館 | 富山県 | (公財) 富山県文化振興財団 | 昭和39年8月 | 1,105 | 204,700 |
| 富山市芸術文化ホール (オーバード・ホール) | 富山市 | (公財) 富山市民文化事業団 | 平成8年 | 1,156 (注) 2 | 194,400 |
| 福井県立音楽堂 ハーモニーホールふくい | 福井県 | (公財) 福井県文化振興事業団 | 平成9年9月 | 1,456 | 163,540 |
| 石川県文教会館 | (公財) 石川県文 教会館 | (公財) 石川県文教会館 | 昭和54年 | 590 | 91,420 |
| 北國新聞赤羽ホール | (株)北國新聞社 | (一財) 北國芸術振興財団 | 平成20年8月 | 504 | 470,000 |
| 本多の森ホール | 北陸電力 (株) | 本多の森ホール運営委員会 | 平成21年10月 (注) 3 | 1,707 | 394,200 |

(注) 1. コンサートホール1,560席のほかに邦楽ホール720席がある。

2. ホール1階及び2階の席数である。

3. 旧石川厚生年金会館としての開設は、昭和52年である。

これらのことから、自治体が設置する芸術文化ホールの使用料は低廉な料金であると言える。

仮に営利を目的に観客を集めて、休日にコンサートを開催した場合の全日の使用料は以下のとおりである。

観客数1,000人以上の場合、金沢歌劇座は、入場料によっては他の施設の使用料より割高という場合もあるが、1席当たりの使用料はかなり安い。

表35 営利目的の使用料 (上段：使用料、下段：観客1席当たりの使用料) (単位：円)

| 施設名 | 観客数(席) | 入場料3,000円の場合 | 入場料5,000円の場合 | 入場料7,000円の場合 |
|-----------------------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 金沢歌劇座 | 1,919 | 308,800 | 386,100 | 386,100 |
| | | 161 | 201 | 201 |
| 金沢市文化ホール | 899 | 194,400 | 243,000 | 243,000 |
| | | 216 | 270 | 270 |
| 金沢市アートホール | 308 | 132,840 | 177,120 | 177,120 |
| | | 431 | 575 | 575 |
| 石川県立音楽堂 | 1,560 | 254,565 | 339,420 | 424,275 |
| | | 163 | 218 | 272 |
| 石川県立音楽堂 (邦楽ホール) | 720 | 160,455 | 213,940 | 267,425 |
| | | 223 | 297 | 371 |
| 富山県民会館 | 1,105 | 293,700 | 368,460 | 368,460 |
| | | 266 | 333 | 333 |
| 富山市芸術文化ホール(オーバード・ホール) | 1,156 | 252,720 | 330,480 | 388,800 |
| | | 219 | 286 | 336 |
| 福井県立音楽堂ハーモニーホールふくい | 1,456 | 408,850 | 408,850 | 408,850 |
| | | 281 | 281 | 281 |
| 石川県文教会館 | 590 | 91,420 | 91,420 | 91,420 |
| | | 155 | 155 | 155 |
| 北國新聞赤羽ホール | 504 | 470,000 | 470,000 | 470,000 |
| | | 933 | 933 | 933 |
| 本多の森ホール | 1,707 | 394,200 | 394,200 | 394,200 |
| | | 231 | 231 | 231 |

施設使用料は、使用者が施設使用に伴うサービスを享受したことへの対価であり、かかるサービスを提供するにいたる経費の一部を負担するものであるため、利用する人と利用しない人の負担のあり方を明確にし、負担の公平化を図ることが必要である。

芸術文化ホールの運営には、使用料収入を大きく上回る経費を要している状況も踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特殊性、他の類似施設との比較及び民間施設への影響等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

【意見】

芸術文化ホール使用料については、使用料収入を大きく上回る経費を要している状況も踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特殊性、他の類似施設との比較及び民間施設への影響等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

また、使用料の改定については、市の予算編成において、3年間据置きになっているものは検討を要することとされており、所管課において、定期的な検討は行っているとのことであるが、その記録が十分に整理されていないため、一連の経過が把握しづらく、今後の改定等の検討に生かすことができない状況にある。

このため、検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

【意見】

芸術文化ホール使用料に関する検討内容や結果を明確に記録・整理し、使用料の設定に係る根拠資料として保管するとともに、今後の改定時等において活用していく必要がある。

④使用料収入の確保について

金沢市の芸術文化ホール3館の過去5年間の使用料収入の推移を見ると、金沢歌劇座の改修に伴う休館が影響した平成22年度の使用料収入を除いて、ほぼ3館とも横ばいとなっている。また、ホール稼働率についても、過去5年間において50%から70%台で推移している。

公益社団法人全国公立文化施設協会の「平成26年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」によると、全国の公立文化施設1,140館における最大ホールの年間平均稼働率は52.2%、また設置主体別では、30万人以上の市・特別区における年間平均稼働率が63.4%となっており、金沢市のホール稼働率が全国的にみても決して低くないことが分かる。しかし、民間施設と比較した場合、前記の報告書では、民間施設の最大ホール平均稼働率は65.9%と公共文化施設を上回る結果となっている。

金沢市内には、近年新しく石川県や民間によるホール施設が開設されている。また、交通基盤の整備等により、近隣都市との距離感がなくなってきたことから、市内はもとより広域的な視点に立って、類似施設と競合しながら施設運営を行っていくかなければならないと思われるため、より一層施設の利用を促進し、使用料収入の確保に向けた手立てを講じていく必要がある。

【意見】

芸術文化ホールについては、広域的な視点に立って、より一層施設の利用を促進し、使用料収入の確保に向けた手立てを講じていく必要がある。

(6) 文化施設

①施設の概要

金沢市は加賀百万石の城下町として栄え、市街地には歴史的風情が今なお残る歴史ある街であり、その歴史に裏打ちされた伝統工芸や伝統芸能等の文化が継承されているほか、数多くの文化人を輩出している。このため、これら文化の振興と発展、文化人の顕彰等のため、以下のとおり多くの文化施設を設置している。

各施設の設置目的、休館日、観覧料や貸室使用料の額等は、施設ごとの条例で定められている。なお、各施設により観覧料、入場料、入館料及び入園料としているため、以下「観覧料等」とする。

| 施設名 | 所在地 | 開設年月 | 開館時間 | 建物延床面積 |
|-------------|--|----------|------------|--------------------------------|
| | 設置目的 | | | 所蔵品数(注) |
| 金沢市立中村記念美術館 | 金沢市本多町3丁目2番29号 美術品等の収集、保管、展示して市民の利用に供し、もって教養の向上と文化の発展に寄与するため。 | 昭和50年7月 | 9:30～17:00 | 913.00m ² 1,101点 |
| 金沢市立安江金箔工芸館 | 金沢市東山1丁目3番10号 金箔工芸品及び金箔に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供し、もって教養の向上と文化の発展に寄与するため。 | 昭和60年6月 | 9:30～17:00 | 1,392.74m ² 387点 |
| 金沢市老舗記念館 | 金沢市長町2丁目2番45号 歴史的な建築物又は市ゆかりの文化的な資料を保存し、広く市民に公開することにより、文化の向上と観光の振興に寄与するため。 | 平成元年4月 | 9:30～17:00 | 427.22m ² 15点 |
| 金沢卯辰山工芸工房 | 金沢市卯辰町卜10番地 金沢市の伝統工芸の源流である加賀藩御細工所の果たした機能と精神を受け継ぎ、伝統工芸の継承と発展並びに芸術文化の普及振興を図り、もって文化の向上に寄与するため。 | 平成元年11月 | 9:00～16:30 | 4,366.13m ² 577点 |
| 金沢ふるさと偉人館 | 金沢市下本多町6番丁18番地4 郷土が生んだ優れた先人を顕彰し、その業績を市民に伝えるとともに、それら先人に親しみ、学ぶため。 | 平成5年11月 | 9:30～17:00 | 1,830.07m ² 92点 |
| 泉鏡花記念館 | 金沢市下新町2番3号 郷土が生んだ文豪泉鏡花の作品や業績を広く市民に伝え、その文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため。 | 平成11年11月 | 9:30～17:00 | 431.09m ² 356点 |
| 金沢湯涌夢二館 | 金沢市湯涌町イ144番地1 金沢湯涌にゆかりのある画家、竹久夢二の作品等の展示を通して、広く市民が芸術作品等に親しみ、学ぶことにより、文化の振興と観光に資するため。 | 平成12年4月 | 9:00～17:30 | 806.74m ² 656点 |

| 施設名 | 所在地 | 開設年月 | 開館時間 | 建物延床面積 |
|-----------|---|----------|-----------------------|-------------------------|
| | 設置目的 | | | 所蔵品数(注) |
| 金沢蓄音器館 | 金沢市尾張町2丁目11番21号 | 平成13年7月 | 10:00~17:30 | 618.58m ² |
| | 国内有数の歴史的価値のある蓄音器及びレコード盤その他の音楽資料を貴重な文化的資料として保存し、広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため。 | | | 8,635点 |
| 前田土佐守家資料館 | 金沢市片町2丁目10番17号 | 平成14年4月 | 9:30~17:00 | 1,098.66m ² |
| | 加賀藩の年寄役を代々担った前田土佐守家に伝えられてきた古文書、武具、書画等を、貴重な歴史的かつ文化的な資料として保存し、及び広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため。 | | | 82点 |
| 室生犀星記念館 | 金沢市千日町3番22号 | 平成14年8月 | 9:30~17:00 | 598.50m ² |
| | 郷土が生んだ文豪室生犀星の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため。 | | | 619点 |
| 金沢21世紀美術館 | 金沢市広坂1丁目2番1号 | 平成16年10月 | 展覧会ゾーン 10:00~18:00 | 17,363.71m ² |
| | 世界の多様な美術表現を広く市民に公開するとともに、芸術活動への参画を通じたさまざまな出会い及び交流の機会を提供し、もって新たな文化の創造とまちのにぎわいの創出に資するため。 | | | 707点 |
| 徳田秋聲記念館 | 金沢市東山1丁目19番1号 | 平成17年4月 | 9:30~17:00 | 546.90m ² |
| | 郷土が生んだ文豪徳田秋聲の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため。 | | | 150点 |
| 金沢文芸館 | 金沢市尾張町1丁目7番10号 | 平成17年11月 | 10:00~18:00 | 355.55m ² |
| | 幾多の文学者を輩出した文化的土壤の中で、文芸に親しむ市民が集い、新たな文学の創作活動及び自主的な学習、研修等を行う場並びに金沢ゆかりの文学にふれる場として利用に供し、もって市民の文化の向上に資するため。 | | | 206点 |
| 金沢能楽美術館 | 金沢市広坂1丁目2番25号 | 平成18年10月 | 10:00~18:00 | 1,163m ² |
| | 金沢の伝統芸能である加賀宝生の貴重な美術品その他の能楽に関する美術品等を収集、保管、展示し、伝統芸能等の自主的な学習、研修等を行う場として利用に供することにより、文化の振興に資するため。 | | | 245点 |
| 金沢湯涌江戸村 | 金沢市湯涌荒屋町35番地1 | 平成22年9月 | 9:00~17:30 | 1,998.80m ² |
| | 江戸期の建造物等で文化財であるものを保存し、広く市民に公開することにより、歴史及び文化に対する理解を深めるとともに、市民が学習、文化活動等を行う場として利用に供し、もって文化の向上に資するため。 | | | 2点 |

| 施設名 | 所在地 | 開設年月 | 開館時間 | 建物延床面積 |
|-------|---|----------|------------|----------------------|
| | 設置目的 | | | 所蔵品数(注) |
| 鈴木大拙館 | 金沢市本多町3丁目4番20号 | 平成23年10月 | 9:30～17:00 | 631.63m ² |
| | 郷土が生んだ仏教哲学者鈴木大拙の考え方や足跡を広く市民をはじめ国内外の人々に伝えることにより、その人物についての理解を深めるとともに、思索の場として利用に供し、もって文化の振興に資するため。 | | | 165点 |

(注) 所蔵品数には美術工芸品類の点数を記載しているが、金沢蓄音器館については視聴覚機器類を含む。

芸術村等

| 施設名 | 所在地 | 開設年月 | 開館時間 | 建物延床面積 |
|------------|---|----------|------------|------------------------|
| | 設置目的 | | | |
| 金沢市民芸術村 | 金沢市大和町1番1号 | 平成8年10月 | 24時間利用可 | 4,322.38m ² |
| | 文化の創造を担う若人たちが集い、新たな市民芸術の創作活動を行い、演劇、音楽等の練習及び成果発表をする場並びに市民が憩い、レクリエーション等の活動を行う場として利用に供し、もって市民の芸術文化の振興等に寄与するため。 | | | |
| 金沢市おしがはら工房 | 金沢市下鶯原町口737番地 | 平成5年7月 | 24時間利用可 | 681.90m ² |
| | 伝統工芸等の自由な創作活動の場として広く利用に供し、もって工芸の振興に資するため。 | | | |
| 金沢市牧山ガラス工房 | 金沢市牧山町ニ57番地 | 平成11年5月 | 24時間利用可 | 721.52m ² |
| | ガラス工芸の自由な創作活動の場として広く利用に供し、もって工芸の振興に資するため。 | | | |
| 金沢湯涌創作の森 | 金沢市北袋町エ36番地 | 平成15年10月 | 9:00～17:00 | 2,314.00m ² |
| | 金沢湯涌の恵まれた自然環境の中で、染織、版画等の創作活動及び自主的な学習、研修、文化活動等を行う場として利用に供し、もって市民の文化の向上に資するため。 | | | |

②観覧料等

ア 現行の観覧料等

観覧料等は、施設ごとの個々の条例において、以下のとおり定められている。

表36 観覧料等

| 施設名 | 観覧料等（個人） | |
|--|--|----------------|
| | 高齢者以外の者 | 高齢者 (65歳以上) |
| 金沢21世紀美術館 | コレクション展 360円（一般） 280円（大学生） | 280円 |
| | 特別展 2,000円の範囲内でその都度市長が定める額 | |
| 金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢能楽美術館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館 | 300円 | 200円 |
| 金沢市老舗記念館 | 100円 | |
| 金沢文芸館 | 普通観覧料100円 年間観覧料 510円（大学生） 1,020円（大学生以外の者） | |
| 共通観覧料（金沢市老舗記念館、前田土佐守家資料館） | 360円 | 250円 |
| 共通観覧料 (金沢21世紀美術館（コレクション展）、金沢能楽美術館) | 510円（一般） 460円（大学生） | 460円 |
| 共通観覧料 (金沢市立中村記念美術館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢卯辰山工芸工房、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢文芸館、金沢能楽美術館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館) | 1日パスポート 510円 3日間パスポート 820円 1年間パスポート 2,050円 | |

（注）1. 観覧料等には、消費税及び地方消費税を含んでいる。

2. 高校生以下については無料となっている。

金沢文芸館を除く施設について、団体（20人以上）の場合、金沢21世紀美術館では1人につき一般280円（大学生220円）となっており、それ以外の施設では1人につき250円（高齢者200円）となっている。また、金沢21世紀美術館では、美術奨励の日（市民がより美術に親しみ、豊かな心を育むよう金沢21世紀美術館が独自に設定している。）、市民美術の日（子ども

の幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例第14条に規定する金沢子どもも週間の最終日をいう。)において、金沢市民は観覧料等が無料となっている。

子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（抜粋）

第14条 金沢コミュニティが一体となって子どもの育成を推進するため、金沢子ども週間を次のように定める。

| 時期 | 趣旨 |
|---------------------------|--|
| 10月の第2日曜日からその直後の土曜日までの7日間 | 家庭、地域等における子どもとのふれあいを通して、大人が子どもに目を向け、共に話し合い、理解を深めるとともに、子どもの育成についての大人的役割の大切さを認識する。 |

表37 芸術村等使用料

| 施設名 | 基本使用料 | |
|------------|--|---|
| | 区分 | 単位／金額 |
| 金沢市民芸術村 | マルチ工房 ドラマ工房 アート工房 楽屋、里山の家 研修室、和室、第1会議室、 第2会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 午前0時から午前6時まで 午前6時から正午まで 正午から午後6時まで 午後6時から午後12時まで 各時間区分につき540円～1,080円 |
| | ミュージック工房 パフォーミングスクエア | 2時間につき324円～2,160円 |
| | 大和町広場、円形広場 | 1日につき540円～2,160円 |
| 金沢市おしがはら工房 | アトリエ1～5 | 1月につき5,400円～10,800円 |
| | 工芸設備（陶芸用窯） | 1回につき3,240円～6,480円 |
| | 工芸設備（ガラス工芸用） | 1日につき1,620円～4,860円 |
| 金沢市牧山ガラス工房 | アトリエ、展示室 | 1日につき1,080円 |
| | 研磨室 | 1人1日につき540円 |
| | 工芸設備 | 1日につき1,620円～8,640円 |
| 金沢湯涌創作の森 | 工房 | <ul style="list-style-type: none"> 宿泊者等以外の者 午前、午後につき360円 宿泊者等 午前、午後、夜間の区分につき360円、全日1,020円 |
| | 交流研修棟（第1研修室～ 第4研修室） | 午前、午後、夜間、全日の区分につき100円～3,240円 |
| | ギャラリー1、2 | 1日につき1,080円 |
| | 宿泊棟 | 1室1泊につき1,290円～2,160円 |

| 施設名 | 基本使用料 | |
|-------------|---------------------|---------------------------------------|
| | 区分 | 単位／金額 |
| 金沢市立中村記念美術館 | 茶室 | 午前、午後の区分につき2,700円～7,230円 |
| 金沢卯辰山工芸工房 | 陶芸及びガラスの工房 | ・技術研修者 無料 1人1日につき |
| | 漆芸、染及び金工の工房 | ・短期技術研修者 3,240円 ・一般 5,400円～10,800円 |
| | 貸釜 | 1日につき5,400円 |
| | 茶室、和室 | 午前 1,620円、午後 2,700円 |
| 金沢21世紀美術館 | 市民ギャラリーA、B、控室 | 1日につき2,460円～30,840円 |
| | 展示室7～14 | 1日につき2,770円～14,810円 |
| | シアター21、出演者控室、楽屋、会議室 | 午前、午後、夜間、全日の区分につき300円～24,680円 |
| | 茶室 | 午前、午後、夜間、全日の区分につき2,770円～16,860円 |
| | 広場 | 1m ² 当たり50円 |
| 金沢文芸館 | 交流サロン、文芸フロア | 午後 6時から午後9時30分まで1,020円 |
| 金沢能楽美術館 | 研修室 | 午前、午後、夜間、全日の区分につき4,110円～15,420円 |

(注) 消費税額及び地方消費税額を含んでいる。

イ 観覧料等の改定

中村記念美術館 入場料改定の推移

| | |
|-----------|---|
| 平成元年4月1日 | 高校生以上 個人250円→300円 (団体200円→250円) 小中学生 個人130円→150円 (団体100円→120円) |
| 平成4年10月1日 | 小中高校生 無料 |
| 平成13年4月1日 | 高齢者 (65歳以上) 個人300円→200円 |

観覧料等の改定については、過去に3回行われている。平成元年には、消費税導入を機に、消費税率3%を含む50円の値上げを行い、平成4年は、学校週5日制の導入に伴い小中高校生を無料とし、平成13年は、高齢者の利用促進を図る目的に、100円の値下げを行ったものである。

これ以外に、平成9年、平成26年に消費税率がそれぞれ5%、8%に変更となったことに伴い、改定を行っている。なお、平成26年の消費税法改正に伴う使用料の改定については、国からの通知「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」に基づき、原則、全ての使用料について5%から8%への引上げ分を使用料に転嫁したが、10円未満の端数を切り捨てているため、観覧料等が300円の施設に関しては、据置きとなつていて

る。

ウ 観覧料等の徴収時期及び徴収方法

観覧料等は観覧の際に、芸術村等の基本使用料は使用の申込みの際に納入しなければならない。ただし、市長が、相当の理由があると認めるときは、観覧料等又は使用料の全部又は一部を後納させることができる。

③観覧料等の減免

文化施設の観覧料等は個々の条例において、「市長が特に必要があると認めるとき観覧料等を減免することができる。」旨規定されており、それぞれの施設における減免に関する取扱いについては、以下のとおり、規則や要綱に定められている。

表38 減免に関する規則等

| 施設名 | 減免に関する規則等 |
|--|---------------------------------|
| ・金沢市立中村記念美術館 ・金沢市立安江金箔工芸館 ・金沢卯辰山工芸工房 ・金沢ふるさと偉人館 ・泉鏡花記念館 ・金沢湯涌夢二館 ・金沢蓄音器館 ・前田土佐守家資料館 ・室生犀星記念館 ・徳田秋聲記念館 ・金沢文芸館 ・金沢能楽美術館 ・金沢湯涌江戸村 ・鈴木大拙館 | ⑦金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱 |
| ・金沢21世紀美術館 | ①金沢21世紀美術館条例施行規則 |
| ・金沢市老舗記念館 | ⑨金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱 |

また、減免内容の比較は以下のとおりである。

⑦金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱

⑨金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱

| 減免対象 | 減免内容 | |
|--|--------------------------------|----|
| | ⑦ | ⑨ |
| 1. ⑦のみにある減免対象 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日号外法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人 | 高齢者扱い (金沢文芸館を除く。) | / |
| 2. 前号に規定するもの及び高齢者が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日に観覧しようとするとき | 免除 | 免除 |
| 3. 第1号に規定するものが障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条第2項に規定する障害者週間の期間中に観覧しようとするとき | 免除 | 免除 |
| 4. 学校の教育課程に基づく教育活動として観覧しようとする小・中学校及び高等学校の児童又は生徒の引率者 | 免除 | 免除 |
| 5. 社団法人日本博物館協会会員証又は石川県博物館協議会会員証を所持する者 | 免除 | 免除 |
| 6. 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育活動の一環として観覧しようとする青少年、成人及びその引率者 | 免除 | 免除 |
| 7. 本市又は教育委員会が主催又は共催する事業で、市民の教養の向上及び文化の発展に役立つと認められる事業の参加者として観覧しようとする者 | 市長が定める割合 | 免除 |
| 8. 本市への観光誘致を目的として、事前調査のため観覧しようとする旅行業者等 | 免除 | 免除 |
| 9. 金沢美術工芸大学又は金沢美術工芸大学大学院の教員又は学生で、授業の一環として観覧しようとする者 | 免除 | 免除 |
| 10. ⑦のみにある減免対象 本市への観光客の誘致を目的に実施する公共的キャンペーン等のうち市長が適当であると認める事業の参加者として観覧しようする者及びその引率者 | 団体扱い (金沢文芸館を除く。) | / |
| 11. ⑦のみにある減免対象 湯涌観光協会及び湯涌観光事業協同組合 | 団体扱い (金沢湯涌夢二館及び金沢湯涌江戸村に限る。) | / |

| 減免対象 | 減免内容 | |
|--|--|---|
| | ⑦ | ⑧ |
| 12. ⑦のみにある減免対象 寺島藏人邸跡、泉鏡花記念館、金沢蓄音器館、徳田秋聲記念館又は金沢市立安江金箔工芸館を当日又は前日において観覧したことを証するものを提示した者 | 団体扱い (泉鏡花記念館、金沢蓄音器館、徳田秋聲記念館及び金沢市立安江金箔工芸館に限る。) | |
| 13. ⑦のみにある減免対象 有効期間内の兼六園周辺文化施設鑑賞パスポートを提示した者 | 団体扱い (金沢文芸館を除く。) | |
| 14. ⑦のみにある減免対象 市内の区域内において運行される路線バスの1日乗車券(当該乗車券の有効日当日に限り、回数に制限なく乗車できるものをいう。)を提示した者 | 団体扱い (1日乗車券の有効日に限り、金沢文芸館を除く。) | |

①金沢21世紀美術館条例施行規則

表39 観覧料

| 減免対象 | 減免内容 |
|--|-----------------|
| 1. 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者が教育課程に基づく教科の学習の一環として特別展を観覧する場合 | 免除 |
| 2. 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動としてコレクション展又は特別展を観覧する場合 | 免除 |
| 3. 国内外の美術その他の芸術に関する大学又は大学院の教員又は学生が美術教育又は学習活動の一環としてコレクション展又は特別展を観覧する場合 | 免除 |
| 4. 特別展と同日中にコレクション展を観覧する場合 | 免除 |
| 5. 市内に居住する者が美術奨励の日(毎月の第2土曜日をいう。)にコレクション展を観覧する場合 | 免除 |
| 6. 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を観覧する場合 | 観覧料の2割に相当する額の減額 |
| 7. 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を観覧する場合 | 観覧料の2割に相当する額の減額 |

| 減免対象 | 減免内容 |
|---|-------------------|
| 8. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を観覧する場合 | 観覧料の2割に相当する額の減額 |
| 9. その他市長が特に必要があると認める場合 | 市長が相当と認める額の減額又は免除 |

表40 使用料

| 減免対象 | 減免内容 |
|---|-------------------|
| 1. 美術館が主催し、又は共催する事業に使用する場合 | 免除 |
| 2. 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が本市と共に共催し、又は本市の後援を受けて展覧会、研究会等を開催する場合で、市長が必要があると認めるとき。 | 使用料の5割に相当する額の減額 |
| 3. 市内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるもののが児童又は生徒のための事業を実施するために市民ギャラリー等を使用する場合 | 使用料の5割に相当する額の減額 |
| 4. その他市長が特に必要があると認める場合 | 市長が相当と認める額の減額又は免除 |

これらの規定を適用した平成26年度の減免実績は、以下のとおりである。

| 施設名 | 件数(件) | 減免額(千円) |
|-------------|-------|---------|
| 金沢市立中村記念美術館 | 24 | 870 |
| 金沢市立安江金箔工芸館 | 30 | 772 |
| 金沢市老舗記念館 | 11 | 103 |
| 金沢卯辰山工芸工房 | 0 | - |
| 金沢ふるさと偉人館 | 25 | 235 |
| 泉鏡花記念館 | 25 | 654 |
| 金沢湯涌夢二館 | 22 | 1,225 |
| 金沢蓄音器館 | 26 | 589 |
| 前田土佐守家資料館 | 22 | 627 |
| 室生犀星記念館 | 23 | 273 |
| 金沢21世紀美術館 | 24 | 13,494 |
| 徳田秋聲記念館 | 24 | 459 |
| 金沢文芸館 | 8 | 152 |
| 金沢能楽美術館 | 51 | 3,679 |
| 金沢湯涌江戸村 | 26 | 1,572 |
| 鈴木大拙館 | 45 | 861 |
| 金沢市民芸術村 | 0 | - |
| 金沢市おしがはら工房 | 0 | - |

| 施設名 | 件数(件) | 減免額(千円) |
|------------|-------|---------|
| 金沢市牧山ガラス工房 | 0 | - |
| 金沢湯涌創作の森 | 2 | 25 |

④指定管理者による管理

文化施設の管理は、個々の条例の規定により指定管理者が行っている。

指定管理者の選定については、芸術文化ホールと同様、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、公募とせず特定の団体を選定している。

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 |
|---|--------------------|---------------------------------|
| 《芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設》 ・金沢21世紀美術館 ・金沢能楽美術館 | 公益財団法人 金沢芸術創造財団 | 平成26年4月1日 ～平成31年3月31日 |
| ・金沢市民芸術村 ・金沢卯辰山工芸工房 ・金沢市おしがはら工房 ・金沢市牧山ガラス工房 ・金沢湯涌創作の森 | | 平成22年4月1日 ～平成27年3月31日 |
| 《寄附等の文化資産の展示と事業展開を主体とする施設》 ・金沢市立中村記念美術館 ・金沢市立安江金箔工芸館 ・金沢市老舗記念館 ・金沢ふるさと偉人館 ・泉鏡花記念館 ・金沢湯涌夢二館 ・金沢蓄音器館 ・前田土佐守家資料館 ・室生犀星記念館 ・徳田秋聲記念館 ・金沢文芸館 ・金沢湯涌江戸村 ・鈴木大拙館 | 公益財団法人 金沢文化振興財団 | 平成22年4月1日 ～平成27年3月31日 (注) |

(注) 金沢湯涌江戸村は平成22年7月1日～平成27年3月31日、鈴木大拙館は平成23年7月2日～平成27年3月31日までが指定期間。

表41 過去5年間の観覧料等収入、指定管理料及び入館者数の推移

(上段：観覧料等収入（千円）、中段：指定管理料（千円）、下段：入館者数（人）)

| 施設名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 金沢市立中村記念美術館 | 3,156 | 3,086 | 3,207 | 3,167 | 3,410 |
| | 32,548 | 30,961 | 33,527 | 33,822 | 40,913 |
| | 12,097 | 16,526 | 17,809 | 15,507 | 17,291 |
| 金沢市立安江金箔工芸館 | 2,382 | 2,812 | 2,208 | 2,043 | 2,243 |
| | 19,793 | 37,030 | 33,879 | 33,428 | 32,144 |
| | 21,191 | 26,285 | 22,200 | 22,466 | 24,892 |
| 金沢市老舗記念館 | 3,912 | 2,904 | 2,834 | 2,672 | 2,365 |
| | 15,705 | 15,416 | 15,679 | 16,445 | 17,003 |
| | 35,348 | 26,920 | 28,906 | 32,800 | 37,475 |
| 金沢卯辰山工芸工房 | 736 | 654 | 593 | 707 | 602 |
| | 131,849 | 124,591 | 130,966 | 131,708 | 135,735 |
| | 4,677 | 6,035 | 5,114 | 5,188 | 5,137 |
| 金沢ふるさと偉人館 | 526 | 476 | 468 | 459 | 468 |
| | 38,491 | 34,197 | 39,356 | 36,793 | 35,899 |
| | 8,373 | 15,674 | 18,005 | 17,654 | 17,834 |
| 泉鏡花記念館 (注) 1 | 2,438 | 1,537 | 1,440 | 1,473 | 1,591 |
| | 30,471 | 29,741 | 29,146 | 33,890 | 33,180 |
| | 16,176 | 14,814 | 16,796 | 17,652 | 17,563 |
| 金沢湯涌夢二館 | 2,787 | 3,151 | 2,704 | 2,443 | 2,330 |
| | 38,121 | 38,186 | 42,167 | 39,283 | 40,055 |
| | 13,415 | 17,797 | 17,223 | 17,001 | 15,481 |
| 金沢蓄音器館 | 1,167 | 1,024 | 1,106 | 1,250 | 1,552 |
| | 29,952 | 32,040 | 30,075 | 29,700 | 30,642 |
| | 8,824 | 10,989 | 12,534 | 13,497 | 15,375 |
| 前田土佐守家資料館 | 2,760 | 2,691 | 2,594 | 2,661 | 2,432 |
| | 40,010 | 40,547 | 41,531 | 39,630 | 43,369 |
| | 20,279 | 21,748 | 21,626 | 24,814 | 22,908 |
| 室生犀星記念館 (注) 1 | 1,325 | 1,033 | 1,153 | 937 | 1,163 |
| | 34,910 | 35,055 | 36,998 | 35,196 | 32,295 |
| | 8,457 | 8,723 | 10,573 | 8,752 | 10,528 |
| 金沢21世紀美術館 | 304,563 | 273,078 | 269,914 | 274,586 | 318,204 |
| | 704,980 | 652,532 | 675,058 | 714,390 | 793,084 |
| | 1,549,651 | 1,487,285 | 1,471,487 | 1,474,209 | 1,761,324 |
| 徳田秋聲記念館 (注) 1 | 668 | 442 | 443 | 458 | 442 |
| | 39,529 | 36,933 | 32,262 | 31,694 | 34,558 |
| | 6,893 | 8,277 | 9,813 | 10,133 | 8,775 |

(上段：観覧料等収入（千円）、中段：指定管理料（千円）、下段：入館者数（人）)

| 施設名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 金沢文芸館 | 212 | 236 | 225 | 244 | 256 |
| | 22,332 | 20,124 | 21,694 | 22,567 | 23,222 |
| | 5,404 | 6,839 | 8,011 | 9,391 | 9,901 |
| 金沢能楽美術館 | 5,851 | 5,516 | 5,340 | 5,703 | 5,973 |
| | 41,651 | 41,721 | 44,430 | 45,026 | 44,671 |
| | 30,392 | 34,125 | 37,479 | 38,936 | 43,149 |
| 金沢湯涌江戸村 (注) 2 | 4,162 | 4,062 | 2,746 | 2,462 | 2,208 |
| | 24,039 | 35,543 | 35,284 | 36,978 | 38,333 |
| | 21,039 | 21,741 | 16,946 | 18,225 | 16,620 |
| 鈴木大拙館 (注) 2 | — | 2,810 | 6,476 | 5,850 | 7,560 |
| | — | 28,160 | 48,856 | 53,621 | 56,258 |
| | — | 15,008 | 33,582 | 30,533 | 36,698 |
| 金沢市民芸術村 | 16,943 | 17,434 | 18,348 | 19,845 | 18,532 |
| | 134,596 | 137,651 | 158,801 | 159,421 | 161,831 |
| | 202,656 | 209,098 | 238,350 | 233,206 | 216,481 |
| 金沢市おしがはら工房 | 3,378 | 3,033 | 2,633 | 2,722 | 2,430 |
| | 12,456 | 11,685 | 10,632 | 11,432 | 11,887 |
| | 2,842 | 2,860 | 2,622 | 2,968 | 3,041 |
| 金沢市牧山ガラス工房 | 7,161 | 6,845 | 7,200 | 6,644 | 6,971 |
| | 18,494 | 18,727 | 19,773 | 20,343 | 20,314 |
| | 4,326 | 4,978 | 5,289 | 5,121 | 5,157 |
| 金沢湯涌創作の森 | 2,371 | 2,277 | 2,295 | 2,065 | 2,162 |
| | 39,919 | 37,180 | 37,895 | 37,149 | 35,766 |
| | 24,433 | 19,873 | 21,346 | 24,290 | 22,316 |

(注) 1. 泉鏡花記念館は、平成26年12月8日から平成27年3月6日まで改修工事のため休館

室生犀星記念館は、平成25年12月2日から平成26年3月7日まで改修工事のため休館

徳田秋聲記念館は、平成26年12月1日から平成27年3月6日まで改修工事のため休館

2. 金沢湯涌江戸村は平成22年9月開館、鈴木大拙館は平成23年10月開館

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②金沢湯涌江戸村及び鈴木大拙館を視察し、現地担当者に観覧料等の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④観覧料等の算定資料入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

閲覧資料：施設概要パンフレット、歳入調定簿兼収入原簿、使用料月計調定内訳書、減免調定表、指定管理者選定関係資料、指定管理者收支報告書、使用料算定改定関係資料、金沢市文化等観覧施設業務報告書等

(監査結果)

①観覧料等の徴収事務について

現地視察した金沢湯涌江戸村及び鈴木大拙館の観覧料等の収納までの業務について、関係書類を確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②観覧料等の減免について

減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はないが、以下の点については検討が必要である。

観覧料等は、本来、利用者に負担を求めるものであり、それ故、行政上の政策的な措置である減免は、例外的な取扱いで、その適用は限定的に取り扱わなければならない。

金沢市では、文化施設の観覧料等について、高齢者や障害者への配慮や児童及び学生等への教育上の支援、また、施設の利用促進等を目的に、観覧料等の減額又は免除する減免規定を設けている。これらの減免については、他の市民からも異論のないものと思われる。しかし、「金沢市博物館等施設入場料減免取扱要綱」及び「金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱」には、「本市への観光誘致を目的として、事前調査のため観覧しようとする旅行業者等」への減免が規定されている。これは、「旅行業者等」というその対象が曖昧な上、公的な目的とは言えない民間業者の利用に対して免除するもので、減免の本来の趣旨からはその必要性に疑問を感じる。

減免の取扱いについては、各施設の設置目的からも、公的な目的や市民の利用を前提とした減免制度であるべきであり、減免規定が適用されない市民にも納得のいくものでなければならぬ。

最終的に、旅行業者等への減免は、観光客による入館者数の増加などを通じ、金沢の文化を発信する方策の一つとなるものと考えられるが、より客観的かつ合理的な理由をもって行われるべきであり、減免による効果を具体的に検証するとともに、規定の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。

【意見】

文化施設観覧料等に係る旅行業者等への減免は、より客観的かつ合理的な理由をもって行われるべきであり、減免による効果を具体的に検証するとともに、規定の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。

③観覧料等の設定について

金沢21世紀美術館をはじめ多くの観覧料等が、他の公立美術館や市内の類似施設の観覧料等を参考に設定されている。

文化施設の観覧料等は、金沢21世紀美術館、金沢市老舗記念館及び金沢文芸館を除いて、13施設が一律300円に設定されている。この300円の設定については、昭和50年代に開設された金

沢市立中村記念美術館と金沢市立安江金箔工芸館の入場料250円が、それまでの物価上昇による経費の増大により、平成元年の消費税導入を機に、消費税率3%分を含む50円の値上げを行つたものである。それ以降、他の文化施設についても同一の観覧料が設定されている。最も新しい文化施設は、鈴木大拙館であるが、当該施設に関しても、近隣の金沢市立中村記念美術館や金沢ふるさと偉人館等との回遊性を高めることを目的に、入館料及び開館時間を他の文化施設と同一に設定されている。

このように、観覧料等については、その施設に必要な管理運営費等が全く考慮されず、市内の類似施設との統一的な設定となっているが、実際の文化施設の運営には、観覧料等の収入を大きく上回る経費が必要となっている。

文化施設は、住民の誰もが必ずしも利用するという施設ではなく、個人の価値観や趣味等にも大きく影響しているため、明確に利用する人と利用しない人が存在する。市税により管理運営される施設のため、利用しない人も当然に施設に関わる経費を負担していることになり、利用する人と利用しない人との負担の公平性という観点からは、観覧料等の徴収は、施設の利用により何らかの便益・サービスを享受している人と、そうでない人との負担の公平化を図るという意味合いを持つことになる。

歴史的風情が今なお残る金沢において、まちの個性である歴史や伝統、文化を市民とともに継承し、発信していくため、市民にとって分かりやすく、できるだけ低廉な観覧料等を設定したいという考えは理解できる。

しかし、その施設の運営に必要な経費を利用していない市民も負担しており、負担の公平化、利用者負担の原則という点からは、近隣の施設等を参考に決定されているという理由のみでは不明瞭である。

このため、文化施設の観覧料等にあっては、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特殊性、他の類似施設との比較及びこれまでの経緯等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

また、消費税率については、平成27年の消費税法改正に伴い、平成29年4月に8%から10%に引き上げられることが決定していることから、その時点で改めて、引上げ分の転嫁に伴う改定について検討する必要がある。

【意見】

文化施設観覧料等にあっては、負担の公平化、利用者負担の原則という観点を踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特殊性、他の類似施設との比較及びこれまでの経緯等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう、消費税率引上げ分の転嫁を含め見直しを検討していく必要がある。

(7) 観光駐車場

金沢市では、市内観光に係る利便の増進を図り、観光の振興に寄与するため、観光駐車場を設置している。

①施設の概要（総括）

| 名称 | 種類 | 駐車台数 | 営業時間 | 開設日 | 管理体制 |
|------------|------|--------------------|------------|----------------------------------|-------------|
| 長町観光駐車場 | 観光バス | 5台 (宿泊有り) | 7:30～21:00 | 平成2年4月 (平成17年4月 宿泊バス供用開始) | 2名 |
| | 普通車 | 20台 | 7:30～18:00 | 平成17年11月 | |
| 近江町観光バス駐車場 | 観光バス | 4台 (宿泊有り) | 7:30～21:00 | 平成11年4月 (平成26年4月 宿泊バス供用開始) | 1～3名 |
| 東山観光駐車場 | 普通車 | 15台 (宿泊有り) | 7:00～22:00 | 平成13年4月 | 自動精算 機対応 |
| 東山河畔観光駐車場 | 普通車 | 14台 (宿泊有り) | 7:00～22:00 | 平成17年4月 | 自動精算 機対応 |
| 東山観光バス駐車場 | 観光バス | 5台 | 9:00～18:00 | 平成13年4月 | 2名 |
| 東山北観光駐車場 | 観光バス | 4台 | 9:00～18:00 | 平成23年11月 | 2名 |
| | 普通車 | 7台 | 9:00～18:00 | 平成23年8月 | |
| にし茶屋観光駐車場 | 観光バス | 2台 (宿泊有り) | 7:30～22:00 | 平成16年4月 (平成26年4月 宿泊バス供用開始) | 1～2名 |
| | 普通車 | 13台 (5台分はバスと共に) | | 平成17年4月 | |

（注）「管理体制」欄の人数は公益社団法人金沢市シルバー人材センターに管理業務を委託している管理人の人数である。

①－1 長町観光駐車場

ア 所在地

金沢市長町2丁目2番45号

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成2年4月 | 平成9年4月 | 平成17年 4月又は11月 | 平成26年4月 |
|---------------|---------------------------|---|--|--|
| 観光バス (日帰り) | 90分まで1,500円 以降60分毎500円 | 90分まで1,900円 以降60分毎510円 消費税増税に伴う 改定 | 4月 同日に市営駐車場 を利用した場合は、 1,500円 | 90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場 を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う 改定 |
| 観光バス (宿泊) | — | — | 4月 20時～翌日8時まで2,000円 (新設) | 20時～翌日8時まで2,050円 消費税増税に伴う 改定 |
| 普通車 | — | — | 11月 60分まで300円 以降30分毎100円 (新設) | 変更なし |

その他

- 平成21年4月には、供用時間を「8:30～22:00」から「7:30～21:00」に変更した。
- 平成26年4月には、普通車の供用時間を「7:30～21:00」から「7:30～18:00」に変更したほか、宿泊（夜間利用）はバス専用にした。

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観光バス | 収入 | 13,355 | 10,145 | 9,607 | 10,622 | 12,375 |
| | 台数 | 4,615 | 3,342 | 3,361 | 3,737 | 4,199 |
| 普通車 | 収入 | 2,584 | 2,385 | 2,219 | 2,214 | 1,975 |
| | 台数 | 6,462 | 6,084 | 5,810 | 5,602 | 4,950 |
| 合計 | 収入 | 15,939 | 12,530 | 11,826 | 12,836 | 14,350 |
| | 台数 | 11,077 | 9,426 | 9,171 | 9,339 | 9,149 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 15,939 | 12,530 | 11,826 | 12,836 | 14,350 |
| 支出 | 10,054 | 9,771 | 9,449 | 9,594 | 9,984 |
| 需用費(注)1 | 88 | 210 | 69 | 477 | 299 |
| 役務費(注)2 | 813 | 288 | 148 | 81 | 242 |
| 委託料(注)3 | 9,153 | 9,256 | 9,232 | 9,036 | 9,443 |
| その他(注)4 | — | 17 | — | — | — |
| 収支 | 5,885 | 2,759 | 2,377 | 3,242 | 4,366 |

- (注) 1. 需用費とは、修繕料、光熱水費、消耗品費等である。
 2. 役務費とは、電話料、除雪費等である。
 3. 委託料とは、駐車場の管理業務等の委託料である。
 4. その他とは、備品購入費等である。

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|------------------|------------------------|---|
| 管理及び料金徴収業務 委託 | (公社) 金沢市シルバー人 材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の 雇用の促進を図るため、地方自治法施行令 第167条の2 第1項第3号に基づく随意契 約（単年度契約） |
| 夜間出庫取扱業務 | あい警備（株） | 単年度契約 |

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
 受領した使用料は、業務終了時に所定の金庫に保管し、翌朝、指定口座に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入出庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
 同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

①－2 近江町観光バス駐車場

ア 所在地

金沢市十間町9番地3

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成13年4月 | 平成17年4月 | 平成26年4月 |
|---------------|---------------------------|---------------------------------|--|
| 観光バス (日帰り) | 90分まで1,900円 以降60分毎500円 | 同日に市営駐車場を 利用した場合は、 1,500円 | 90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用し た場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定 |
| 観光バス (宿泊) | — | — | 20時～翌日8時まで 2,050円（新設）（注） |

(注) 金沢駅周辺及び武蔵地区の宿泊施設からの要望に対応し、宿泊利用を開始した。

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観光バス | 収入 | 11,218 | 10,205 | 9,927 | 10,495 |
| | 台数 | 5,968 | 5,478 | 5,250 | 5,549 |
| | | | | | 6,213 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 11,218 | 10,205 | 9,927 | 10,495 | 12,297 |
| 支出 | 6,944 | 7,203 | 8,249 | 8,369 | 10,116 |
| 需用費 | 204 | 612 | 403 | 531 | 336 |
| 役務費 | 386 | 235 | 125 | 106 | 230 |
| 委託料 | 5,995 | 5,997 | 7,362 | 7,373 | 9,181 |
| その他 | 359 | 359 | 359 | 359 | 369 |
| 収支 | 4,274 | 3,002 | 1,678 | 2,126 | 2,181 |

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|------------------|------------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務 委託 | (公社) 金沢市シルバー人 材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の 雇用の促進を図るため、地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号に基づく随意契 約（単年度契約） |
| 交通整理業務委託 | あい警備（株） | 単年度契約 |

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入出庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

①－3 東山観光駐車場

ア 所在地

金沢市東山1丁目3番3号

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成13年4月 | 平成17年4月 |
|--------------|-------------------------|---|
| 普通車 (日帰り) | 60分まで200円 以降30分毎100円 | 60分まで300円 以降30分毎100円 にし茶屋観光駐車場の供用開始に当たり、周辺の民間駐車場の料金と比較して安価であったため、改定 |
| 普通車 (宿泊) | 22時～翌日7時まで800円 | 変更なし |

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 普通車 | 収入 | 13,209 | 13,036 | 13,466 | 13,927 |
| | 台数 | 32,277 | 31,950 | 31,954 | 32,392 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 13,209 | 13,036 | 13,466 | 13,927 | 16,127 |
| 支出 | 905 | 956 | 1,110 | 1,213 | 1,122 |
| 需用費 | 283 | 286 | 540 | 649 | 513 |
| 役務費 | 83 | 134 | 45 | 34 | 66 |
| 委託料 | 503 | 500 | 489 | 494 | 507 |
| その他 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 収支 | 12,304 | 12,080 | 12,356 | 12,714 | 15,005 |

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務委託 | (公社) 金沢市シルバー人材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約（単年度契約） |

カ 使用料に関する事務取扱状況

自動精算機の使用料は金融機関の夜間金庫に入金される。

キ 目的外使用許可

東山観光駐車場の用地は、金沢市が取得する以前、民間駐車場として利用されていたが、当時の利用者のうち2名から、自家用車駐車のため、行政財産目的外使用許可申請が出され、金沢市は現在に至るまで許可、更新している。

金沢市が用地を取得したことに伴い、駐車場利用者は当該駐車場を明け渡し、別の駐車場を探さなければならないが、近隣には空き駐車場が極めて少なく、新しい駐車場を確保するためには、相当の猶予期間が必要であったことから、金沢市は、引き続き使用することを許可し、使用料も従前と同額で使用させている。

利用者2名のうち、1名は1台分、もう1名は2台分について使用許可を受けており、東山観光駐車場の敷地のうち、合計3台分が自家用車の月極駐車場として使用されている。目的外使用料は、1台当たり月額1万円（消費税等込み）である。

①－4 東山河畔観光駐車場

ア 所在地

金沢市東山1丁目545番地1

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成17年4月 |
|--------------|-------------------------|
| 普通車 (日帰り) | 60分まで300円 以降30分毎100円 |
| 普通車 (宿泊) | 22時～翌日7時まで800円 |

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 普通車 | 収入 | 9,086 | 9,301 | 9,358 | 9,741 | 10,775 |
| | 台数 | 22,061 | 22,269 | 22,334 | 22,988 | 24,927 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 9,086 | 9,301 | 9,358 | 9,741 | 10,775 |
| 支出 | 1,474 | 1,285 | 1,143 | 1,072 | 1,546 |
| 需用費 | 396 | 346 | 225 | 165 | 595 |
| 役務費 | 236 | 102 | 54 | 32 | 46 |
| 委託料 | 842 | 837 | 864 | 875 | 905 |
| 収支 | 7,612 | 8,016 | 8,215 | 8,669 | 9,229 |

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務委託 | (公社) 金沢市シルバー人材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約（単年度契約） |

カ 使用料に関する事務取扱状況

自動精算機の使用料は金融機関の夜間金庫に入金される。

①-5 東山観光バス駐車場

ア 所在地

金沢市東山3丁目3番38号

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成13年4月 | 平成17年4月 | 平成26年4月 |
|------|---------------------------|-------------------------|--|
| 観光バス | 90分まで1,900円 以降60分毎500円 | 同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円 | 90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定 |

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観光バス | 収入 | 13,278 | 10,520 | 11,920 | 13,598 |
| | 台数 | 7,208 | 5,709 | 6,246 | 7,353 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 13,278 | 10,520 | 11,920 | 13,598 | 15,117 |
| 支出 | 10,782 | 16,100 | 10,259 | 10,402 | 11,065 |
| 需用費 | 664 | 945 | 1,275 | 1,330 | 1,581 |
| 役務費 | 284 | 184 | 147 | 179 | 156 |
| 委託料 | 9,834 | 14,903 | 8,837 | 8,893 | 9,328 |
| その他 | — | 68 | — | — | — |
| 収支 | 2,496 | △5,580 | 1,661 | 3,196 | 4,052 |

(注) 平成23年度の支出が高額になっているのは東山北観光駐車場の管理費を、委託契約の都合上、東山観光バス駐車場管理費等で執行したためである。

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務委託 | (公社) 金沢市シルバー人材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約（単年度契約） |

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入出庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

キ 目的外使用許可

当該敷地の一部について、月極駐車場としての行政財産目的外使用を許可しているが、その経緯については、東山観光駐車場において述べたものと同様である。
利用人は1法人であり、自家用車3台分について使用許可を受けている。目的外使用料は1台当たり月額1万円（消費税等込み）である。

①－6 東山北観光駐車場

ア 所在地

金沢市東山3丁目4番1号

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成23年8月 | 平成23年11月 | 平成26年4月 |
|------|-------------------------|--|--|
| 観光バス | — | 90分まで1,900円 以降60分毎500円 (同日に市営駐車場 を利用した場合は、 1,500円) (新設) | 90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場 を利用した場合は、 1,540円) 消費税増税に伴う改 定 |
| 普通車 | 60分まで300円 以降30分毎100円 | 変更なし | 変更なし |

その他

平成25年から、夏休み期間中のバス閑散期には、バス駐車場の一部を普通車駐車場として利用

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|
| 観光バス | 収入 | 579 | 1,610 | 2,091 | 3,016 |
| | 台数 | 316 | 868 | 1,136 | 1,585 |
| 普通車 | 収入 | 2,517 | 3,602 | 4,113 | 5,084 |
| | 台数 | 6,338 | 9,018 | 10,187 | 12,546 |
| 合計 | 収入 | 3,096 | 5,212 | 6,204 | 8,100 |
| | 台数 | 6,654 | 9,886 | 11,323 | 14,131 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 3,096 | 5,212 | 6,204 | 8,100 |
| 支出 | — | 7,974 | 8,087 | 8,416 |
| 需用費 | — | 278 | 347 | 320 |
| 役務費 | — | 79 | 64 | 65 |
| 委託料 | — | 7,617 | 7,676 | 8,031 |
| その他 | — | — | — | — |
| 収支 | 3,096 | △2,762 | △1,883 | △316 |

(注) 平成23年度は委託契約の都合上、東山観光バス駐車場の管理費等として執行されている。

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務委託 | (公社) 金沢市シルバー人材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約（単年度契約） |

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入出庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

①－7 にし茶屋観光駐車場

ア 所在地

金沢市野町2丁目25番1号

イ 使用料の変遷

| 区分 | 平成16年4月 | 平成17年4月 | 平成26年4月 |
|---------------|---------------------------|---------------------------------|--|
| 観光バス (日帰り) | 90分まで1,900円 以降60分毎500円 | 同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円 | 90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定 |
| 観光バス (宿泊) | — | — | 20時～翌日8時まで2,050円 (新設) |
| 普通車 | — | 60分まで300円 以降30分毎100円 (新設) | 変更なし |

その他 1. 平成21年4月には、供用時間を「9:00～18:00」から「9:00～20:00」に延長した。

2. 平成22年7月には、供用時間を「9:00～20:00」から「9:00～22:00」に延長した。
3. 平成26年4月には、供用時間を「9:00～22:00」から「7:30～22:00」に延長した。

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観光バス | 収入 | 211 | 184 | 198 | 271 | 672 |
| | 台数 | 112 | 96 | 102 | 145 | 292 |
| 普通車 | 収入 | 2,125 | 1,991 | 2,199 | 2,332 | 3,226 |
| | 台数 | 5,725 | 5,474 | 6,059 | 6,390 | 9,172 |
| 合計 | 収入 | 2,336 | 2,175 | 2,397 | 2,603 | 3,898 |
| | 台数 | 5,837 | 5,570 | 6,161 | 6,535 | 9,464 |

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 2,336 | 2,175 | 2,397 | 2,603 | 3,898 |
| 支出 | 7,948 | 8,290 | 8,217 | 8,386 | 9,657 |
| 需用費 | 585 | 688 | 797 | 779 | 1,417 |
| 役務費 | 70 | 64 | 61 | 201 | 62 |
| 委託料 | 7,276 | 7,538 | 7,359 | 7,406 | 8,178 |
| その他 | 17 | — | — | — | — |
| 収支 | △5,612 | △6,115 | △5,820 | △5,783 | △5,759 |

オ 使用料徴収業務等

| 業務内容 | 委託先 | 備考 |
|--------------|--------------------|--|
| 管理及び料金徴収業務委託 | (公社) 金沢市シルバー人材センター | 高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約（単年度契約） |

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
受領した使用料は、金融機関の営業時間内に、指定口座に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入出庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

②北陸新幹線の開業効果

直近5年間の第1四半期（4月1日～6月30日）の利用実績は以下のとおりである。平成27年3月14日の北陸新幹線の金沢開業により、観光地としての魅力がマスメディアや雑誌を通じて、全国的に発信された影響等により、観光客が増加したため、平成27年の利用台数は全駐車場合計で普通車は前年同期比17.8%の増加、バスでは同51.5%の増加となっている。

表42 直近5年間の第1四半期利用実績比較

(単位：台)

| 駐車場名 | 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 前年同期比 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 長町観光駐車場 | 普通車 | 1,839 | 1,557 | 1,657 | 1,355 | 1,551 | 14.5%増 |
| | バス | 600 | 1,211 | 1,216 | 1,388 | 1,799 | 29.6%増 |
| 近江町観光バス駐車場 | バス | 1,047 | 1,270 | 1,393 | 1,557 | 2,339 | 50.2%増 |
| 東山観光駐車場 | 普通車 | 8,247 | 8,421 | 8,405 | 8,739 | 9,531 | 9.1%増 |
| 東山河畔観光駐車場 | 普通車 | 5,783 | 5,931 | 6,073 | 6,518 | 6,940 | 6.5%増 |
| 東山観光バス駐車場 | バス | 1,188 | 1,753 | 2,126 | 2,328 | 3,282 | 41.0%増 |
| 東山北観光駐車場 | 普通車 | | 2,384 | 2,354 | 2,720 | 3,446 | 26.7%増 |
| | バス | | 254 | 330 | 541 | 1,394 | 157.7%増 |
| にし茶屋観光駐車場 | 普通車 | 1,544 | 1,715 | 1,718 | 1,612 | 3,210 | 99.1%増 |
| | バス | 16 | 34 | 39 | 71 | 100 | 40.8%増 |
| 合計 | 普通車 | 17,413 | 20,008 | 20,207 | 20,944 | 24,678 | 17.8%増 |
| | バス | 2,851 | 4,522 | 5,104 | 5,885 | 8,914 | 51.5%増 |

③使用料の減免

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例第9条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。」旨規定されており、減免に関する取扱いについては、「金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱」に定められている。

当該要綱第2条第2項では、「金沢市又は金沢市教育委員会が主催又は共催する事業において観光駐車場を利用するときは、駐車料金を免除する。」とされており、個別の使用目的に着目した減免は行っていない。

平成26年度の減免実績は7件、14千円である。

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②各観光駐車場を視察し、担当者に使用料の収納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧し、保管現金について実査した。また、併せて観光駐車場の近隣の状況を観察した。

③減免について、申請から承認までの手續が適正に行われているか検証した。

④使用料について、その価格の妥当性について検討した。

閲覧した資料：決裁伺書、行政財産使用許可更新申請書、観光駐車場駐車料金減免申請書、観光駐車場駐車料金減免決定通知書、入札書、委託契約書、歳入調定簿兼収入原簿、使用料減免申請書等

(監査結果)

① 使用料の徴収事務について

各観光駐車場の管理人室に保管されている現金を実査し、出納帳と照合し、一致していることを確認した。また、歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書兼領収証書を突合し、一致していることを確認した。これらの手続において、問題点は検出されなかった。

② 使用料の減免について

「金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱」に規定されている観光駐車場に係る減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③ 使用料の水準について

ア 普通自動車

観光駐車場近隣の主な民間駐車場の料金は、以下のとおりである。

表43 民間駐車場との比較

| 駐車場名 | 日中（8:00～18:00） | 夜間（18:00～8:00） |
|-----------------------|--|-------------------------|
| 金沢市観光駐車場 | 60分300円 30分毎100円（注）1 | 22時から翌日7時まで 800円（注）2 |
| 名鉄協商パーキング 金沢長町 | 60分100円 最大600円 | 60分100円 最大500円 |
| 進栄駐車場 | 平日60分200円 30分毎100円 土日祝日60分400円 30分毎100円 最大1,500円（注）3 | 60分100円 最大1,000円 |
| 北国駐車場 | 20分100円 最大800円 | 60分100円 最大800円 |
| 主計町駐車場 | 30分100円 | 60分100円 最大500円 |
| 橋場町パーキング | 30分100円 | 60分100円 最大500円 |
| パシフィックパーク東山 | 20分100円 最大800円 | 20分100円 最大500円 |
| 名鉄協商パーキング 金沢にし茶屋街前 | 60分100円 最大800円 | |

（注）1. 7:00～22:00までの使用料である。

2. 東山観光駐車場及び東山河畔駐車場の宿泊料金である。

3. 8:00～22:00までの使用料である。

観光駐車場の普通自動車の使用料については、民間駐車場と比較しても、概ね妥当な水準である。

イ　バス

市内の主なバス駐車場の料金は以下のとおりである。

表44 バス駐車場との比較

| 駐車場名 | 駐車料金 |
|------------|---|
| 金沢市観光駐車場 | 日中90分まで1,950円、以降60分毎510円 宿泊（20時から翌8時まで）2,050円（注） |
| 石川県営駐車場 | 日中60分まで1,980円、以降30分毎300円 宿泊（20時から翌8時まで）2,720円 |
| 金沢駅西口時計駐車場 | 日中60分1,080円 宿泊（17時から翌10時まで）4,320円 |

（注）長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場及びにし茶屋観光駐車場の宿泊料金である。

観光駐車場のバスの使用料については、県営及び民間駐車場と比較しても、概ね妥当な水準である。

④使用料収入の確保について

東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場の一部については、金沢市が用地を取得する以前からの使用者に対し、引き続き自家用車の駐車場として利用させており、1台当たりの目的外使用料はいずれも月額1万円（消費税等込）としている（金沢市が用地取得する前の民間駐車場の料金と同額である）。その理由としては、近隣に空き民間駐車場が極めて少ないとから、移転場所を確保するための猶予期間が必要であると考え、その間、従前の駐車料金と同額で使用させることが適当であると判断したためである。

近隣における民間駐車場の状況を踏まえると、移転場所の確保に相当の期間が必要であることは理解できるとしても、期間が15年間にわたっており、その間、従前の駐車料金と同額で使用させていることについては、東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場の適正な運営と本来得られる使用料収入を確保する観点からは、妥当であるとは言い難い。

仮に、東山観光駐車場の目的外使用部分を、本来の観光駐車場として利用した場合、以下のように、機会費用が算出できる。

表45 機会費用の算出

| 駐車場名 | 駐車可能 スペース A | 平成26年度 使用料収入 B | 1スペース当た りの使用料収入 C = B / A | 目的外使用料 (1台当たり) D | 差引 (機会費用) C - D |
|---------|-------------------|----------------------|---------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 東山観光駐車場 | 15台 | 16,127千円 | 1,075千円／年 | 120千円／年 | 955千円／年 |

（注）機会費用とは、他の選択肢を選んでいたら得られたであろう利益のことをいう。

目的外使用料は、前年度の使用料基礎額に物価スライド率（消費者物価指数と地価変動率の平均値）を乗じることにより、当該年度の使用料基礎額を算出し、これを参考資料として設定しているが、当初の使用料基礎額がいかにして算定されたかは不明である。また、消費税率が5%から8%に引き上げられた際にも、増税分は転嫁されていない。加えて、並木町や橋場町の民間の月極駐車場では、12,600円から12,960円が相場となっており、目的外使用料は、低廉であると言える。

東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場については、前記のとおり、北陸新幹線の開業も相まって、利用台数が大きく増加している状況にあり、施設の設置目的を踏まえ、その効果を最大化することにより、使用料収入の確保につなげていく必要がある。

一方、近隣の民間駐車場の状況等から、移転場所の確保が引き続き難しい状況にあることも推察できる。このため、今後も移転場所が確保されるまで目的外使用許可を継続する必要があるのであれば、消費税を適正に転嫁することを含め、目的外使用料の妥当性を改めて検証する必要がある。

【意見】

観光駐車場における目的外使用許可を今後も継続する必要があるのであれば、消費税を適正に転嫁することを含め、目的外使用料の妥当性を改めて検証する必要がある。

(8) 駅前広場

金沢駅は、西日本旅客鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道が乗り入れる駅であり、平成23年には、アメリカの旅行雑誌「トラベル&レジャー」のWeb版で、日本の駅で唯一、世界で最も美しい駅14選に選ばれており、ガラスに覆われたもてなしドームと伝統芸能に使われる鼓をモチーフにした鼓門が特徴の駅である。この金沢駅の兼六園口（東口）と金沢港口（西口）において、金沢市は公衆の利便に供するとともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進するため、駅前広場を設置している。

①施設の概要（総括）

| 名称 | 施設の内容 | 開設日 | 管理体制 |
|--------|------------------------------|---------|------|
| 金沢駅東広場 | バス発着場、タクシー駐車場等（詳細後述） | 平成17年3月 | 業者委託 |
| 金沢駅西広場 | バス発着場、タクシー駐車場、自家用車駐車場等（詳細後述） | 平成26年3月 | 業務委託 |

①-1 金沢駅東広場

ア 概要

再整備によって平成17年3月に完成した。施設の概要は以下のとおりである。

| | | | |
|------|------|----------------------|----------------------------------|
| 地上広場 | 面積 | 19,400m ² | |
| | 交通施設 | バスターミナル | 乗車11台、降車5台、待機8台 |
| | | タクシー乗降場 | 乗車3台、降車5台、プール57台 |
| | | 一般車降車場 | 4台（うち障害者用1台） |
| | | 一般車駐車場 | 45台（うち障害者用屋根付き2台） |
| | | 福祉・許可車両専用駐車場 | |
| | 附属施設 | もてなしドーム | 建築面積3,000m ² 、高さ29.5m |
| | | 鼓門 | 通路幅7.5m、屋根幅24.0m、高さ13.7m |
| | | 乗車場シェルター | 建築面積4,100m ² 、軒高4m |
| | | バス・タクシー案内所 | 建築面積67m ² |
| 地下広場 | 延床面積 | 10,550m ² | |
| | 附属施設 | イベント広場 | |
| | | ライトコート（和風庭園） | |
| | | 中央監視室 | |
| | | トイレ | 男・女、ファミリートイレ、オストメイトトイレ |
| | | 昇降機 | エレベーター：5基 エスカレーター（上り・下り）：2基 |

イ 過去5年間の使用料単価の推移

(単位:円)

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 地下街(注)1 | 数量 | 467m ² |
| | 単価 | 1,950 | 1,950 | 1,665 | 1,665 | 1,665 |
| バス発着場(注)2 | 数量 | 92台 | 92台 | 92台 | 93台 | 93台 |
| | 単価 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,330 |
| タクシー駐車場 (注)2 | 数量 | 29台 | 29台 | 29台 | 29台 | 29台 |
| | 単価 | 850 | 850 | 850 | 850 | 870 |
| 自家用車駐車場 (注)3、4 | 数量 | 1,170m ² |
| | 単価 | 3,900 | 3,900 | 3,330 | 3,330 | 3,330 |
| イベント広場 | 数量 | | | | | 199日 |
| | 単価 | | | | | 10,000 |

(注) 1. 地下街については、国からの通達「指定区間内の国道等に係る地下街、地下室等の占用料の額の算定について」に基づき、平成24年に近傍類似価格を路線価から公示地価に改めたことにより改定された。地下街は金沢都ホテルに一括して貸し出している。

2. バス発着場及びタクシー駐車場については、平成26年に消費税増税に伴って改定された。
3. 自家用車駐車場については、国からの通達「指定区間内の国道等に係る地下街、地下室等の占用料の額の算定について」に基づき、平成24年に近傍類似価格を路線価から公示地価に改めたことにより改定された。

また、平成26年に消費税増税を機に、自家用車駐車場の上記使用料は非課税から8%課税に変更されているが、それまでは消費税の非課税対象（土地の貸付けに係る期間が1月以上の場合）と考えて課税していなかったところ、消費税増税に伴う使用料見直しに当たり、再検討したところ、「駐車場その他の施設利用に伴って土地が使用される場合」に該当し、課税すべきであると考えて、8%の課税を行うこととしたためである。なお、表内の単価は外税表記としている。

4. 自家用車駐車場は、金沢市とJR西日本との間で協定が締結されており（金沢駅東広場自家用駐車場の管理運営に関する協定書）、同協定（第2条第2項）において、JR西日本が当該駐車場の運用を金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の自家用車駐車場の規定に準じて行うこととされている。そのため、JR西日本が利用者から駐車場使用料を收受しているが、利用者に対する料金は、金沢市が直轄する駅西広場の自家用車駐車場と同じく「20分まで無料、20分～1時間300円、以降30分ごとに100円」に設定されている。

ウ 使用料単価の算定根拠

| 区分 | 算定根拠 | 備考 |
|------------------|--|---------------|
| 地下街 | 公示地価 (平成24年金沢ガーデンホテル) × 適用割合 555,000円／m ² × 0.003 = 1,665円／m ² | 外税 |
| バス発着場 (注) 1 | 平成26年消費税増税に伴う改定 1,300円／台・月 → 1,300円／1.05×1.08 ≈ 1,330円／台・月 | 内税 |
| タクシー駐車場 (注) 1 | 平成26年消費税増税に伴う改定 850円／台・月 → 850円／1.05×1.08 ≈ 870円／台・月 | 内税 |
| 自家用車駐車場 | 公示地価 (平成24年金沢ガーデンホテル) × 適用割合 = m ² 単価 555,000円／m ² × 0.006 = 3,330円／m ² | 外税 |
| イベント広場 (注) 2 | 年間維持管理料 イベント広場専用割合 49,032,767円×1,500m ² ／10,550m ² ÷ 365日 ≈ 19,100円／日 維持管理料／日 1日当たり利用時間 19,100円／日 × 13時間／24時間 ≈ 10,000円／日 | 内税 平成26年制定 |

- (注) 1. バス発着場、タクシー駐車場は当初、昭和40年に金額が設定されたが、当時の資料がなく、根拠は不明である。
2. イベント広場の年間維持管理料は、駅東広場の平成24年度の年間維持管理料110,115,469円を、面積按分等により、地下分の年間維持管理料を算出したものである。

エ 過去5年間の使用料収入の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地下街 | 910 | 910 | 777 | 777 | 777 |
| バス発着場 | 1,435 | 1,435 | 1,435 | 1,439 | 1,469 |
| タクシー駐車場 | 295 | 295 | 295 | 295 | 302 |
| 自家用車駐車場 | 4,563 | 4,563 | 3,896 | 3,896 | 4,207 |
| イベント広場 | | | | | 1,990 |
| その他(注) | 291 | 287 | 295 | 295 | 347 |
| 合計 | 7,494 | 7,490 | 6,698 | 6,702 | 9,092 |

(注) その他とは、駅前交番、バス・タクシー案内所、看板等設置等に係る使用料である。

オ 過去5年間の収支の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 収入 | 7,494 | 7,490 | 6,698 | 6,702 | 9,092 |
| 支出 | 116,309 | 114,136 | 110,113 | 109,856 | 109,276 |
| 需用費 | 29,960 | 29,065 | 27,542 | 27,460 | 30,914 |
| 役務費 | 660 | 856 | 1,019 | 503 | 3,869 |
| 委託料 | 85,685 | 84,211 | 81,458 | 81,893 | 74,493 |
| その他 | 4 | 4 | 94 | — | — |
| 収支 | △108,815 | △106,646 | △103,415 | △103,154 | △100,184 |

①-2 金沢駅西広場

ア 概要

再整備によって平成26年3月に完成した。

再整備工事期間中も利用者が各施設を使用できるよう、工事は区分けして行われたため、各施設の供用開始時期は異なる。施設の概要は以下のとおりである。

| | | |
|------|----------------------|------------------|
| 広場面積 | 27,000m ² | |
| 交通施設 | バスターミナル | 乗車8台、降車2台、待機6台 |
| | タクシー乗降場 | 乗車4台、降車2台、プール36台 |
| | 一般車降車場 | 4台(うち障害者用2台) |
| | 一般車駐車場 | 68台 |
| 附属施設 | 駅西イベント広場 | |

イ 使用料単価の推移

| 区分 | 旧価格 | 改定価格 |
|--------------|--|--|
| バス発着場(注)1 | 1台1,300円／月 | 1台1,330円／月 |
| タクシー駐車場(注)1 | 1台850円／月 | 1台870円／月 |
| 自家用車駐車場 | 20分まで無料 20分～1時間300円 以降30分ごとに100円 | 変更なし |
| 団体バス乗降場(注)1 | 30分まで無料 30分～1時間1,200円 以降1時間ごとに1,200円 | 30分まで無料 30分～1時間1,230円 以降1時間ごとに1,230円 |
| 駅西イベント広場(注)2 | 無料 | 無料 |

(注) 1. 平成26年消費税増税に伴う改定。

2. 駅西イベント広場は屋外にあり、天候によりイベントの開催が左右されるが、広く市民に使ってもらうため、無料としている。

ウ 使用料単価の算出根拠

| 区分 | 算定根拠 |
|------------------|---|
| バス発着場 (注) 1 | 平成26年消費税増税に伴う改定 1,300円／台・月 → 1,300円／1.05×1.08 ≈ 1,330円／台・月 |
| タクシー駐車場 (注) 1 | 平成26年消費税増税に伴う改定 850円／台・月 → 850円／1.05×1.08 ≈ 870円／台・月 |
| 自家用車駐車場 (注) 2 | 20分まで無料 20分～1時間300円 以降30分ごとに100円 |
| 団体バス乗降場 | 平成24年設定 金沢市観光バス駐車場の使用料（90分まで）：1,900円 1時間当たりに換算 1,900円 × 2／3 ≈ 1,200円／時間 平成26年消費税増税に伴う改定 1,200円／1.05×1.08 ≈ 1,230円／時間 |

- (注) 1. バス発着場及びタクシー駐車場の使用料は、駅東広場の使用料に準じており、前記のとおり根拠は不明である。
2. 自家用車駐車場の使用料は平成4年に設定されたが、当時の根拠は不明である。

エ 過去5年間の使用料収入の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| バス発着場 | 592 | 592 | 592 | 967 | 1,134 |
| タクシー駐車場 | 357 | 357 | 357 | 357 | 375 |
| 自家用車駐車場 | 316,583台 46,012 | 312,615台 49,944 | 311,487台 43,518 | 326,136台 46,346 | 341,629台 52,867 |
| 団体バス乗降場 | | | 27,065台 870 | 57,326台 2,131 | 45,807台 2,698 |
| その他 | 1 | 3 | 10 | 31 | 126 |
| 合計 | 46,962 | 50,896 | 45,347 | 49,832 | 57,200 |

- (注) 1. 平成25年度にバス発着場の利用が急増しているのは、平成24年4月の群馬県での高速ツアーバス事故の影響により、バス停留所の確保等規制が強化され、高速乗合バスがバス発着場を利用することになったためである。
2. その他とは、地下電線、看板等設置等に係る使用料である。

オ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|---------|---------|---------|
| 収入 | 46,962 | 50,896 | 45,347 | 49,832 | 57,200 |
| 支出 | 29,370 | 58,155 | 63,363 | 64,796 | 93,360 |
| 需用費 | 3,916 | 8,183 | 5,834 | 5,955 | 7,470 |
| 役務費 | 277 | 549 | 544 | 2,332 | 566 |
| 委託料 | 22,524 | 46,770 | 54,332 | 54,851 | 85,052 |
| その他 | 2,653 | 2,653 | 2,653 | 1,658 | 272 |
| 収支 | 17,592 | △7,259 | △18,016 | △14,964 | △36,160 |

②北陸新幹線の開業効果

直近5年間の第1四半期（4月1日～6月30日）の利用実績は以下のとおりである。平成27年3月14日の北陸新幹線の金沢開業により、平成27年度の金沢駅西広場の駐車場の利用台数は前年同期比17.7%の増加となっている。

表46 直近5年間の第1四半期利用実績比較

(単位：台)

| 駐車場名 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 前年同期比 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金沢駅西広場 | 74,464 | 75,767 | 75,950 | 77,665 | 91,450 | 17.7%増 |

③使用料の減免

駅前広場の使用料は、金沢市駅前広場条例第7条において、「国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、必要を生じたとき」、「市長が特に必要と認めたとき」に減免することができると規定されている。

当該条例に基づき、ガス管、水道管、公衆無線LANケーブル引込線、展示ボード等、公共的な設備の設置等において減免申請がなされ、許可している。

平成26年度の減免実績は、金沢駅東広場45件、3,024千円、金沢駅西広場25件、408千円である。

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②駅西広場の収入について、平成27年3月分（サンプリングにより抽出）の自家用車及び団体バスの領収書と歳入調定簿兼収入原簿を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④使用料の妥当性について検討した。

閲覧した資料：決裁伺書、金沢駅東広場自家用車駐車場の管理運営に関する協定書、制約付き一般競争入札に関する公告、競争参加申請書、入札書、委託契約書、歳入調定簿兼収入原簿、使用料減免申請書、金沢市駅前広場使用許可書等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について

平成27年3月分の自家用車及び団体バスの領収書と歳入調定簿兼収入原簿を突合し、一致していることを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

金沢市駅前広場条例に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の水準について

金沢市以外が運営する金沢駅周辺の主な駐車場の料金は、以下のとおりである。

表47 金沢駅周辺の主な駐車場料金

| 駐車場名 | 駐車料金 | | 管理者 |
|------------|--|--|-----|
| | 自家用車 | 団体（大型）バス | |
| 金沢駅前広場駐車場 | 20分まで無料 20分～1時間300円 以降30分ごとに100円 | 30分まで無料 30分～1時間1,230円 以降1時間ごとに1,230円 | 金沢市 |
| 金沢駅西口時計駐車場 | 30分ごと100円 | 60分1,080円 | 民間 |
| ポルテ金沢駐車場 | 60分まで400円 以降30分ごとに200円 | | 民間 |
| 石川県立音楽堂 | 60分まで400円 以降30分ごとに200円 | | 石川県 |
| 金沢フォーラス駐車場 | 60分まで300円 以降30分ごとに100円 | | 民間 |

また、金沢市が平成27年8月に実施した中核市における駅前広場の状況調査結果は、以下のとおりであり、中核市45市のうち25市から回答があった。

表48 自家用車駐車場の中核市の料金

| | | | |
|------|--|-----------------------------|--------------------------------|
| 金沢市 | 20分まで無料 | 20分～1時間までは300円 | 以降30分ごとに100円 |
| 函館市 | 30分まで無料 | 30分～1時間までは200円 | 以降30分ごとに100円 |
| 盛岡市 | 50分ごとに100円 | 入庫後24時間までは500円 | 24時間以降24時間ごとに500円 |
| 郡山市 | 30分まで無料 | 30分～1時間までは400円 | 以降30分ごとに200円 |
| 高崎市 | 20分まで無料 | 以降20分ごとに100円 | |
| 長野市 | 30分まで無料 | 以降30分ごとに300円 | |
| 岐阜市 | 20分まで無料 | 20分～1時間までは300円 | 以降20分ごとに100円 |
| 豊橋市 | 20分まで無料 | 30分ごとに150円 | |
| 尼崎市 | 20分につき100円 (24時間最大料金1,000円 (0:00～6:00は出入庫不可)) | | |
| 奈良市 | ① 5時間以内まで 30分ごとに150円 | ② 5時間以上24時間以内の 場合、1,500円 | 24時間以上の場合は24時間ごと に左記①及び②で算出 |
| 和歌山市 | 15分まで無料 | 以降30分ごとに500円 | |
| 福山市 | 30分まで150円 | 次の30分まで150円 | 以降30分ごとに120円 |
| 高松市 | 20分まで無料 | 入庫後30分ごとに150円 | |
| 高知市 | 30分まで無料 | 以降30分ごとに100円 | |
| 大分市 | 20分まで無料 | 20分～1時間までは200円 | 以降30分ごとに100円 |
| 鹿児島市 | 20分まで無料 | 20分を超える場合、入庫時から30分ごとに200円 | |

(注) 他都市において複数の自家用車駐車場があり、異なる料金体系を設定している場合については一部のみ掲載している。

表49 観光バス乗降場の他都市の料金

| | | | |
|------|---|---|--|
| 金沢市 | 30分まで無料、30分～1時間1,230円、以降1時間ごとに1,230円 | | |
| 長野市 | 無料 乗降場：15分以内の場合 待機場：30分以内の場合 | 有料貸付 (独占的に使用する場合) 乗降場：7,000円／日 待機場：3,500円／日 | |
| 岐阜市 | 30分まで無料、30分～1時間までは1,020円、以降30分ごとに510円 | | |
| 鹿児島市 | 乗客乗車時：30分ごとに300円 乗客降車時：30分ごとに300円 5分以内は無料 | | |

表50 イベント広場の他都市の料金

| | | |
|------|----|--|
| 金沢市 | 屋内 | 1日10,000円（金沢駅東広場） |
| 姫路市 | 屋内 | 1日1m ² 当たり30円～200円（販売行為の有無、入場料徴収の有無によって区分） |
| 和歌山市 | 屋内 | 1時間2,000円 |
| 金沢市 | 屋外 | 無料（金沢駅西広場）（注） |
| 郡山市 | 屋外 | 使用料400円／時間、音響設備700円／時間、照明設備100円／時間、電源1kW当たり100円／時間 |
| 長野市 | 屋外 | 1日200,000円 |
| 岐阜市 | 屋外 | 37円／m ² ／日 |
| 姫路市 | 屋外 | 1日1m ² 当たり30円～200円（販売行為の有無、入場料徴収の有無によって区分） |
| 下関市 | 屋外 | 1日1m ² 当たり12円96銭～129円（使途によって区分） |
| 大分市 | 屋外 | 1日1m ² 当たり約7.56円（商業利用は1日1m ² 当たり約32.40円） |

（注）金沢駅西広場内のイベント広場は屋外にあり、天候によりイベントの開催が左右されるが、広く市民に使ってもらうため、無料としている。

金沢市の駅前広場使用料については、他の中核市等と比較しても、概ね妥当な水準であると考えられる。

2 手数料

(1) 建設発生土受入手数料

①概要

金沢市は、公共建設工事に係る建設発生土の適正な利用を図るため、内川地区に建設発生土処理施設を設置しており、建設発生土の受入れの際には、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例に基づき、搬入業者から手数料を徴収している。建設発生土とは、公共建設工事に伴い副次的に発生する土砂であり、盛土、土地の造成等に利用できるものである。

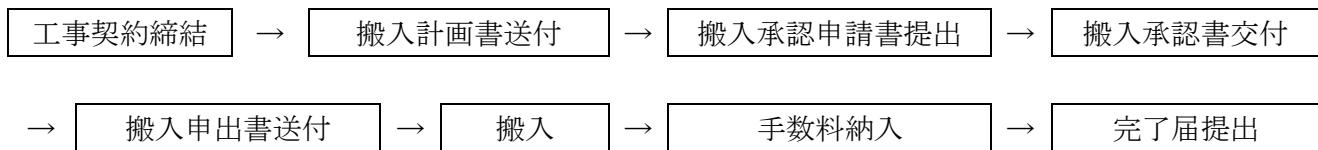
| | | |
|----------|------------------------------------|--|
| 名称 | 金沢市内川第1建設発生土処理施設 (以下「内川第1」という。) | 金沢市内川第2建設発生土処理施設 (以下「内川第2」という。) |
| 所在地 | 金沢市小原町ユ104番地4 | 金沢市別所町ウ8番地 |
| 供用開始 | 平成26年4月1日 | 平成14年4月1日(注) |
| 受入容量 | 280万m ³ | 82万m ³ (当初は77万m ³ 平成22年度計画変更) |
| 年間平均受入容量 | 20万m ³ (計画) | 6.9万m ³ (平均実績) |
| 総事業費 | 約30億円 | 約7.4億円 |

(注) 内川第2は平成26年3月末で供用を完了。

| 手数料名 | 金額 |
|------------|------------------------------------|
| 建設発生土受入手数料 | 建設発生土1m ³ につき、830円(税込み) |

建設発生土受入手数料の徴収事務の流れは、以下のとおりである。

なお、市は建設発生土処理施設の管理運営を金沢建設業協同組合に委託しており、手数料徴収事務についても同組合に委託している。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内川第2 | 12,361 | 11,344 | 17,654 | 9,897 | — |
| 内川第1 | — | — | — | — | 44,859 |

③手数料の減免

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例第8条では「市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されているが、これまでに減免した実績はない。

(監査手続)

- ①建設発生土受入手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。
- ②建設発生土処理施設の視察及び現地事務所への往査を行い、建設発生土搬入記録と手数料入金記録の突合を行った。
- ③手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。
- ④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、搬入承認申請書、搬入承認書、搬入伝票、納入通知書、完了届等

(監査結果)

- ①手数料の徴収事務について

金沢建設業協同組合の事務所において、平成26年度の建設発生土処理申請書全体から10件を無作為抽出し、搬入承認申請書、搬入承認書、搬入伝票、納入通知書、完了届を突合し、手数料が適正に納入されていることを確かめた。

これらの手続において、問題点は検出されなかった。

- ②手数料の妥当性について

建設発生土受入手数料の額については、建設工事費（用地費、補助金充当額を除く）のイニシャルコストに、計画期間における管理運営費などのランニングコストを加えた総経費を、受入手数料で回収し、収支均衡させることを目標にして設定されている。

ア 平成14年度（内川第2供用開始）

$$\begin{aligned} \text{総経費} & (\text{用地費を除く}) \quad \div \quad \text{受入土量 (総量)} \\ & = 511,850 \text{千円} \quad \div \quad 77 \text{万 m}^3 \quad = \quad 664 \text{円/m}^3 \Rightarrow 660 \text{円/m}^3 \end{aligned}$$

イ 平成26年度（内川第1供用開始）

$$\begin{aligned} & (\text{総経費} (\text{用地費を除く}) - \text{補助金充当額}) \quad \div \quad \text{受入土量 (総量)} \\ & = (2,428,576 \text{千円} - 97,125 \text{千円}) \quad \div \quad 280 \text{万 m}^3 \quad = \quad 833 \text{円/m}^3 \Rightarrow 830 \text{円/m}^3 \end{aligned}$$

公共建設工事の進捗等に伴い、受入土量が推移することから、毎年度見直し計算を行っているほか、供用予定期間の延伸の決定に併せて、手数料の改定を行っている。なお、表中の網掛けは手数料改定年度である。

表51 建設発生土受入手数料の推移

| 区分 | | 内川第2 | | | | | | | | | | | 内川 第1 | |
|------------|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|
| 年度 (平成) | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 手数料 (円) | 算出 価格 | 664 | 666 | 709 | 711 | 732 | 738 | 802 | 798 | 822 | 855 | 822 | 808 | 833 |
| | 設定 価格 | 660 | 660 | 700 | 700 | 700 | 700 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 830 | |

(注) 1. 平成16年度改定

$$\begin{aligned} \text{総経費 (用地費を除く)} & \div \text{ 受入土量 (総量)} \\ = 545,899 \text{千円} & \div 77 \text{万 m}^3 = 709 \text{円/m}^3 \Rightarrow 700 \text{円/m}^3 \end{aligned}$$

2. 平成20年度改定

$$\begin{aligned} \text{総経費 (用地費を除く)} & \div \text{ 受入土量 (総量)} \\ = 617,254 \text{千円} & \div 77 \text{万 m}^3 = 802 \text{円/m}^3 \Rightarrow 800 \text{円/m}^3 \end{aligned}$$

金沢市は、主に当市発注の公共工事からの発生土を受け入れるための施設を市内の内川地区に2か所計画した。そのうちの規模が小さい内川第2は、受入容量82万m³であり平成14年度から平成25年度まで供用された。その12年間の累計の手数料収入は584,121千円、同期間の累計の必要経費は用地取得費を除いて663,972千円であり、収支不足額は79,851千円となっている。

結果として収支不足となったのは、当初計画では平成18年度までを供用期間としていたのに対し、受入土量が想定より少なかったことに伴い、供用期間を平成25年度まで延長したためである。手数料は当初660円/m³であり、平成16年度及び平成20年度に改定が行われているが、当初の低い価格時に生じた収支不足を、後年で回収するという考え方を取らなかった。また、手数料改定の必要性について毎年検討はされているが、実際に改定する明確な基準を設けていないため、供用予定期間の延伸の決定に併せて手数料を改定しており、結果として、算出価格と設定価格の乖離が大きくなるまで改定が行われなかつたことも要因である。

基本的な考え方として、本事業の必要経費は手数料収入で賄うべきである。よって、収支不足を後年で回収しないという考え方及び明確な改定基準が設定されていないという点に疑問が残る。

平成26年度には内川第1が供用開始されているが、これについては内川第2より規模が大きくなるため、同じ考え方を採用していると、収支不足となる可能性がある。

金沢市のように地方自治体が事業として建設発生土の受入れを行っているのはまれであり、他の中核市では例がない。石川県内の他市町においては、全て民間施設であり、受入価格は以下のとおりである。

表52 石川県内の建設発生土処理施設（全て民間施設）

| 所在地 | 受入価格 (円／m ³) | 受入基準 |
|------|-----------------------------|------------------|
| 七尾市 | 1,900 | 七尾市、中能登町内に限る |
| 七尾市 | 2,000 | なし |
| 七尾市 | 2,000 | なし |
| 珠洲市 | 1,500 | 県内に限る |
| 加賀市 | 1,200 | 異物混入不可 |
| 羽咋市 | 1,500 | 組合員に限る |
| かほく市 | 1,500 | 産業廃棄物の混入不可 |
| 白山市 | 920 | 白山市内に限る |
| 津幡町 | 2,313 | 県内に限る、産業廃棄物の混入不可 |
| 志賀町 | 1,000 | なし |
| 平均 | 1,583 | |

県内の他市町にある建設発生土受入施設10か所の受入価格は、平均1,583円／m³、最高2,313円／m³、最低920円／m³であり、金沢市に比べるとかなり高い。

内川第2が供用されていた期間の平均受入土量実績が年間6.9万m³であるのに対して、内川第1の平均受入土量予定が年間20万m³であることを考えると、供用期間が予定より延長される可能性もある。市が本事業を管理運営することにより、公共事業が円滑に進捗する、盛土による土砂の崩落や流出等による災害発生の防止及び施設周辺の自然環境の保全につながるというメリットがあることは認められるとしても、大きな収支不足は避けるべきである。

そのためには、状況に応じて、一部国及び県の公共事業の建設発生土を受け入れ、供用期間が大きく延長しないことなどを検討するほか、手数料の改定を行う明確な基準を設けるとともに、適時、改定を行うことで、収支の均衡を図っていく必要がある。

【意見】

建設発生土受入手数料については、改定を行う明確な基準を設けるとともに、適時、改定を行うことで、収支の均衡を図っていく必要がある。

(2) 建築確認申請手数料、完了検査申請手数料

①概要

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めた建築基準法では、建築主に対して、建築確認申請や完了検査申請を義務付けている。建築確認申請とは、建築主に対して、建築物の建築計画が建築基準法令その他の建築基準関係規定に適合しているかを着工前に審査することを求めるものであり、次のいずれかにあてはまる建築物などを新築、増改築、移転、大規模修繕、用途変更をするときは、工事着手前に建築確認を受けなければならない。

- ・用途に供する床面積の合計が100m²を超える特殊建築物（劇場、映画館、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、学校、百貨店、マーケット、展示場、倉庫、自動車車庫など）
- ・3階建て以上又は延べ床面積が500m²、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える木造建築物
- ・2階建て以上又は延べ床面積が200m²を超える木造以外の建築物
- ・それ以外の建築物で都市計画区域内の建築物

また、完了検査申請は、その建築物が建築確認申請どおりに建築されたことを検査することを求めるものである。

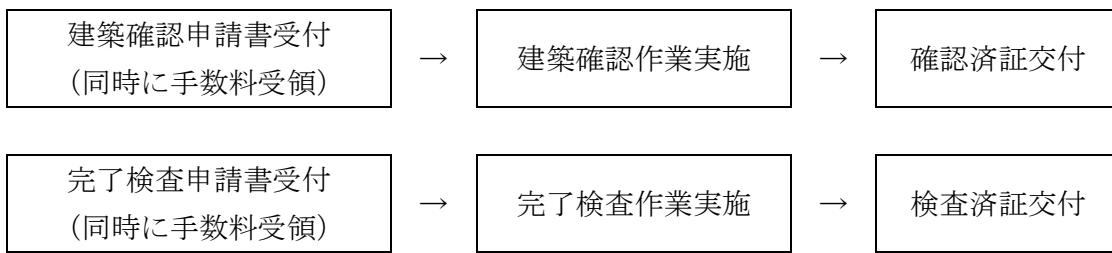
その確認及び検査に際して、金沢市手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

表53 建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料

(単位：円)

| 床面積区分 | 建築確認申請手数料 | | 完了検査申請手数料 | |
|--|-----------|---------|-----------|---------|
| | 構造計算無 | 構造計算有 | 中間検査無 | 中間検査有 |
| 30m ² 以下 | 5,000 | 22,000 | 10,000 | 9,000 |
| 30m ² 超～100m ² 以下 | 9,000 | 31,000 | 12,000 | 11,000 |
| 100m ² 超～200m ² 以下 | 14,000 | 46,000 | 16,000 | 15,000 |
| 200m ² 超～500m ² 以下 | 19,000 | 70,000 | 22,000 | 21,000 |
| 500m ² 超～1,000m ² 以下 | 34,000 | 78,000 | 36,000 | 35,000 |
| 1,000m ² 超～2,000m ² 以下 | 48,000 | 100,000 | 50,000 | 47,000 |
| 2,000m ² 超～10,000m ² 以下 | 140,000 | 220,000 | 120,000 | 110,000 |
| 10,000m ² 超～50,000m ² 以下 | 240,000 | 360,000 | 190,000 | 180,000 |
| 50,000m ² 超 | 460,000 | 670,000 | 380,000 | 370,000 |
| 建築設備（昇降機等） | 14,000 | | 13,000 | — |
| 工作物 | 15,000 | | 9,000 | — |
| 建築設備（昇降機等）計画変更 | 7,000 | | — | — |
| 工作物 計画変更 | 7,000 | | — | — |

建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の徴収事務の流れは以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 建築確認 | 12,223 | 10,400 | 14,797 | 19,767 | 17,538 |
| 完了検査 | 12,380 | 11,869 | 11,165 | 14,372 | 13,332 |

③手数料の減免

金沢市手数料条例第6条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されており、建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の減免に関する取扱いについては、「金沢市確認申請手数料等減免要綱」に、以下のとおり定められている。

| 減免理由 | 減免率 |
|--|-----|
| 公共事業のために建物を収用され、新たに建物を建築する必要があるもの | 1／2 |
| 災害により滅失・破損し災害から1年以内に建築などの工事に着工するもの | 1／2 |
| 全体計画認定を受けた建物で建築などの工事に着工するもの | 1／2 |
| 災害救助法の適用を受けた地域において災害の日から1年以内に工事に着工するもの | 免除 |

平成26年度の減免実績は建築確認申請手数料で1件、4,500円、完了検査申請手数料で1件、6,000円である。これらは同一物件に対するものである。

(監査手続)

建築確認申請と完了検査申請は一対のものであるため、並行して監査手続を実施した。

①建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。また平成26年度の建築確認申請書及び完了検査申請書と手数料入金記録の突合を行った。

②減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

③手数料を設定した際の資料入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、建築確認申請書、完了検査申請書、減免申請書、公金払込書兼領収証書等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

平成26年度の建築確認申請書全体から10件を無作為抽出し、公金払込書兼領収証書と突合し、種類別、面積別手数料基準に照らし、適正な手数料が徴収されていることを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の減免について

「金沢市確認申請手数料等減免要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

平成26年度の減免は、1件のみであるため、これについて減免要件の充足と入金額を確かめとともに、減免の申請から承認までの手続を検証した。当該減免は公共事業による買取りを受けたため、代わりの建物を建築するものであり、減免要件を満たし、また、手続も適正に行われており、指摘すべき事項はない。

③手数料の妥当性について

建築確認申請手数料は前記のとおり、構造計算の有無や床面積の区分により設定されているが、例として、「構造計算有・床面積200m²超500m²以下」の設定方法を以下に記載する。

表54 作業内容

| 作業内容 | 必要時間（分） |
|-----------|---------|
| 書類審査処理時間計 | 1,143 |
| 事前相談 | 75 |
| 集団規定 | 109 |
| 単体規定 | 163 |
| 構造 | 714 |
| 設備 | 82 |
| その他事務 | 60 |
| 確認時間合計 | 1,203 |

$$\text{確認時間合計} \times (\text{人件費単価} + \text{物件費単価}) = \text{積算手数料}$$

人件費単価 : 金沢市役所全体の平均時間単価

物件費単価 : 前年の発生物件費 ÷ (作業人数 × 就業時間)

この式に実際の数字をあてはめると、

$$1,203 / 60 \times (3,314 + 161) = 69,674 \text{円} \approx 70,000 \text{円} \text{ となる。}$$

表中の作業内容と必要時間は、構造計算有の手数料を設定するために平成23年度に床面積区分ごとに数件ずつ建築確認申請作業を抽出し、実際に作業時間を測定して求めたものである。この計算による算出手数料69,674円に対し、実際に設定された手数料は70,000円である。他の面積区分でも同様の方法で算出され、その全てにおいて、算出手数料と実際に設定された手数料は近似したものとなっている。なお、物件費は作業時間に比例して発生するものではないが、物件費の割合は4.6%と小さいため、簡便的に時間で割り振っている。

また、県庁所在地の中核市の状況は、以下のとおりである。例として、「床面積200m²超500m²以下」の場合を記載する。

表55 県庁所在地の中核市比較

(単位：円)

| 中核市名 | 床面積200m ² 超500m ² 以下 | | 中核市名 | 床面積200m ² 超500m ² 以下 | |
|------|--|--------|------|--|--------|
| | 構造計算無 | 構造計算有 | | 構造計算無 | 構造計算有 |
| 青森市 | 30,000 | 30,000 | 奈良市 | 27,000 | 55,000 |
| 盛岡市 | 27,000 | 27,000 | 和歌山市 | 26,000 | 54,000 |
| 秋田市 | 26,000 | 26,000 | 高松市 | 26,000 | 26,000 |
| 宇都宮市 | 37,000 | 37,000 | 松山市 | 26,000 | 26,000 |
| 前橋市 | 35,000 | 35,000 | 高知市 | 19,000 | 19,000 |
| 富山市 | 19,000 | 19,000 | 長崎市 | 28,000 | 28,000 |
| 金沢市 | 19,000 | 70,000 | 大分市 | 28,000 | 28,000 |
| 長野市 | 50,000 | 50,000 | 宮崎市 | 28,000 | 28,000 |
| 岐阜市 | 19,000 | 19,000 | 鹿児島市 | 28,000 | 28,000 |
| 大津市 | 35,000 | 53,000 | 那覇市 | 28,000 | 28,000 |
| | | | 平均 | 28,050 | 34,300 |

金沢市の建築確認申請手数料は構造計算無では平均より低く、構造計算有では平均を上回つており、構造計算有無の差を明確にしているという特徴がある。

実際に必要な事務作業時間は、構造計算有の方がはるかに多いため、負担すべき者に負担を求めるという公平性の観点では、他都市より優れていると言える。

また、完了検査申請手数料については、石川県内で手数料が統一されているが、金沢市においては、毎年、実際の作業時間に基づき、金額の妥当性を検証しており、妥当な金額であると言える。

また、改定履歴についても、例として、「床面積200m²超500m²以下」の区分を以下に記載する。

表56 手数料の改定履歴

(単位：円)

| 建築確認申請手数料 | 平成11年 5月1日新設 | — | | 平成24年7月1日～ | |
|-----------|-----------------|------------|--------|------------|--------|
| | | | | 構造計算無 | 構造計算有 |
| | 19,000 | | | 19,000 | 70,000 |
| 完了検査申請手数料 | 平成11年 5月1日新設 | 平成18年4月1日～ | | — | |
| | | 中間検査無 | 中間検査有 | | |
| | 22,000 | 22,000 | 21,000 | | |

(注) 平成11年4月以前は、建築確認申請と完了検査申請は全体で1つの手続であり、その手数料は国が決定していた。

建築確認申請手数料では、受益者負担を明確にするため、構造計算の有無を区分した平成24年度に改定が行われている。適宜、改定しているとは言いにくい状況ではあるが、前記のとおり、現在の価格に妥当性があり、また、手数料の算出根拠となる人件費単価及び物件費単価も毎年把握されているので、検証するための情報は入手できており、問題はない。

また、完了検査申請手数料は、平成17年に起こった構造計算書偽装問題（耐震偽装問題）を契機に、中間検査の有無を区別した平成18年度以降、改定が行われていないが、現在の価格に妥当性があり、建築確認申請手数料と同様、問題はない。

(3) 廃棄物処理手数料

(3-1) 廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分）

①概要

事業系ごみは、排出事業者が収集運搬業者に収集を委託して処理するか、排出事業者自らが廃棄物処理施設に直接搬入し処理している。金沢市では廃棄物処理施設として、山間地域に最終処分場である戸室新保埋立場を、都市部に焼却施設である東部環境エネルギーセンターと西部環境エネルギーセンターの合わせて3施設を設置している。これらの施設で廃棄物を受け入れ、埋立や焼却処分を行う際は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。施設の概要及び手数料は次のとおりである。

最終処分場の概要

| | | | |
|------|-------------------|------|-------------------------|
| 名称 | 戸室新保埋立場 | 総面積 | 286,000m ² |
| 所在地 | 金沢市戸室新保リ48番地1 | 埋立面積 | 180,000m ² |
| 開設年月 | 平成6年4月 | 埋立容量 | 3,946,000m ³ |
| 埋立期間 | 平成6年4月～同34年3月（予定） | 埋立工法 | サンドイッヂ工法（注） |

（注）廃棄物の一定堆積量ごとに覆土を行い、廃棄物の飛散や害虫などの発生を防ぐ方法。

焼却施設の概要

| | | |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 名称 | 東部環境エネルギーセンター | 西部環境エネルギーセンター |
| 所在地 | 金沢市鳴和台357番地 | 金沢東力町ハ3番地1 |
| 敷地面積 | 18,029m ² | 10,020m ² |
| 延床面積 | 9,988m ² | 14,779m ² |
| 竣工 | 平成3年3月 | 平成24年3月 |
| 総事業費 | 約73億円 | 約133億円 |
| 処理能力 | 250t／24h (125t／24h × 2基) | 340t／24h (170t／24h × 2基) |

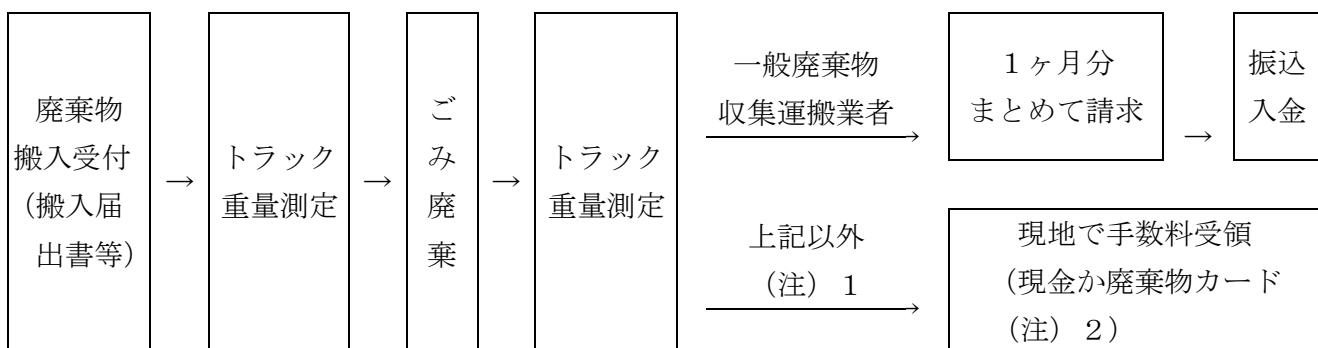
手数料

| 区分 | 金額（消費税を含む） |
|---|--|
| 埋立場に搬入された一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う場合（注）1 | <ul style="list-style-type: none"> ・1回の搬入量が2,000kgを超える場合 100kgまでごとに 972円 ・1回の搬入量が500kgを超え2,000kg以下の場合 100kgまでごとに 864円 ・1回の搬入量が500kg以下の場合 1,400円 |
| 一般廃棄物収集運搬業者から東部環境エネルギーセンター又は西部環境エネルギーセンターに搬入された一般廃棄物の処分を行う場合 (注) 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・20kgまでごとに 172円 |
| 一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターに搬入された一般廃棄物の処分を行う場合（注）3 | <ul style="list-style-type: none"> ・20kgまで 172円 ・20kgを超える10kgまでごとに 86円 |

- (注) 1. 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
 2. 1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
 3. 10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分）の徴収事務の流れは以下のとおりである。

ア 廃棄物受入れと手数料徴収事務の流れ（戸室新保埋立場、東部環境エネルギーセンター、西部環境エネルギーセンター）

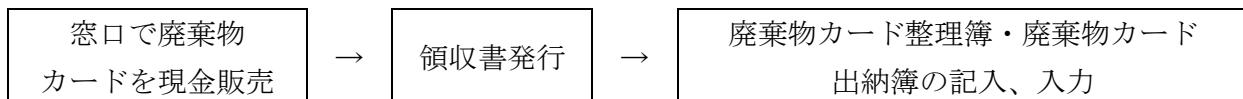


(注) 1. 西部環境エネルギーセンターを除く。

2. 戸室新保埋立場のみ。

イ 廃棄物カード販売と手数料徴収事務の流れ（環境政策課、戸室新保埋立場）

廃棄物カードとは、埋立場で廃棄物処理手数料を支払うための金券であり、1万円券から20万円券までの6種類がある。



②過去5年間の歳入決算等の推移

（単位：千円）

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 埋立処分計① | 234,192 | 245,794 | 216,945 | 245,189 | 225,195 |
| 一般廃棄物収集運搬業者 | 33,763 | 33,958 | 32,221 | 38,623 | 38,469 |
| 現金搬入 | 36,969 | 42,076 | 43,582 | 47,115 | 47,876 |
| 廃棄物カード | 163,460 | 169,760 | 138,040 | 144,190 | 138,850 |
| 災害廃棄物 | — | — | 3,102 | 15,261 | — |
| 焼却処分計② | 423,402 | 422,882 | 426,233 | 437,594 | 459,750 |
| 一般廃棄物収集運搬業者 | 416,147 | 416,341 | 419,575 | 430,530 | 451,832 |
| 自己搬入 | 7,255 | 6,541 | 6,658 | 7,064 | 7,918 |
| 合計 (①+②) | 657,594 | 668,676 | 643,178 | 682,783 | 684,945 |

③手数料の減免

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第35条では「市長は、天災、火災その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「廃棄物処理手数料減免事務取扱要領」に定められている。

平成26年度の減免実績は、19件、3,587千円である。これは、全て火災等によるものである。

(監査手続)

①廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分）の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②所管課である環境政策課では、廃棄物カード（金券）の販売記録と入金記録の突合を行った。東部環境エネルギーセンターでは、廃棄物の搬入記録と入金記録の突合を行った。戸室新保埋立場では廃棄物カードの販売と廃棄物の受入れの両方を行っているので、両方の手続を行った。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

⑤上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、搬入届出書、公金払込書兼領収証書、廃棄物カード出納簿、廃棄物カード整理簿、廃棄物処理手数料減免申請書、り災証明書等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

ア 環境政策課

窓口購入受付簿、廃棄物カード出納簿、公金払込書兼領収証書の突合を11件行った。また、平成27年8月25日の廃棄物カードの実在数と廃棄物カード出納簿の突合を行った。

イ 東部環境エネルギーセンター

搬入届出書、領収書控、歳入調定簿兼収入原簿の突合を5件行った。

ウ 戸室新保埋立場

現金領収については、埋立場搬入届出書と搬入日報の突合を5件行った。廃棄物カード販売については、廃棄物カード出納簿、廃棄物カード整理簿、領収書控の突合を5件行い、併せて平成27年8月25日の廃棄物カードの実在数と廃棄物カード出納簿の突合を行った。以上、これらの手続は全て適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の減免について

減免の申請から承認までの手続を検証したが、廃棄物処理手数料減免事務取扱要領に基づ

き適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③手数料の妥当性について

平成9年の金沢市廃棄物総合対策審議会において、事業系ごみの処理手数料は処理原価の100%を目標値として、段階的に改定を進めていくとされているが、平成17年度以降、実質的な改定は行われていない状況にある。

表57 改定履歴

(単位：円)

| 区分 | | 平成 6年度 | 平成 8年度 | 平成 9年度 | 平成 12年度 | 平成 17年度 | 平成 26年度 |
|--------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 埋立場搬入処分手数料 | 2,000kg超 100kg毎 | 412 | 618 | 630 | 735 | 945 | 972 |
| | 500kg超 2,000kg以下 100kg毎 | 309 | 515 | 525 | 630 | 840 | 864 |
| | 500kg以下 | 1,000 | 1,200 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 1,400 |
| 環境エネルギーセンター搬入処分手数料 | 一般廃棄物 収集運搬業者 20kg毎 | 82 | 103 | 105 | 126 | 168 | 172 |
| | 自己搬入 10kg毎 | 41 | 51 | 52 | 63 | 84 | 86 |

(注) 平成9年度及び平成26年度の改定は、消費税率の引き上げに伴う改定である。

平成26年度に消費税増税相当分を、手数料に転嫁する改定を行っているが、処理原価に対する負担率は以下のとおり、目標の100%にはほど遠い状況にある。

表58 平成26年度改定後の負担率

| 区分 | | 金額(円/kg) | 負担率(%) |
|--------------------|---------------------|----------|--------|
| 埋立場搬入 処分手数料 | 2,000kg超 | 9.72 | 66 |
| | 500kg超 2,000kg以下 | 8.64 | 59 |
| | 500kg以下(注) | 4.67 | 32 |
| 環境エネルギーセンター搬入処分手数料 | | 8.64 | 59 |

(注) 埋立場搬入処分手数料(500kg以下)は、引っ越しなどに伴う家庭からの多量ごみが搬入されるため、負担率は50%を目標としている。

表57で記載したとおり、この20年間で、ほぼ2倍の金額となったが、現状では廃棄物処理原価の全額回収にはほど遠い状態である。改定が小額にとどまる理由は、次のとおりである。

- ・民間の経済状況が悪化している中で、改定は理解されがたいため
 - ・廃棄物処理原価が上昇している主な理由が、ごみ量の減少であるため
- このように、手数料の改定に当たって明確な基準はなく、その時々の状況に応じて改定され

てきた。

次表は、可燃ごみを処理施設に搬入した場合の手数料を、県庁所在地の中核市と比較したものである。

表59 県庁所在地の中核市との比較

(単位：円／kg)

| 中核市名 | 手数料 | 中核市名 | 手数料 | 中核市名 | 手数料 |
|------|------|------|------|------|------|
| 青森市 | 10.0 | 長野市 | 13.0 | 高知市 | 12.0 |
| 盛岡市 | 10.0 | 岐阜市 | 無料 | 長崎市 | 6.2 |
| 秋田市 | 11.5 | 大津市 | 19.4 | 大分市 | 10.0 |
| 宇都宮市 | 22.2 | 奈良市 | 10.0 | 宮崎市 | 3.2 |
| 前橋市 | 18.0 | 和歌山市 | 13.0 | 鹿児島市 | 7.0 |
| 富山市 | 18.0 | 高松市 | 15.5 | 那覇市 | 11.0 |
| 金沢市 | 8.6 | 松山市 | 15.0 | 平均 | 12.3 |

各都市の条件が完全に一致しているわけではないため単純比較できない側面もあるが、金沢市の廃棄物処理手数料は、他都市に比べて低い水準にあると思われる。

こうした状況を踏まえ、金沢市においては、家庭ごみの有料化制度の導入に合わせ、事業系ごみについても減量及び資源化を推進するため、当該手数料の改定について、金沢市廃棄物総合対策審議会に諮問したところである。

平成28年2月には、同審議会から答申がなされ、当該手数料の改定が認められた状況にある。今後、答申どおりに改定を行い、受益者負担の適正化を図る必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分）については、金沢市廃棄物総合対策審議会の答申どおりに改定を行い、受益者負担の適正化を図る必要がある。

(3-2) 廃棄物処理手数料（家庭系）

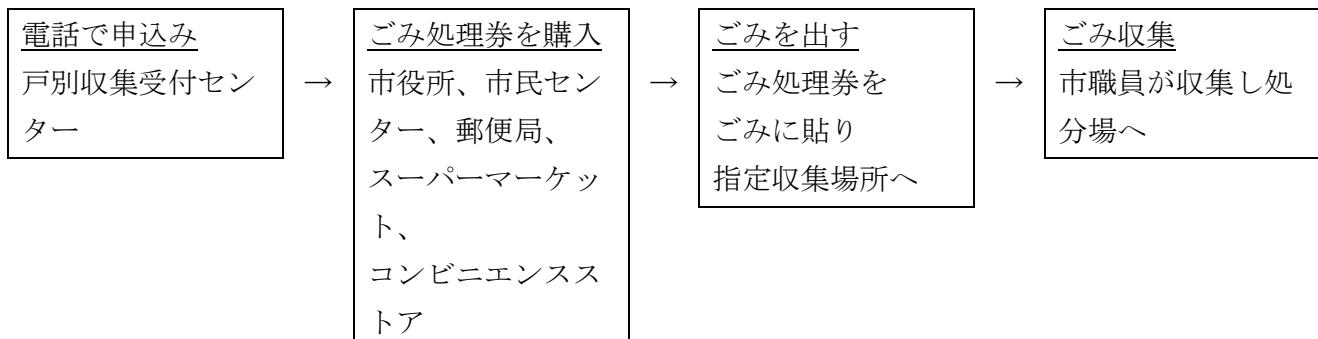
①概要

金沢市は、家庭系のごみのうち、定められた日時と場所に出す燃やすごみ、燃やさないごみ、資源回収ごみ、あきびんの収集は無料で行っているが、粗大ごみ、多量ごみ、ペットの死体（以下「有料粗大ごみ等」という。）については有料としており、これらを収集する際に、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。

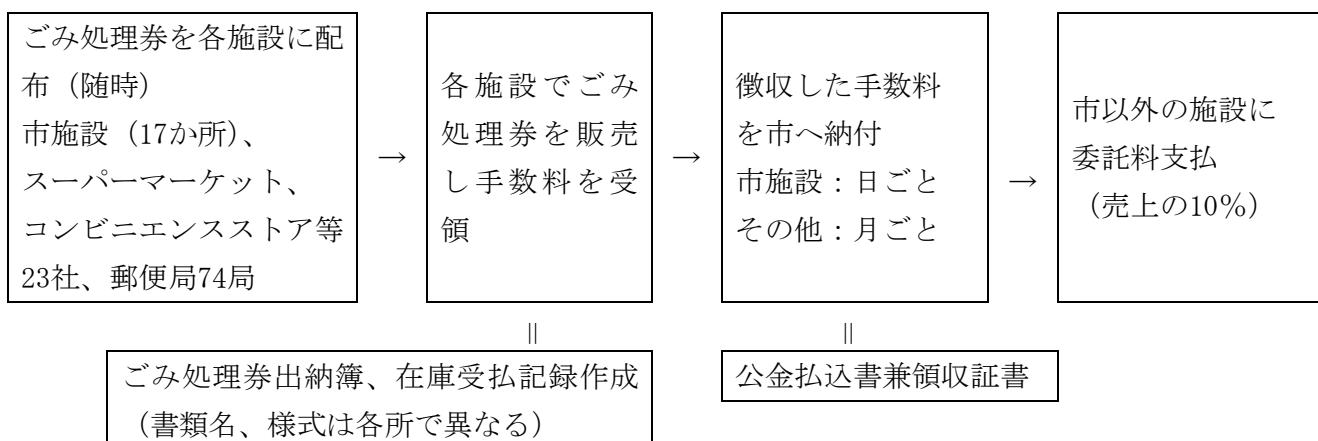
| 区分 | 金額（消費税を含む） |
|--|-------------------------------|
| 粗大ごみの収集等を行う場合 (中型ごみ、大型ごみ) | 1点につき 1,000円以内で品目別に規則で定める額（注） |
| 臨時多量ごみの収集等を行う場合 (多量ごみ) | 2t 標準車両1台につき 9,700円 |
| 犬、猫等の死体の収集等を行う場合 (下記に掲げる場合を除く。) (ペットA) | 1体につき 2,400円 |
| 犬、猫等の死体の収集等を行う場合 (処分を専用の炉において行う場合に限る。) (ペットB) | 1体につき 5,600円 |

（注）金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則により、一番長い辺が140cm以下の粗大ごみ1個当たり500円、一番長い辺が140cmを超える粗大ごみ1個当たり1,000円としている。

なお、市民が有料戸別収集を依頼する際の手順は次のとおりである。



廃棄物処理手数料（家庭系）の徴収事務の流れは以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

| 販売場所 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 郵便局（74局） | 10,133 | 10,109 | 9,420 | 10,115 | 9,446 |
| スーパーマーケット、コンビニエンスストア等（23社） | 28,949 | 29,293 | 27,692 | 33,146 | 28,174 |
| 市施設（17か所） | 933 | 868 | 903 | 993 | 4,196 |
| 合計 | 40,015 | 40,270 | 38,015 | 44,254 | 41,816 |

(注) 平成26年度の市施設の歳入が増加したのは、消費税増税による手数料改定に伴い新しいごみ処理券を作製したが、民間販売用ごみ処理券が不足し、市施設での購入を勧奨したためである。

③手数料の減免

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第35条では「市長は、天災、火災その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されているが、平成26年度に減免した実績はない。

(監査手続)

①廃棄物処理手数料（家庭系）の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②郵便局、スーパーマーケット、市施設のうち各1か所ずつ（金沢南郵便局、アピタ金沢店、泉野市民センター）で、ごみ処理券の出納簿と受払記録、現在在庫の突合を行った。

③手数料を設定した際の資料入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、公金払込書兼領収証書、出納簿、在庫受払一覧表、預り金払出票、棚卸一覧表等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

ア 金沢南郵便局

平成27年9月の在庫受払一覧表、預り金払出票、棚卸一覧表、平成27年9月16日現在のごみ処理券現物在庫の突合を行った。

イ アピタ金沢店

平成27年5月～8月のごみ処理券出納簿兼手数料集計表、公金払込書兼領収証書、ごみ処理券の保管半券を突合した。

ウ 泉野市民センター

出納簿、公金払込書兼領収証書、平成27年9月16日現在のごみ処理券現物在庫の実査を行った。

以上、これらの手続は全て適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の妥当性について

昭和63年度の金沢市廃棄物処理審議委員会において、家庭系の廃棄物のうち有料粗大ごみ等については、処理費用の50%を、受益者に負担してもらう方針としている。その「負担率50%」を目標として手数料が設定されており、平成25年度の実績値は目標の50%をわずかに下回っている状況にあるが、埋立・焼却系のごみや家庭系の無料ごみと共に発生する経費や重量の按分を計算過程で使用しているため、誤差範囲と考えてよい。

表60 平成25年度の負担率 (単位：円)

| | |
|---------------------|------------|
| 廃棄物処理手数料収入① | 44,254,900 |
| 廃棄物処理費用② | 90,482,124 |
| 粗大ごみ、多量ごみの収集経費 | 66,760,094 |
| ペットの収集経費 | 5,787,370 |
| 埋立及び焼却に要する処分経費 | 17,934,660 |
| 費用に対する収入の割合（負担率）①÷② | 48.9% |

(参考) 廃棄物処理費用の算出方法

粗大ごみ、多量ごみ、ペットとも、収集経費は有料粗大ごみ等収集業務に係る受付経費、車両減価償却費、収集委託費及び人件費を集計したものであり、正確な費用が把握されている。他方、処分経費については、有料粗大ごみ等についてのみを把握することはできないため、便宜上、埋立・焼却に要する総費用を総処理量で割って処分単価を計算し、これに有料粗大ごみ等の収集量を乗じて算出している。

なお、有料粗大ごみ等の区分別の負担率は、以下のようにになっており、区分によってかなりのばらつきがある。

表61 区分別負担率

| 区分 | 処理費用(円) | 手数料収入(円) | 負担率(%) |
|----------|---------|----------|--------|
| 中型ごみ | 701 | 500 | 71.3 |
| 大型ごみ | 2,100 | 1,000 | 47.6 |
| 多量ごみ | 32,511 | 9,700 | 29.8 |
| 犬猫(ペットA) | 2,920 | 2,400 | 82.2 |
| 犬猫(ペットB) | 6,295 | 5,600 | 89.0 |

区分ごとの処理費用は、収集経費と処分原価のkg当たり単価に、1件当たりの平均重量(ごみ区分ごとに設定されている)を乗じて算定したものである。

1件当たりの平均重量算出方法の正確性についても検証したが、過去の実測数値の平均を採

用しており、その考え方には問題はなかった。

当該手数料は、平成14年度に粗大ごみ収集事務の全面的な改正が行われ、現在の制度となつたが、それ以降に手数料改定が行われたのは、平成26年度のみである。

この改定は、消費税増税に対応したものとペットの死体を専用炉で焼却する区分を新設したものである。

平成14年度以降、消費税増税への対応以外は改定が行われていないが、多量ごみを除き、目標とする負担率50%が概ね達成されているため、特に問題はないと考えられる。

また、県庁所在地の中核市における有料ごみの処理手数料については、以下のとおりである。

表62 県庁所在地の中核市の有料ごみの処理手数料 (単位：円)

| 中核市名 | 中型ごみ | 大型ごみ | 多量ごみ |
|------|---------|-------------|----------------------|
| 青森市 | 800 | 800 | — |
| 盛岡市 | 600 | 1,200 | — |
| 秋田市 | 200、500 | 1,000、1,500 | — |
| 宇都宮市 | 830 | 830 | — |
| 前橋市 | 無料 | 無料 | — |
| 富山市 | 重量 | 重量 | 重量 |
| 金沢市 | 500 | 1,000 | ごみ収集車（2t車）1台9,700 |
| 長野市 | 重量 | 重量 | 2t トラック 1台24,600（注2） |
| 岐阜市 | 400～800 | 800～1,600 | — |
| 大津市 | 重量 | 重量 | — |
| 奈良市 | 無料 | 無料 | — |
| 和歌山市 | 無料 | 無料 | — |
| 高松市 | 510 | 1,020～2,040 | — |
| 松山市 | 無料 | 無料 | — |
| 高知市 | 無料 | 無料 | — |
| 長崎市 | 514 | 1,028 | — |
| 大分市 | 重量 | 重量 | 軽貨物自動車1台2,140 |
| 宮崎市 | | 500～2,500 | — |
| 鹿児島市 | 350 | 700 | — |
| 那覇市 | 300 | 300 | — |

(注) 1. 重量と記載されている都市は、ごみの大きさではなく重量で料金を決めている。

中型ごみと大型ごみの区別は金沢市と一致している訳ではないが、概ね近い区分で分けられている。無料となっている都市は、1回の回収量を制限することによって廃棄物の増加を防止している。

2. 2t トラック 1台24,600円、1／2台15,500円、1／4台10,900円となっている。

各市において様々な料金体系が取られており、その状況を一つの表で示すことは難しいが、金沢市が設定している手数料は、他都市と比べても標準的な水準にあり、その体系については簡易な区分方法が採用されていると言える。

簡易な制度にすることにより行政コストが削減されている面もあるが、手数料については区分ごとに検証する必要がある。

特に、負担率が最も低くなっている多量ごみについて、他都市においては自己搬入を原則としており、金沢市のように収集する都市は4市となっている。他都市にはないサービスを提供しており、その受益者には、適正な負担を求める必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料（家庭系）のうち、多量ごみについては、目標とする負担率を大きく下回っていることから、適正な受益者負担を求める必要がある。

(3－3) 廃棄物処理手数料（処理業許可等）

①概要

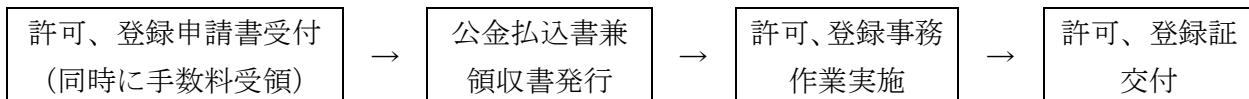
廃棄物や廃自動車の適正処理、浄化槽の適正な維持管理を図るため、法令等により、廃棄物処理業や浄化槽清掃業を行う際は、地方自治体の許可や登録が必要である。その許可等に際して、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。その許可等は全部で9種49区分に分かれるが、主な区分は次のとおりである。

| 手数料名 | 主な区分 | | 金額（円） | 事業者数 |
|----------------------|---------|---------------------|--------------------------|------|
| | 種類 | 手続 | | |
| 一般廃棄物処理業等許可申請手数料 | 収集・運搬 | 新規 | 10,000 | 38 |
| | | 更新 | 10,000 | |
| | | 変更 | 10,000 | |
| | 処分 | 新規 | 10,000 | 6 |
| | | 更新 | 10,000 | |
| | | 変更 | 10,000 | |
| 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 一 | 更新 | 10,000 | 1 |
| 産業廃棄物処理業等許可申請手数料 | 収集・運搬 | 新規 | 81,000 | 76 |
| | | 更新 | 73,000 | |
| | | 変更 | 71,000 | |
| | 処分 | 新規 | 100,000 | 32 |
| | | 更新 | 94,000 | |
| | | 変更 | 92,000 | |
| 特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料 | 収集・運搬 | 新規 | 81,000 | 17 |
| | | 更新 | 74,000 | |
| | | 変更 | 72,000 | |
| | 処分 | 新規 | 100,000 | 3 |
| | | 更新 | 95,000 | |
| | | 変更 | 95,000 | |
| 一般廃棄物処理施設設置等許可申請手数料 | 施設の設置 | 新規 又は 110,000 | 130,000 又は 110,000 | 10 |
| | | 変更 | 120,000 又は 100,000 | |
| | 施設の定期検査 | | 33,000 | |

| 手数料名 | 主な区分 | | 金額（円） | 事業者数 |
|---------------------|---------|----|--------------------------|------|
| | 種類 | 手續 | | |
| 産業廃棄物処理施設設置等許可申請手数料 | 施設の設置 | 新規 | 140,000 又は 120,000 | 47 |
| | | 変更 | 130,000 又は 110,000 | |
| | 施設の定期検査 | | 33,000 | |
| | | | | |
| 汚染土壤処理業許可申請手数料 | — | 新規 | 240,000 | 1 |
| | | 更新 | 224,000 | |
| | | 変更 | 222,000 | |
| 使用済自動車資源化事業者許可申請手数料 | 解体業 | 新規 | 78,000 | 7 |
| | | 更新 | 70,000 | |
| | 破碎業 | 新規 | 84,000 | 3 |
| | | 更新 | 77,000 | |
| | | 変更 | 75,000 | |
| | 引取業 | 新規 | 4,000 | 248 |
| | | 更新 | 3,500 | |
| 使用済自動車資源化事業者登録申請手数料 | フロン類回収業 | 新規 | 5,000 | 34 |
| | | 更新 | 4,000 | |

各手数料については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、土壤汚染対策法、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に、49区分全てが規定されている。

なお、許可、登録に関する申請手数料の徴収事務の流れは、以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

| 手数料名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般廃棄物処理業等許可申請手数料 | 230 | 250 | 260 | 200 | 260 |
| 浄化槽清掃業許可申請手数料 | — | 10 | — | 10 | — |
| 産業廃棄物処理業等許可申請手数料 | 14,888 | 1,745 | 1,100 | 1,099 | 1,167 |
| 特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料 | 1,303 | 220 | 491 | 563 | 391 |
| 一般廃棄物処理施設設置等許可申請手数料 | — | 99 | 33 | 33 | — |
| 産業廃棄物処理施設設置等許可申請手数料 | 360 | 600 | 374 | 482 | 273 |
| 汚染土壤処理業許可申請手数料 | 240 | — | — | — | — |
| 使用済自動車資源化事業者許可申請手数料 | — | 147 | — | — | 574 |
| 使用済自動車資源化事業者登録申請手数料 | 35 | 51 | 724 | 64 | 173 |
| 合 計 | 17,056 | 3,122 | 2,982 | 2,451 | 2,838 |

(注) 平成23年度に大きく減少したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、産業廃棄物収集運搬業許可について規制緩和がなされ、石川県許可があれば金沢市においても業を行えることとなったためである。

(監査手続)

①廃棄物処理手数料（処理業許可等）の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②平成26年度の産業廃棄物処理業等許可申請及び使用済自動車資源化事業者許可申請について申請書類一式の記載内容を検討し、併せて記載された手数料が金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例と整合していることを確認した。

③手数料を設定した際の資料入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、公金払込書兼領收証書、各申請書等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

平成26年度の産業廃棄物処理業等許可申請については3件、使用済自動車資源化事業者許可

申請については7件の申請書類一式の記載内容を検討し、併せて、記載された手数料が金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例と整合しているかどうかを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の妥当性について

当該手数料は、全て法令等に基づく手数料であるため、基本的には、法令改正等に伴う国・制度改正時に、改定が行われてきた。

表63 手数料の改定履歴

(単位：円)

| 手数料名 | 前々回改定 | 前回改定 | 現在 |
|-----------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 一般廃棄物処理業等許可申請手数料 | | 昭和53年4月1日 5,000 | 昭和59年4月1日 10,000 |
| 浄化槽清掃業許可申請手数料 | | 昭和53年4月1日 5,000 | 昭和59年4月1日 10,000 |
| 産業廃棄物処理業等許可申請手数料 (注) 1 | 平成8年2月1日 69,000 | 平成11年4月1日 72,000 | 平成12年4月1日 73,000 |
| 特別管理産業廃棄物処理業等許可 申請手数料 (注) 1 | 平成8年2月1日 70,000 | 平成11年4月1日 72,000 | 平成12年4月1日 74,000 |
| 一般廃棄物処理施設設置等許可申請 手数料 (注) 2 | 平成4年7月4日 97,000 | 平成8年2月1日 110,000 | 平成12年4月1日 130,000 |
| 産業廃棄物処理施設設置等許可 (注) 2 | 平成4年7月4日 97,000 | 平成8年2月1日 120,000 | 平成12年4月1日 140,000 |
| 汚染土壌処理業許可申請手数料 (注) 1 | | | 平成21年10月23日 240,000 |
| 使用済自動車資源化事業者許可申請 手数料 (注) 1 | | | 平成16年7月1日 70,000 |
| 使用済自動車資源化事業者登録申請 手数料 (注) 1 | | | 平成17年1月1日 3,500 |

(注) 1. 複数の区分があるため、平成22年度から平成26年度までの5年間で最も多く収入が計上されている区分を記載している。

産業廃棄物処理業等許可申請手数料（収集運搬業許可更新申請手数料）

特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料（収集運搬業許可更新申請手数料）

汚染土壌処理業許可申請手数料

使用済自動車資源化事業者許可申請手数料（解体業許可更新申請手数料）

使用済自動車資源化事業者登録申請手数料（引取業登録更新申請手数料）

2. 新設区分があるため比較可能な区分（処理施設設置許可申請手数料）を対象として記載している。

また、当該手数料の妥当性を検証する資料は、毎年度作成されている。例として、産業廃棄物処分業許可更新手数料を以下に記載する。

表64 産業廃棄物処分業許可更新手数料の検証資料

| 手数料の金額 | | 94,000円 | 算定額 | | | 94,255円 |
|--------|---------|--------------------------------------|---------|------------------------------|------------|---------|
| 区分 | 1件当たり経費 | 内 容 | 所要時間(分) | 人員(名) | 所要時間×人員 | |
| 人件費 | (円) | 受 付 | 35 | 1 | 35 | |
| | | 審 査 | 245 | 2 | 490 | |
| | | 現地調査 | 530 | 2 | 1060 | |
| | | 起案決議 | 15 | 6 | 90 | |
| | | 許可証作成 | 5 | 1 | 5 | |
| | | 交 付 | 5 | 1 | 5 | |
| | | その他の | | | | |
| | | 合 計 | | | 1,685 (分) | |
| 93,484 | | 1件当たり所要給与費 55.48 (円) × 1件当たりの所要時間 | | | 93,484 (円) | |
| 報 酬 | (円) | 内 容 | 委員報酬 | 人員(名) | 1日当たり件数 | |
| | | 専門知識を有する者に対する意見聴取費 | | | | |
| | | 1件当たり報酬 委員報酬×人員 ÷ 1日当たり件数 | | | (円) | |
| 印刷製本費 | (円) | 申請書 | 20.0 | | | |
| | | 許可証 | 2.5 | | | |
| | | 起案復命書 | | | | |
| | | 査定表 | | | | |
| | | 決済簿 | | | | |
| | | 封筒 | | | | |
| | | その他の | | | | |
| | | 合計 | 22.5 | | | |
| 物件費 | (円) | 車両使用時間 180 (分) | | 車両償却費 (1時間当たり) 109.9 (円) | | |
| | | | | 車両償却費 (1件当たり) 329 (円) | | |
| | | 1件当たりの距離 20 (km) | | ガソリン 1km当たりの単価 15.984 (円) | | |
| | | | | 1件当たりのガソリン代 319 (円) | | |
| | | | | | | |
| その他の経費 | 100 | 旅費 | (円) | | | |
| | | 通信運搬費 | 100 (円) | | | |
| | | 消耗品 | (円) | | | |

この資料は、基本的に区分ごとに作成されており、それによる算定額は、全て現行の手数料と近似している。しかし、この資料は形式的に作成されており、実態を反映しているかどうか検証が十分なされていない。

地方公共団体が行う事務作業で住民に手数料を請求するもののうち、全国的に統一して定めることが特に必要なものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「手数料令」という。）でその金額が定められている。

当該手数料のうち、一般廃棄物関連の手数料及び自動車リサイクル法に基づく手数料については、主として他の自治体の手数料を参考に設定しており、産業廃棄物関連の手数料は、手数料令に基づき設定している。

手数料令を定めるのは国であるが、実態を把握して、現在の手数料が妥当かどうかを検討する役割を地方自治体も果たさなければならない。

当該手数料は、受益者、すなわち廃棄物処理業者が全額負担すべきであり、公的な補助をするものではない。

前記の建築確認申請手数料では、手数料の改定に際して、区分ごとに数件の作業を抽出し、実際の作業時間を測定して、その妥当性を検証した事例もあることから、処理業許可等に係る廃棄物処理手数料についても、事務作業に相当する金額が、手数料として回収されているか検証する必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料（処理業許可等）については、事務作業に相当する金額が、現行の手数料で回収されているか検証する必要がある。

(4) 住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料

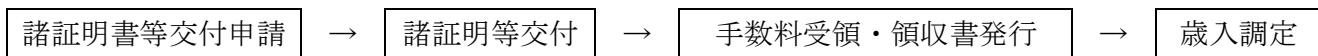
①概要

住民票写し及び印鑑登録証明書などの諸証明書は、平成27年4月1日現在、市役所市民課、各市民センター（市内14か所）、自動交付機（市内11か所）、郵便局（市内4局）、広域行政窓口サービス（県内9市町役場）において交付しており、交付に際して、金沢市手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

表65 住民票写し交付手数料等

| 区分 | 金額 |
|--------------|------------------------------|
| 住民票写し交付手数料 | 300円 |
| 印鑑登録証明書交付手数料 | 300円 |
| 資産証明書交付手数料 | 300円 |
| 所得課税証明書交付手数料 | 300円 |
| 納税証明書交付手数料 | 300円 |
| その他証明書交付手数料 | 住宅用家屋証明書 1,300円 上記以外 300円 |

住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料の徴収事務の流れは、以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 住民票写し | 62,387 | 61,175 | 63,377 | 74,088 | 67,300 |
| 諸証明書 | 74,770 | 68,912 | 67,423 | 66,361 | 66,007 |

③手数料の減免等

住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料には、手数料を徴収しないものとして、公用、無料、減免の3種がある。

公用とは、官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したものである（金沢市手数料条例第5条第3号）。

無料とは、法律や条例等であらかじめ手数料を徴収しないこととされているものである。これらは市の裁量で無料とするものであり、無料にするための申請書や手續は存在しない。

平成26年度において金沢市が発行した住民票写し及び諸証明書は合計492,339通のうち、手数料を徴収しないものは合計64,108通（公用17,580通、無料46,528通）であった。

減免は、発生した手数料の一部又は全部を消滅させるものであり、近年では大きな自然災害（浅野川大雨災害、東日本大震災）の被災者に係る各種証明書交付手数料が減免されたが、平成26年度においては実績がない。

(監査手続)

- ①住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。
- ②無料で発行されている諸証明書交付申請書を1ヶ月分閲覧し、無料として取り扱われていることが適切かどうかを検討した。
- ③手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。
- ④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、諸証明書交付申請書、価格算定資料等

(監査結果)

- ①手数料の徴収事務について

平成26年度中で無作為に3つの指定日を監査人が選択し、市民課と元町市民センターで受けた諸証明書交付申請書の合計額が歳入調定簿兼収入原簿と一致することを確かめた。収納面において、問題点は検出されなかったが、以下の事務については、より慎重な対応が必要である。

諸証明書の交付申請を受け付ける際、市民課等の窓口担当者は申請者の本人確認を行うことになっている。本人確認の方法については「証明書等の交付請求等に関する本人確認事務取扱要綱」に定められている。

諸証明書交付申請書の下欄には、窓口担当者が本人確認をどのように行ったかを記載する部分がある。今回の監査では206件の諸証明書交付申請書を抽出し、閲覧したが、そのうち2件でどのように本人確認をしたか記載のないものがあった。

また、代理人からの交付申請を受け付ける場合の対応については、「諸証明及び住民異動届等本人確認マニュアル」に定められており、代理権限を確認することが必要とされている。

監査の対象とした諸証明書交付申請書のうち、1件だけ本人と姓も住所も異なる代理人による申請があったが、どのように代理権限を確認したか、記載のないものがあった。

これらは、単なる記載漏れと考えられるが、マイナンバー制度が施行され、個人情報保護の意識と重要性が一層高まっていることから、諸証明書等の交付に当たっては、より一層正確かつ慎重に対応する必要がある。

【意見】

住民票写し及び諸証明書の交付に当たっては、基本的な確認作業が漏れることのないよう、より一層正確かつ慎重に対応する必要がある。

②無料で交付された諸証明書について

平成27年10月に市民課窓口で発行された無料の諸証明書30通に関する書類を閲覧したところ、次のような状況であった。

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 軽自動車税の納税証明書 | 10通 |
| 2 | 就学奨励費補助金交付申請用の所得証明書 | 1通 |
| 3 | 戸籍に記録がないことの告知書 | 14通 |
| 4 | 住所地が存在しないことの証明書 | 1通 |
| 5 | 住居表示変更通知書 | 2通 |
| 6 | 固定資産価格通知書 | 2通 |

上表のうち、1から4までは「金沢市手数料免除に関する取扱い及び証明に関する取扱い要領」に記載されているものであり、その根拠となる法令、条例等との整合性も確認できた。

5と6については同要領に記載はなかったが、両方とも通知書であり証明書ではないため、手数料を請求すべき書類に当たらないと解釈しているとのことである。

これらの手続において、問題点は検出されなかった。

③手数料の妥当性について

住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料については、戸籍手数料令に規定されていた戸籍記載事項証明書の手数料と同額に設定していた。

平成5年1月1日から戸籍記載事項証明書の手数料が200円から300円に改定されたことに伴い、住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料も200円から300円に改定した。

平成12年に戸籍手数料令が廃止され、その内容は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(以下「手数料令」という。)に引き継がれた。手数料令では、現在、戸籍記載事項証明書の手数料は350円となっているが、以下のとおり、証明書発行等に関する原価相当額は、現在の手数料で回収できているため、平成5年の改定以来、手数料は改定されておらず、300円のままとなっている。

表66 平成26年度の証明書発行等に関する原価相当額

| 区分 | 所要時間 | 人件費 | 物件費 | 合計 | 現行手数料 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 住民票写し | 4.9分 | 272円 | 7.12円 | 279円 | 300円 |
| 印鑑登録証明書 | 4.9分 | 272円 | 5.78円 | 278円 | 300円 |
| 住宅用家屋証明書 | 22.0分 | 1,221円 | 55.00円 | 1,276円 | 1,300円 |

(注) 人件費は平成26年度の金沢市役所全体の平均時間単価で算出し、物件費は交付申請用紙、証明書用紙、プリンターインク代の合計額である。

また、他の中核市の状況は、以下のとおりである。

表67 中核市の住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料状況

| 150円 | 200円 | 250円 | 300円 | 350円 | 400円 | 平均 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 1市 | 7市 | 2市 | 29市 | 4市 | 1市 | 276円 |

原価相当額の状況、他の中核市の状況から見ても、住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料は、妥当な水準と考えられる。

金額が異なる住宅用家屋証明書交付手数料については、手数料令に定めがなく、金沢市独自で手数料を設定している。平成9年以降、改定が行われていないが、手数料の設定方法については、表66のとおりである。

住宅用家屋証明書交付手数料については、交付件数が非常に少ないため、他の中核市との比較は省略したが、原価相当額を現行手数料で回収できており、妥当な水準と考えられる。

第4 総括

1 使用料及び手数料の設定の現状

使用料及び手数料の設定方法を区分すれば、「第3 外部監査の結果」の各項に記載のとおり、以下のようになる。

表68 使用料の設定方法

| コストを基に決定 | 類似施設等を参考に決定 |
|---------------------------------|---------------------------|
| 近江町交流プラザ、ITビジネスプラザ武蔵、駅前広場（一部不明） | キゴ山周辺施設、体育施設、芸術文化ホール、文化施設 |

(注) 観光駐車場は、不明。

表69 手数料の設定方法

| コストを基に決定 |
|--|
| 建設発生土受入手数料、建築確認申請手数料、完了検査申請手数料、廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分、家庭系、処理業許可等）、住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料 |

使用料は、施設ごとに条例で使用料が定められているものの、使用料設定に際して統一的な基準ではなく、コストを基に決定する方法と類似施設等を参考に決定する方法に大別される。

コストを基に使用料の設定をしている近江町交流プラザとITビジネスプラザ武蔵では、コストの集計範囲に違いがみられる。

また、類似施設等を参考に決定している場合では、一定程度の受益者負担を求める必要があるが、類似施設等との比較検証が主となっており、原則受益者負担という考え方方が希薄している。

手数料は、コストを基に設定しているが、廃棄物処理手数料（埋立・焼却処分、家庭系）については、受益者負担の割合を設定しているものの、実際にはその負担割合を下回っている。

これらのこととは、使用料及び手数料が施設の利用等にかかる行政サービスの対価として、施設の維持管理費等のコストに充てられてはいるが、不足分は市が税金等で補っており、結果的に市民の負担となっている現状にあると言える。

2 使用料及び手数料の設定の方向性

上記を踏まえ、使用料及び手数料の設定に当たっては、施設の利用等にかかる行政サービスに対する適正な受益者負担を求めるとともに、行政サービスの利用者と利用しない市民との負担の公平性を確保することが重要である。

そのためには、以下の点について検討・実施する必要がある。

(1) 合理的かつ適正な受益者負担の検討・設定

まずは、行政コストを利用者と市がどのような割合で負担しているか、現状を的確に把握し、現行の使用料及び手数料の妥当性を検証する必要がある。そのためには、使用料であれば、施設類型ごとに統一的な算定基準を設定し、標準金額を算出した上で、現行使用料との比較検証を行うことが必要である。受益者負担を原則としつつも、それぞれの特殊性等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう検討する必要がある。

(2) 定期的な検証と記録

金沢市では3年に一度、使用料及び手数料の見直しを検討することになっていることから、今後も定期的に検証を行い、その過程を記録に残す必要がある。

(3) 行政コストの削減

効率的な施設運営等により、行政コストを削減し、利用者の負担増加とならないよう工夫する必要がある。

(4) 市民への説明と理解

上記事項について、条例の制定や予算等を通じて公表し、市民に分かりやすく説明するとともに、理解を得る必要がある。

以上